

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Large-scale Relay Dust Containers
(Closed Containers) 4units

(2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 23 May 2011

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第10号

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者の指定事項の変更について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、指定事項変更の届出がありましたので告示します。

平成23年3月23日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

指定番号 第253号

氏名又は名称 第一環境株式会社

住 所 (新) 東京都港区赤坂二丁目2番12号

(旧) 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号

代表者氏名 岡地 雄一

変更年月日 平成23年2月7日

川崎市上下水道局告示第11号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成23年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

1 指定有効期間

平成23年5月1日 から

平成28年4月30日 まで

2 指定工事店

指定番号 826

商号又は名称 株式会社モリセツ

営業所所在地 川崎市多摩区菅三丁目12番25号

代表者氏名 森 博明

指定番号 827

商号又は名称 有限会社三栄配管工業所

営業所所在地 横浜市瀬谷区相沢六丁目47番地の1

代表者氏名 志田 安孝

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	自動車賃貸借8台一式(軽自動車貨物)
	履行場所	仕様書によります。
	履行期間	平成23年7月1日から平成29年6月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「リース」、希望種目「車両」のランク「A」又は「B」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、物品のリース及び役務を確実に履行することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年4月22日 午前10時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第19号

一般競争入札の取消しについて

平成23年1月25日付け川崎市上下水道局公告(調達)第7号で公告した次の物品に係る一般競争入札は取り消します。

平成23年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

- 1 件名
次亜塩素酸ナトリウム 1t(単価契約)(下水)
約2,200トン

- 2 取消理由
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により仕様書の条件を満たす物品が供給できなくなったため

川崎市上下水道局公告第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次の通り公告します。

平成23年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

- 1 施行者の名称
川崎市
- 2 都市計画事業の種類および名称
川崎都市計画下水道事業第1号公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年3月15日から平成28年3月31日まで

4 事務所の所在

川崎市川崎区宮本町1番地(第2庁舎) 川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

5 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市川崎区 小島町、田辺新田、江川1丁目、江川2丁目、田町3丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、四谷下町、池上新町3丁目、大師河原1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、伊勢町、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、浜町2丁目、浜町4丁目、浅野町、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、南渡田町、小田栄2丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田7丁目、鈴木町、港町、旭町1丁目、旭町2丁目、京町2丁目、京町3丁目、本町2丁目、白石町、夜光1丁目及び夜光3丁目地内

同 幸 区 堀川町、幸町2丁目、幸町3丁目、

戸手2丁目、戸手3丁目、戸手4丁目、小向町、小向仲野町、東古市場、古市場1丁目、小向東芝町、小向西町1丁目、鹿島田字上通、字川向及び字関面、新川崎、小倉字南耕地、古市場字重枚通及び字下耕地、北加瀬1丁目、北加瀬2丁目、南加瀬4丁目、南加瀬5丁目並びに矢上地内

同 中原区 上平間字天神台、字玉川淵及び字北村、田尻町、北谷町、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉陣屋町2丁目、小杉御殿町1丁目、西加瀬、市ノ坪字平間境及び字新田、大倉町、木月3丁目、木月4丁目、井田中ノ町、井田1丁目、等々力、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、下新城1丁目、下新城3丁目並びに下小田中1丁目地内

同 高津区 北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子6丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、溝口6丁目、久地字堰前耕地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、上作延字原間谷、下作延字福之円、字東耕地及び字中耕地、下作延4丁目、下作延5丁目、千年字蟻山、字岩川、字岩之前、字上原宿、字下原宿及び字前田耕地、子母口富士見台、明津字西川久保、久末字堰下並びに野川字東耕地地内

同 多摩区 堰2丁目、宿河原2丁目、宿河原3丁目、宿河原6丁目、登戸字庚耕地、字戌耕地及び字壬耕地、長尾1丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、東生田1丁目並びに柘形3丁目地内

同 麻生区 高石3丁目、上麻生6丁目、下麻生3丁目、片平2丁目及び片平3丁目地内

横浜市鶴見区 朝日町1丁目、朝日町2丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、弁天町及び寛政町地内

(2) 使用の部分
なし

川崎市上下水道局公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次の通り公衆の縦覧に供します。

平成23年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

- 1 都市計画事業の種類および名称
川崎都市計画下水道事業第1号公共下水道
- 2 縦覧の場所
川崎市川崎区宮本町1番地（第2庁舎）川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年4月11日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
次亜塩素酸ナトリウム 1t（単価契約）（下水）
約2,200トン
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
仕様書によります。
 - (4) 納入期間
契約の日から平成24年3月31日まで
 - (5) 本案件は、紙入札方式で行います。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち希望種目「化学工業薬品」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成23年4月19日までに行ってください。
 - (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。
また、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市上下水道局総務部契約課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3116
- (2) 期間 平成23年4月11日～平成23年4月19日
(土曜日、日曜日を除く。)
午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」のアドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市上下水道局総務部契約課 担当 石本
電話 044-200-3116

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができる者と認められた者に限り入札に参加することができます。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課 担当 加瀬
電話 044-200-2922

7 確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成23年4月25日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していな

い者には、平成23年4月25日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は次のいずれかによる方法とし、入札金額は薬品1トン当たりの単価を記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成23年5月9日
午前10時

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所第2庁舎4階
上下水道局会議室

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成23年5月6日必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月9日 午前10時

イ 場所 川崎市役所第2庁舎4階上下水道局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市上下水道局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Sodium hypochlorite,
approximately 2,200t
- (2) Time limit for tender:
 - a Direct delivery
10:00A. M., 9 May, 2011
 - b By mail
6 May, 2011
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
General Affairs Department
Waterworks Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki-City, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL : 044-200-3116

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第6号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年4月11日

川崎市交通事業管理者
交通局長 田 卷 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量
 - ア 軽油A（6月分）100キロリットル
 - イ 軽油B（6月分）118キロリットル
 - ウ 軽油C（6月分）75キロリットル
 - エ 軽油D（6月分）135キロリットル
- (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

- ア 川崎市交通局上平間営業所
- イ 川崎市交通局塩浜営業所
- ウ 川崎市交通局井田営業所
- エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

平成23年6月1日から平成23年6月30日まで

(5) 一連の調達契約に関する事項

- 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期
 - 軽油（7月分）約486キロリットル
平成23年5月頃
 - 軽油（8月分）約507キロリットル
平成23年6月頃
 - 軽油（9月分）約447キロリットル
平成23年7月頃
 - 軽油（10月分）約403キロリットル
平成23年8月頃
 - 軽油（11月分）約380キロリットル
平成23年9月頃
 - 軽油（12月分）約372キロリットル
平成23年10月頃
 - 軽油（1月分）約367キロリットル
平成23年11月頃
 - 軽油（2月分）約338キロリットル
平成23年12月頃
 - 軽油（3月分）約369キロリットル
平成24年1月頃

※ 上記の一連の調達契約の納入期間、数量及び入札公告時期については変更することがあります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の業種「燃料・油脂類」種目「石油製品・オイル」に登載されており、かつ、ランク「A」に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年4月25日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていない

こと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び5の書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2 ソシオ砂子ビル5階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228 (直通)

※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成23年4月11日から平成23年4月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類を平成23年4月25日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成23年5月2日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 石沢

電話 044-200-3241 (直通)

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の105分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成23年5月23日午前11時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局入札室 ソシオ砂子ビル4階

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成23年5月19日 必着

(イ) あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

9(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

13 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。
- (5) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Gas Oil Quantity 100kl
 - ②Gas Oil Quantity 118kl
 - ③Gas Oil Quantity 75kl
 - ④Gas Oil Quantity 135kl
- (2) Time limit for tender: 11:00 A.M. 23 May, 2011
- (3) Time limit for tender by mail: 19 May, 2011
- (4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-10-2, Isago, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:044-200-3228

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第16号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条

の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年4月11日

川崎市病院事業管理者 秋月 哲史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
川崎病院で使用する全身用X線コンピュータ断層撮影装置の調達
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室 契約担当
川崎市川崎区宮本町1
- 3 落札者を決定した日
平成23年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ 株式会社 横浜支店
支店長 土屋 誠
横浜市西区高島2-6-32 日産横浜ビル
- 5 契約金額
① 68,250,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日
平成23年2月10日

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第4号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
平成23年3月16日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武志

- 1 日 時 平成23年3月18日（金）14:00から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル2階 第2会議室
- 3 議 事
議案第49号 川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第50号 人事について
- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第5号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。
平成23年3月25日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武志

- 1 日 時 平成23年3月29日（火）15:00から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 教育委員室
- 3 議 事

議案第51号 川崎市教育委員会教育長に対する事務
委任等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第52号 「かわさき教育プラン～第3期実行計
画～」について

議案第53号 川崎市学校運営協議会委員の任免につ
いて

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第6号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。
平成23年3月28日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武志

1 日 時 平成23年4月1日(金) 9:30から

2 場 所 教育文化会館 談話室

3 議 事

議案第1号 川崎市教育委員会委員長の選任につ
いて

議案第2号 川崎市教育委員会委員長職務代理者の
指定について

川崎市教育委員会告示第7号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。
平成23年3月30日

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

1 川崎市立久本小学校長印

(1) 使用開始日 平成23年4月1日

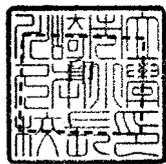
(2) ひな形番号 29

(3) 書 体 てん書

(4) 寸 法 方21ミリメートル

(5) 保管場所及び個数 川崎市立久本小学校 1個

(6) 印 影



川崎市教育委員会告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3
項の規定に基づいて、川崎市青少年の家の指定管理者を
次のとおり指定しましたので、川崎市青少年の家条例
(昭和63年川崎市条例第22号)第4条第3項の規定によ
り告示します。

平成23年3月31日

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

管理を行わせ る施設の名称 及び所在地	川崎市青少年の家 川崎市宮前区宮崎105番地1
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区今井南町514番地1 (名 称) 川崎市青少年の家共同運営事業体 (代表者) 財団法人川崎市生涯学習財団 理事長 小宮山 健治 (構成員) 特定非営利活動法人教育活動総合 サポートセンター 理事長 宮田 進
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市教育委員会告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3
項の規定に基づいて、川崎市少年自然の家の指定管理者
を次のとおり指定しましたので、川崎市少年自然の家条
例(昭和52年川崎市条例第16号)第4条第3項の規定に
より告示します。

平成23年3月31日

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

管理を行わせ る施設の名称 及び所在地	川崎市八ヶ岳少年自然の家 長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482
指定管理者	(所在地) 長野県諏訪郡富士見町富士見6666 番地703 (名 称) 社団法人富士見町開発公社 (代表者名) 理事長 小林 一彦
指定期間	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

川崎市教育委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3
項の規定に基づいて、川崎市子ども夢パークの指定管理
者を次のとおり指定しましたので、川崎市子ども夢パー
ク条例(平成15年川崎市条例第11号)第5条第3項の規
定により告示します。

平成23年3月31日

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

管理を行わせ る施設の名称 及び所在地	川崎市子ども夢パーク 川崎市高津区下作延5丁目30番1号
	(所在地) 川崎市中原区今井南町514番地1

指定管理者	(名 称) 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体 (代表者) 財団法人川崎市生涯学習財団 理事長 小宮山 健治 (構成員) 特定非営利活動法人フリースペースたまりば 理事長 西野 博之
指定期間	平成23年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第3号

平成23年 4月10日執行の川崎市議会議員選挙における川崎市選挙公報に関する条例（昭和46年川崎市条例第82号）第4条第2項及び公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）第63条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年 3月31日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小 原 敏 男

- 1 場 所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎4階 第3会議室
- 2 日 時 平成23年 4月 1日 午後5時

川崎市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成23年 3月31日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小 原 敏 男

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

22,768人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条

第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

256,397人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	58,573人
幸 区	42,233人
中原区	62,542人
高津区	57,679人
宮前区	57,772人
多摩区	55,616人
麻生区	45,047人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

189,731人

監 査 公 表

23川監公第3号

平成23年 4月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松 川 欣 起
同	奥 宮 京 子
同	後 藤 晶 一
同	宮 原 春 夫

監査の種別	定期監査
監査の対象	総務局
	環境局
	交通局
	病院局
	監査事務局

人事委員会事務局

教育委員会事務局（総務部、教育環境整備推進室、学校教育部、総合教育センター、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

監査の範囲 平成21年度及び22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成22年12月1日から
平成23年3月24日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 作業学習に伴う収入及び支出を予算に編入すべきもの

養護学校では、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会における自立を目指して、木工品、工芸品等の製作及び販売を通じた学習（以下「作業学習」という。）を行っている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第210条によると、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。

しかしながら、作業学習においては、販売に伴う収入及び材料費等の支出の一部しか予算に編入しておらず、また、予算に編入していなかった支出に用途不明なものがあった。

作業学習は、特別支援教育の一環として行われているものであり、収入及び支出の全容を明らかにするためにも歳入歳出予算に編入されたい。

（養護学校）

2 使用料の徴収を適正に行うべきもの

川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第25条第1項によると、行政財産の使用許可に係る使用料については、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

しかしながら、電柱、駐車場等の用に供するため使用を許可している行政財産の使用料の徴収事務についてみたところ、川崎市財産規則に定める期限を超えて納期限を設定し、それに基づき納付させている事例があった。

使用料の徴収を適正に行われたい。

（環境局施設部施設課、同浮島処理センター、同堤根処理センター）

3 査定及び返戻手続の改善に向けて検討すべきもの
川崎病院及び井田病院における審査支払機関に対す

る診療報酬請求に係る査定及び返戻事務については、平成19年度以降、査定率及び返戻率がともに著しく上昇している。これについては、各病院において診療報酬請求の適正化に向けた対策を進めているところであり、その状況に改善もみられるが、十分な成果は上がっていない。

査定返戻事務の増加は経営効率の低下にもつながることから、病院局全体の急務の課題として再認識し、対策の充実を図られたい。

また、経理手続については、2月及び3月の診療に係る診療報酬請求のうち査定又は返戻されたものを翌年度の特別損失に計上しているが、査定率及び返戻率が高くなることに伴い、決算に与える影響も大きくなることから、より事業の実績を明瞭に表示するために、経理手続の見直しについても検討されたい。

（病院局経営企画室、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局医事課）

4 未収金の管理を適正に行うべきもの

病院事業会計では、収入のうち債権確定の際に直ちに収納されないものについて未収金として経理している。

この未収金の管理についてみたところ、過年度分の未収金の中に、誤って調定したままとなっている事例、経過等を把握していない事例等があった。

未収金の管理を適正に行われたい。

なお、経過等を把握していない事例については、明確な回答が得られなかったため、早急に詳細を把握した上で適切な対応を図られたい。

（川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課、同医事課）

5 債権管理事務を適切に行うべきもの

民法（明治29年法律第89号）第147条第3号によると、債務者が債務を承認することにより時効が中断することとなる。

高等学校授業料の滞納者に対する債権管理事務をみたところ、滞納者から授業料等納入確約書の提出があったにもかかわらず、時効の中断がなかったものとして、消滅時効の完成による不納欠損処分を行っていた事例があった。

また、平成21年度及び22年度において滞納者に対する催告を実施していなかった。

債権管理事務を適切に行われたい。

（商業高等学校）

6 支出事務を適正に行うべきもの

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務処理を行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付を遡って事務処理を行っていた事例

（総務局秘書部秘書課、総務部法制課、同庁舎管理課、同交流推進課、情報管理部行政情報課、同システム管理課、人事部人事課、同職員厚生課、人材育成センター人材育成課、危機管理室、環境局総務部庶務課、同環境調整課、地球環境推進室、環境対策部企画指導課、同環境対策課、同公害研究所、生活環境部減量推進課、同収集計画課、同川崎生活環境事業所、同中原生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部施設課、同処理計画課、同浮島処理センター、同橘処理センター、教育委員会事務局総務部庶務課、同学事課、同教育改革推進担当、教育環境整備推進室、学校教育部指導課、同健康教育課、幸区・教育担当、高津区・教育担当、宮前区・教育担当、多摩区・教育担当、総合教育センター総務室、同情報・視聴覚センター、小倉小学校、久地小学校、鷺沼小学校、生田小学校、はるひ野小学校、南河原中学校、塚越中学校、平間中学校、中原中学校、高津中学校、平中学校、犬蔵中学校、中野島中学校、川崎高等学校、商業高等学校、高津高等学校、豊学校、養護学校、田島養護学校）

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

ア 川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされているが、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例

（総務局秘書部秘書課、市民情報室、総務部法制課、同庁舎管理課、同交流推進課、情報管理部行政情報課、同システム企画課、同システム管理課、人事部人事課、同労務課、同職員厚生課、人材育成センター人材育成課、危機管理室、東京事務所、環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境対策部企画指導課、同環境対策課、同交通環境対策課、同公害研究所、生活環境部減量推進課、同収集計画課、同廃棄物指導課、同南部生活環境事業所、同川崎生活環境事業所、同中原生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部浮島処理センター、同堤根処理センター、同橘

処理センター、同王禅寺処理センター、教育委員会事務局総務部庶務課、同学事課、同教育改革推進担当、学校教育部指導課、同健康教育課、幸区・教育担当、総合教育センター情報・視聴覚センター、渡田小学校、西御幸小学校、荻宿小学校、中原小学校、坂戸小学校、久地小学校、菅生小学校、臨港中学校、京町中学校、南河原中学校、塚越中学校、中原中学校、高津中学校、東高津中学校、平中学校、犬蔵中学校、中野島中学校、川崎高等学校、商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校、養護学校、田島養護学校）

イ 川崎市病院局事務決裁規程（平成17年病院局規程第4号）第5条によると、物品の調達に係る専決事項の限度額が定められているが、物品の購入について一括発注とすべきところ、分割して起案することにより専決事項を変更していた事例

（川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課）

7 補助金の交付事務を適正に行うべきもの

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金（以下「防災資器材購入補助金」という。）は、市内の自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対して交付されている。

平成21年度の防災資器材購入補助金の交付事務をみたところ、次のような事例があったので、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）に基づく適正な事務処理を行われたい。

- (1) 補助金交付の対象としていない防災資器材に補助金を交付していた事例
- (2) 防災資器材購入額が交付された補助金の額を下回ったにもかかわらず、返戻処理を行っていなかった事例
- (3) 補助金交付決定を受けたものの年度内に防災資器材を購入していなかった事例
（総務局危機管理室）

8 実績報告書の内容を適正に審査すべきもの

川崎市学校給食会補助金（以下「給食会補助金」という。）は、学校給食事業の充実とその円滑適正な運営に寄与することを目的として、財団法人川崎市学校給食会（以下「給食会」という。）へ交付されている。

川崎市補助金等の交付に関する規則第12条によると、市長は補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとされている。

平成21年度給食会補助金の実績報告書をみたところ

ろ、補助事業に充当された補助金の額が記載されているのみで、交付申請書において交付決定額の積算基礎となった給食会の事業活動支出及び事業活動収入の実績額が記載されていなかったにもかかわらず、当初交付決定した金額のまま補助金の額の確定を行っていた。このため、給食会の決算書により当該実績額を確認し、交付申請書に基づき実績報告書を検証してみたところ、補助金に残額が生じていた。

補助金の額の確定に当たっては、適正な実績報告書を提出させ、交付決定の内容に適合するか否かについて審査を厳格に行うとともに、交付条件に基づき適正に精算手続を行われたい。

なお、財団法人川崎市学校給食会補助金交付要綱には、交付額の決定、補助金の額の確定等の基準が明確に定められていないことから、透明性及び客観性を確保するためにも、当該要綱の見直しについて検討されたい。また、給食会の会計処理には、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針に適合しない部分があるので、同指針に基づく適正な会計処理を行うよう指導されたい。

(教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

9 補助金の額の確定を適正に行うべきもの

川崎市学校保健会事業活動補助金は、学校教育における幼児、児童及び生徒の保健管理及び保健教育に当たり、学校保健の普及及び進展を目的として川崎市学校保健会(以下「保健会」という。)へ交付されている。当該補助金は、事業終了後、保健会の収支に余剰が発生した場合、収入総額に占める市補助金の割合を算出し、その割合を基に補助金の額の確定及び戻入額の決定を行っている。

平成21年度における当該補助金の額の確定及び精算手続についてみたところ、戻入額が過少となっていた。これは、補助金の割合を算出する際、収入総額から補助対象外経費に充当した収入額を控除していなかったため、補助金の割合が過少に算出されたことによるものである。

補助金の額の確定及び精算手続を適正に行われたい。
(教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

10 タクシーチケットの利用手続等を適正に行うべきもの

病院局では、タクシーチケットの適正な利用を図るため、川崎市病院局タクシーチケットの利用に関する要綱(以下「要綱」という。)を定めており、チケットの利用基準、管理方法、利用に当たっての事前申込等の手続、タクシー事業者への支払手続等の基本的事項を規定している。

事務連絡用として利用されたチケットについて関係書類をみたところ、チケットの利用者名、利用日、乗

車区間等を記入していなかった事例、チケット受払簿の記載を誤っていた事例等があった。

要綱に基づく利用手続等を徹底するとともに、内部チェック体制の充実を図られたい。

なお、事故防止の観点からチケットの交付枚数について制限を設けるなど、要綱の見直しも検討されたい。

(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

11 たな卸資産の廃棄手続及び直購入品の受入手続を適正に行うべきもの

川崎病院及び井田病院では、購入した薬品、診療材料等について、貯蔵品としてたな卸資産に計上する一方で、購入後直ちに使用するものは、たな卸資産に計上せず、直購入品として取り扱っている。

これらのたな卸資産及び直購入品の在庫管理を確認したところ、使用期限切れとなったたな卸資産について、川崎市病院局会計規程(平成17年病院局規程第36号)第66条に基づく不用品の処分手続が行われておらず、また、残品の生じた直購入品について、同規程第72条第2項に基づくたな卸資産への受入手続が行われていなかった。

たな卸資産の廃棄手続及び直購入品の受入手続を適正に行われたい。

(病院局経営企画室、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

12 前渡金の精算を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第95条第2項によると、前渡金管理者は、精算残金があるときは、直ちに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。また、同規則第97条によると、前渡金の使途がその交付の目的と相違があると認めるときは、返納させなければならないとされている。

しかしながら、郵送料の支出のために交付された前渡金についてみたところ、精算残金が生じたにもかかわらず、戻入を行うことなく交付の目的と相違する切手の購入をしていた事例があった。

前渡金精算を適正に行われたい。
(教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

13 学校交際費の支出を適正に行うべきもの

学校交際費は、学校交際費執行要領によると、学校長が対外的に学校の総意を表す経費及び学校経営上必要と認められる車代について支出するとされ、同要領により交際費の範囲、交際費支出事由や基準金額などが定められている。また、支出の適否の判断基準とされている支出事例集が作成されている。

学校交際費の執行伺等をみたところ、学校交際費執行要領及び支出事例集に鑑み支出が不適切とされる事例があった。

学校交際費を適正に支出されたい。

(東小田小学校、向小学校、日吉小学校、玉川小学校、大戸小学校、新城小学校、高津小学校、久末小学校、野川小学校、西野川小学校、南野川小学校、向丘小学校、生田小学校、千代ヶ丘小学校、金程小学校、西高津中学校、野川中学校、金程中学校)

14 委託業務の完了検査を適正に行うべきもの

井田病院では、血管撮影装置、X線CT装置等の医用機器の定期点検、故障時の対応等を委託している。

この医用機器保守業務委託の業務完了届等の関係書類を確認したところ、X線CT装置の定期点検について十分な完了検査が行われていなかった。

完了検査は、契約に基づく給付を確認するため、慎重かつ確実に実施されなければならないものである。

委託契約書、仕様書、点検報告書等の関係書類に基づき、委託業務の完了検査を適正に行われたい。

(井田病院事務局庶務課)

15 委託業務を適正に履行させるとともに履行状況を適正に確認すべきもの

総合管理業務委託は、総合教育センター他6施設における施設の管理や設備の点検、清掃等の管理業務を一括して委託するものであり、委託料は受託者から提出された年間計画書に基づき毎月支払われている。

この総合管理業務委託の実施状況をみると、年間計画書に定める期日に実施されていない業務や、受託者から実施報告書が提出されていない業務があった。また、仕様書と年間計画書において実施時期等が一致しない業務があった。

総合管理業務を適正に履行させるとともに、実施報告書により業務の履行状況を適正に確認されたい。

(総合教育センター総務室)

16 競争入札の実施を検討すべきもの

視聴覚機材・教材集配業務委託契約は、総合教育センターが保有する16ミリフィルム、ビデオ、DVD等について、貸出しの窓口である各市民館と総合教育センターとの間を集配する業務を委託するものであり、3年に1度指名競争入札を行い、その後2年間は当該入札の落札業者と随意契約を締結しているものである。

この随意契約の理由についてみると、運搬する教材の安全性を期すために落札業者に用意させているアルミボックスの製作に要する費用が大きく、経費の算定上複数年を前提としているためとのことであった。しかしながら、運搬する教材は個別のケースに収納されていることやその集配方法等に鑑みると、他の方法によってもアルミボックスと同程度の安全性を確保し得るものである。

地方自治法において原則として競争入札によることとされていることから、アルミボックスを用意させ

る必要性を再検討し、毎年度競争入札が可能となるように契約内容を見直されたい。

(総合教育センター情報・視聴覚センター)

17 教育財産の管理及び通勤手当の認定を適切に行うべきもの

川崎市教育財産管理規則(昭和45年教育委員会規則第9号)によると、教育機関の長等は、教育財産について使用の現状を把握し、効率的に使用されるよう管理しなければならないとされ、教育委員会が特に必要と認めるとき等に該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされている。

また、教育委員会では、自動車での通勤が認定された場合においても、職員本人が適切な駐車場所を確保することとされており、通勤用の自動車の校地での駐車を確認していない。

しかしながら、川崎高等学校を現地調査したところ、教職員が通勤用の自動車を校地に駐車している事例があった。同校では、教職員がやむを得ない理由により校地に駐車するときは、申請書を提出し、学校長の許可を受けることとされているが、当該自動車は許可を受けておらず、校地の管理が不十分な状況であった。

また、交通機関による通勤届を申請しているにもかかわらず、自動車等により通勤を行っていた事例があった。

教育委員会においては、教育財産を適切に管理するとともに、通勤届を実態に合わせて適切に届け出るよう指導の徹底を図られたい。

(川崎高等学校)

18 毒劇物の管理を適正に行うべきもの

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定によると、毒劇物については、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講ずること及び毒劇物を貯蔵する場所に「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないこととされている。

しかしながら、これらの措置又は表示を行っていない事例があったので、毒劇物の保管管理を適正に行われたい。

(環境局環境対策部公害研究所、施設部浮島処理センター、川崎高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)

19 会計帳簿を適切に保存すべきもの

川崎市病院局会計規程第12条に定める会計帳簿等を確認したところ、固定資産台帳について川崎病院及び井田病院に備えられているものの、常に更新されており、年度ごとの固定資産台帳については保存されていなかった。

過年度の固定資産の状況については、財務システムの履歴データから把握することは可能であるものの、固定資産台帳は、決算における関係書類であることから、適切に保存されたい。

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

20 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に沿って行う必要がある。

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったので、運用基準に沿って行うよう改められたい。

(1) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書に指示者の印が押印されていない事例

(環境局多摩生活環境事業所)

(2) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿が作成されていない事例

(環境局生活環境部中原生活環境事業所、教育委員会事務局学校教育指導課、同健康教育課)

(3) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていない事例

(教育委員会事務局学校教育健康課)

21 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 公衆電話料金の収納を適正に行うべきもの

電話料金納付金について1箇月以内分を当該期間の末日の翌日までに収納していない事例

(総合教育センター総務室)

(2) 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

領収書の金額を訂正していた事例又は領収書に金銭取扱印を押すべきところ受付印を押していた事例

(商業高等学校、橘高等学校)

(3) 支払期限内に支払すべきもの

代価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、相手方の支払請求日から15日以内に支払いをしていなかった事例

(総務局人事部職員厚生課、人材育成センター人材育成課、環境局施設部施設課、同浮島処理センター、同堤根処理センター、同橘処理センター、同王

禅寺処理センター、教育委員会事務局学校教育指導課、同健康教育課、総合教育センター総務室)。

(4) 支出事務を適正に行うべきもの

川崎市病院局契約規程（平成17年病院局規程第39号）に定める代価の支払時期を過ぎて支払が行われていた事例又は納入通知書の納期限を過ぎて支払が行われていた事例

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(5) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

用件終了後7日以内に精算をしていなかった事例

(環境局総務部庶務課)

(6) 請書を適正に作成させるべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

(環境局施設部浮島処理センター)

(7) 適切な貯蔵品に計上すべきもの

貯蔵品名鑑に定める分類を誤っていた事例

(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(8) 時間外勤務手当及び旅費の支給事務を適正に行うべきもの

ア 勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

(教育委員会事務局総務部学事課、川崎総合科学高等学校)

イ 時間外勤務命令に係る決裁が当該月の月末に一括して行われていた事例

(総合教育センターカリキュラムセンター、同教育相談センター、同情報・視聴覚センター、同特別支援センター)

ウ 週休日の時間外勤務に対し休憩時間分を除外せずに時間外勤務手当を支給していた事例

(監査事務局行政監査課)

エ 旅費支給対象外である健康診断等に対し交通費を支給していた事例

(監査事務局行政監査課)

(9) 公金の事務処理を適正に行うべきもの

預金により生じた利子を指定金融機関等に払い込んでいなかった事例

(聾学校、田島養護学校)

(10) 学校交際費事務を適切に行うべきもの

執行伺いによる意思決定を得ないまま預金口座から現金を払い戻していた事例及び立替払いを行っていた事例

(田島養護学校)

(11) 損害保険関係事務を適切に行うべきもの

廃棄された動産に保険料を支払っていた事例又は保険の付保について財政局長と協議せず無保険となっていた事例

(総務局情報管理部システム管理課、同公文書館、

- 商業高等学校、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、聾学校)
- (12) 公有財産の管理を適正に行うべきもの
- ア 庁舎、公文書館、総合教育センター及び学校における境界標が見当たらなかった事例
(総務局総務部庁舎管理課、情報管理部公文書館、教育委員会事務局教育環境整備推進室、総合教育センター総務室)
- イ 庁舎及び学校の測量図がなかった事例
(総務局総務部庁舎管理課、教育委員会事務局教育環境整備推進室)
- ウ 学校の敷地にカーブミラー、看板、信号機等が使用許可なく設置されていた事例
(教育委員会事務局教育環境整備推進室)
- (13) 普通財産の貸付事務を適正に行うべきもの
提出された普通財産貸付申請書の記載に不備があった事例
(交通局企画管理部経理課)
- (14) 固定資産の管理を適正に行うべきもの
- ア 現物は廃棄済みであるが、除却を行っていないため、固定資産台帳に登載されていた事例
(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)
- イ 所在不明となっている事例
(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)
- ウ 固定資産台帳上に記載されている取得年月日が誤っていた事例
(川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)
- (15) 備品管理を適正に行うべきもの
- ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例
(川崎総合科学高等学校)
- イ 重要物品について二重に登載していた事例
(川崎総合科学高等学校)
- ウ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例
(総務局秘書部秘書課、総務部庶務課、人事部人事課、人材育成センター人材育成課、行財政改革室、環境局環境対策部環境対策課、同交通環境対策課、同公害研究所、生活環境部収集計画課、同廃棄物指導課、同川崎生活環境事業所、多摩生活環境事業所、施設部施設課、同処理計画課、交通局企画管理部庶務課、教育委員会事務局総務部庶務課、同企画課、学校教育部健康教育課、総合教育センター総務室、大師中学校、南河原中学校、住吉中学校、犬蔵中学校、川崎高等学校、橘高等学校、高津高等学校、人事委員会事務局調査課)
- エ 所在不明となっている事例
(教育委員会事務局総務部学事課、教育環境整備

- 推進室、学校教育部指導課)
- オ 保管替えの手続がされていなかった事例
(総務局人事部人事課、同労務課、交通局企画管理部庶務課、教育委員会事務局学校教育部指導課)
- カ 備品使用票が貼付されていなかった事例
(総務局市民情報室、環境局施設部浮島処理センター、川崎高等学校)
- キ 現行の備品票の貼付を行うべき事例
(人事委員会事務局調査課)
- ク 備品登録を行っていない事例
(総合教育センター総務室、大師中学校、高津中学校、住吉中学校、監査事務局行政監査課)
- ケ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例
(総務局秘書部秘書課、市民情報室、総務部庶務課、同庁舎管理課、同交流推進課、人事部人事課、同労務課、人材育成センター人材育成課、環境局地球環境推進室、施設部施設課、同仮称リサイクルパークあさお建設担当、同浮島処理センター)
- コ 使用者が旧使用者のままとなっていた事例
(総務局総務部交流推進課、人事部労務課、環境局環境対策部環境対策課、同交通環境対策課)
- (16) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの
- ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例
(総務局市民情報室、環境局施設部浮島処理センター、同堤根処理センター、同橘処理センター、同王禅寺処理センター、教育委員会事務局総務部庶務課、東門前小学校、はるひ野小学校、塚越中学校、有馬中学校、川崎高等学校)
- イ 粗大ごみ処理券又は薬品について、出納簿と現存数が一致しなかった事例
(環境局生活環境部収集計画課、東門前小学校、はるひ野小学校)
- (17) 出納員の任命手続を適正に行うべきもの
物品出納員を任命していなかった事例
(総務局人事部労務課、同共済課、人材育成センター人材育成課、同健康支援課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課)
- (18) 申請書の受付事務を適正に行うべきもの
申請書に受付印が押印されていなかった事例
(環境局環境対策部企画指導課)

23川監公第4号

平成23年4月11日

監査の結果について (公表)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定に

よりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起
同 奥 宮 京 子
同 後 藤 晶 一
同 宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局

上下水道局

監査の範囲 平成22年度に契約した工事並びに平成21年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事のうち、平成23年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成22年11月4日から

平成23年3月24日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託292件のうちから、工事43件及び業務委託7件の合計50件（別表）を抽出し、これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において適切に執行されているか、また、品質確保に関する確認及び検査は適正に実施されているかを監査の重点項目として、関係書類の審査及び工事現場の調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 環境対策費の実施の確認及び同経費の計上に関する要否の判断を適切に行うべきもの

環境対策費とは、工事現場の環境改善、公共工事への理解促進、地域との融和等を図るための経費として計上されるものであり、これらに資する設備等を請負者が現場に設置することを同経費の実施という。

環境対策費の実施状況についてみたところ、同経費の実施内容を確認するための事前協議の手続きを行っていないものや、事前協議は行っているものの実施する項目及び金額について確認がなされず、その結果、同経費の項目として不適切な設備等を設置したものと及び計上相当額に満たない金額による実施になっているものがあった。

上下水道局で定めた水道工事における環境対策費に関する運用（以下「運用基準」という。）によると、環境対策費の実施については、請負者から提出された施工計画書により協議を行い、さらに、実施する項目及び金額について確認を行うものとされていることから、これらの手続き等を確実に実行し適切な環境対策費の実施となるように努められたい。

また、環境対策費の実施による環境改善等の効果についてみたところ、3.5箇月と工期が短いもの、工事進捗により施工場所が移動するもの及び環境対策用

として不適切な設備等を設置したことにより、その効果が上がっていないものがみられた。

運用基準によると、環境対策費の計上においてその実施による効果を期待できないものは対象外とすることができるとされていることから、設計において同経費を計上する場合は、工事内容及び現場状況により工事現場の環境改善等を図れる工事のみを対象とされたい。

（監査番号6、7、8、10、11）（上下水道局水道部水道計画課、同設計課、同第1配水工事事務所、同第3配水工事事務所）

2 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち、軽易な事項であるが適切に執行すべきものがあり、その概要は次のとおりである。

(1) 配水管の撤去工事における流動化処理土工に関する仕様書を整備すべきもの

上水道等の布設替えにより不要となる配水管への流動化処理土の充てん工事において、材料及び施工に関する仕様を示されていなかった事例

（注）流動化処理土とは、製造工場において土砂に大量の水と少量のセメントを加えて混練した、流動性と自硬性をもつ土木工用資材である。

（監査番号22）（上下水道局水道部設計課、同第1配水工事事務所）

(2) 電気盤改良工の見積りにおいてその内訳を確認できる内容とすべきもの機器費の電気盤改良工の設計内訳及び設計根拠とした見積りが一式計上のため、その内訳が確認できない設計になっていた事例

（監査番号42）（上下水道局下水道部施設課）

別表 監査実施工事一覧表(港湾局・上下水道局)

(単位:円)

番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額	着 手 年 月 日	完成(予定) 年月日
1	川崎港海底トンネル本体改良その8工事	川崎市川崎区東扇島地内	地盤改良工 3,323㎡	鹿島・五洋JV	一般競争	288,750,000	H22.5.21	H22.11.12
						296,100,000		
2	浮島2期廃棄物埋立B護岸築造その7工事	川崎市川崎区浮島町地先	基礎工 ケーソン据付工	五洋建設(株)	一般競争	374,850,000	H21.10.23	H22.7.28
						412,650,000		
3	港湾振興会館ビーチバレー場照明設備設置工事	川崎市川崎区東扇島38-1	ビーチバレー場照明設置	(株)小野崎電業	一般競争	18,196,500	H22.4.1	H22.7.6
4	東扇島及び千鳥町係留施設防舷材補修工事	川崎市川崎区東扇島及び千鳥町地先	防舷材撤去工、取付工	(株)柴田土木	指名競争	6,974,100	H22.5.14	H22.8.24
5	東扇島-12m岸壁前面底質調査委託	川崎市川崎区東扇島32-3番地先	調査準備、底質調査、分析、成果	JFEシーエス(株)	指名競争	1,457,400	H22.6.25	H22.9.7
6	川崎縦貫道路関連施設整備富士見1丁目200mm配水管布設替工事	自:川崎市川崎区富士見1丁目5番地先 至:川崎市川崎区旭町2丁目4-4番地先	200mm配水管布設替工事	(有)柳商店	一般競争	19,622,400	H22.4.1	H22.7.30
						23,719,500		
7	施設改築等整備(緊急時給水拠点確保事業)川中島中学校ほか貯水槽製作及び現場接合工事	川崎市藤崎2丁目19番地(川中島中学校)ほか1件	緊急時給水拠点確保貯水槽製作及び現場接合工事	住友金属パイプエンジ(株)東京事業部	一般競争	117,363,750	H22.4.1	H23.2.28
8	施設改築等整備(緊急時給水拠点確保事業)川中島中学校ほか貯水槽設置工事	川崎市藤崎2丁目19-1番地(川中島中学校内)ほか1件	緊急時給水拠点確保貯水槽設置工事	(株)横山工務店	一般競争	77,183,820	H22.7.23	H23.2.28
9	細山送水ポンプ棟建築工事	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)	送水ポンプ棟建築工事	(株)八木工務店	一般競争	122,850,000	H22.4.1	H23.3.15
10	新川崎100mm配水管布設工事	川崎市幸区新川崎7番地内 ほか1件	100mm配水管布設工事	藤和建興(株)	一般競争	26,218,500	H22.4.1	H22.7.26
						24,286,500		
11	宿河原2丁目200mm・100mm配水管布設替工事	自:多摩区宿河原2丁目15-1番地先 至:多摩区宿河原2丁目28-43番地先他1件	200mm・100mm配水管布設替工事	(株)石塚土木	一般競争	63,474,600	H22.4.27	H22.9.13
						64,774,500		
12	施設改築等整備 稲田取水所 第1除塵機改良工事	川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1地先	除塵機改良工事	水道機工(株)	一般競争	51,786,000	H22.7.20	H23.1.31

注:契約金額欄の上段は当初契約したものを表す。
契約金額欄の下段は変更契約したものを表す。

(単位:円)

番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額	着 手 年月日	完成(予定) 年月日
13	寺尾台1丁目150mm・100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事	自:川崎市多摩区寺尾台1丁目1-19番地先 至:川崎市多摩区寺尾台1-4914-60先他1件	150mm・100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事	追川建設(株)	一般競争	6,999,930	H22.9.7	H23.2.14
14	夜光2丁目配水管600mm・400mm及び工業用水道2号配水支管800mm・600mm布設替工事	自:川崎区夜光1丁目11-17番地先 至:川崎区千鳥町1番地先	配水管600mm・400mm及び工業用水道2号配水支管800mm・600mm布設替工事	三井住友・生田JV	一般競争	508,725,000	H21.4.7	H23.2.21
15	藤崎2丁目350mm-100mm配水管布設替工事	自:川崎市川崎区藤崎1丁目30-10番地先 至:川崎市川崎区藤崎4丁目17番地先 ほか4件	350mm-100mm配水管布設替工事	加藤土建(株)	一般競争	141,436,890 130,798,500	H21.7.31	H22.6.7
16	鷺沼配水所 第1変電室受配電設備改良工事	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)	変電室受配電設備改良工事	東芝・協成電気 JV	一般競争	197,400,000	H21.10.30	H23.3.11
17	川崎縦貫道路関連施設整備江川1丁目600mm-100mm配水管布設替工事	自:川崎区大師河原2丁目5-7番地先 至:川崎区江川1丁目9-14番地先 他1件	600mm-100mm配水管布設替工事	小田土木(株)	一般競争	90,195,000 100,695,000	H21.10.9	H22.7.16
18	国道409号道路改築に伴う中瀬3丁目旧工水2号配水本管1000mm管内充填工事	自:川崎区中瀬2丁目11-1番地先 至:川崎区中瀬3丁目23-8番地先	配水本管1000mm管内充填工事	真成開発(株)	一般競争	28,188,720 31,531,500	H21.10.30	H22.7.7
19	遠藤町150mm・100mm配水管布設替工事	自:幸区遠藤町7番地先 至:幸区河原町1番地先	150mm・100mm配水管布設替工事	大恵建設(株)	一般競争	64,554,000 65,656,500	H21.12.3	H22.7.30
20	宿河原3丁目200mm-75mm配水管布設替工事	自:多摩区宿河原3-11-15番地先 至:多摩区宿河原3-23-51番地先ほか3件	200mm-75mm配水管布設替工事	小田土木(株)	一般競争	78,334,725 90,709,500	H21.12.4	H22.8.31
21	片平2丁目350mm-75mm配水管布設替工事	自:川崎市麻生区片平2-23-10番地先 至:川崎市麻生区片平2-24-10番地先ほか2件	350mm-75mm配水管布設替工事	ヤナギ建工(株)	一般競争	51,156,000	H21.12.4	H22.5.21
22	国道409号道路改築に伴う殿町地区上・工水配水管撤去及び管内充填その6工事	自:川崎市川崎区殿町2丁目6-17番地先 至:川崎市川崎区殿町3丁目22-13番地先	上・工水配水管撤去及び管内充填工事	真成開発(株)	一般競争	29,116,815 27,972,000	H21.12.11	H22.6.30
23	上麻生5丁目350mm-100mm配水管布設替工事	自:麻生区上麻生6丁目29-1番地先 至:麻生区王禅寺西7丁目9-30番地先 ほか1件	350mm-100mm配水管布設替工事	(株)ヤマチョウ	一般競争	123,112,500 127,774,500	H22.2.9	H22.12.10
24	平間さく井導水管500mm・300mm撤去及び井田中ノ町150mm・100mm配水管布設替工事	自:川崎市中原区井田中ノ町19-15番地先 至:川崎市中原区井田中ノ町6番地先 ほか3件	導水管500mm・300mm撤去及び150mm・100mm配水管布設替工事	(株)トモエコーポレーション	一般競争	123,480,000 124,002,500	H22.2.9	H22.12.31

注:契約金額欄の上段は当初契約したものを表す。
契約金額欄の下段は変更契約したものを表す。

(単位:円)

番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額	着 手 年 月 日	完成(予定) 年 月 日
25	1号送水管1100mm更生工事	自:川崎市宮前 区土橋1丁目3 番地先 至:川 崎市宮前区馬絹 1596番地先	送水管1100mm更生 工事	JFEエンジ ニアリング(株)	一般 競争	266,700,000	H22.2.16	H23.2.10
26	新川通300mm-100mm配水 管布設替工事	自:川崎区新川 通1-15番地先 至:川崎区宮前 町12-11番地 先	300mm-100mm配水 管布設替工事	トモエ・大道 JV	一般 競争	171,654,525	H22.2.23	H23.2.8
27	工業用水道 富士通(株)ほか1 1箇所 電磁流量計修理工事	川崎市中原区上 小田中4-1-1 ほか11箇所	計量法に基づく電磁 流量計修理工事	(株)山武アドバ ンスオートメー ションカンパニー 東京支社	随意	17,850,000	H22.5.28	H22.12.10
28	施設再構築 工業用水道 生 田浄水場調整池等築造工事	川崎市多摩区生 田1-1-1(生 田浄水場内)	生田浄水場調整池 等築造工事	間・安藤・大 藤JV	一般 競争	1,076,250,000 1,048,803,000	H21.4.7	H23.2.21
29	水道施設等緊急修理その1 工事(単価契約)	第1配水工事事 務所管内及び水 道施設管理箇所 一円	配水管等の維持工 事及び漏水修理工 事のH22年度上半 期分	小田・幸伸J V	一般 競争	19,184,550	H22.4.1	H22.10.31
30	緊急修理等路面復旧その2 工事(単価契約)	第2配水工事事 務所管内及び水 道施設管理箇所 一円	配水管等の維持工 事及び漏水修理工 事のH21年度下半 期分の路面復旧	藤原・浅川 V	随意	18,847,500	H22.4.1	H22.4.30
31	水道施設等緊急修理その3 工事(単価契約)	第3配水工事事 務所管内及び水 道施設管理箇所 一円	配水管等の維持工 事及び漏水修理工 事のH22年度上半 期分	清生・追川 V	一般 競争	19,089,000	H22.4.1	H22.10.31
32	長沢浄水場排水処理施設汚 泥引抜ポンプ設備改良工事	川崎市多摩区三 田5丁目1番1 (長沢浄水場内)	排水処理施設汚泥引 抜ポンプ設備改良工事	(株)大師鉄工 所	一般 競争	43,260,000	H22.7.2	H23.3.14
33	長沢浄水場 排水処理施設 加圧脱水機3・4号修理工事	川崎市多摩区三 田5-1-1(長 沢浄水場内)	排水処理施設加圧 脱水機修理工事	月島テクノメ ンテサービ ス(株)横浜支 店	一般 競争	19,950,000	H22.8.6	H22.11.30
34	鷺沼配水所 土橋送水ポン プ3号電動機修理工事	川崎市宮前区土 橋3-1-1 (鷺沼配水所内)	送水ポンプ電動機修 理工事	(株)ティエス ジー	随意	7,875,000	H22.7.16	H23.1.28
35	生田浄水場 特高受電設備 保護継電器修理工事	川崎市多摩区生 田1-1-1 (生田浄水場内)	特高受電設備保護継 電器修理工事	(株)ティエス ジー	随意	11,707,500	H22.7.16	H23.2.28
36	長沢浄水場 排水処理監視 制御設備改良工事	川崎市多摩区三 田5-1-1(長 沢浄水場内)	排水処理監視制御 設備改良工事	メタウォー ター(株)横浜 営業所	一般 競争	164,157,000	H21.11.20	H23.3.11
37	大師河原7号雨水幹線その2 工事	川崎市川崎区江 川1丁目、2丁 目地内ほか	管推進工(合流)φ 2,400mm L=412.1m	清水・鴻池・ 渡辺JV	一般 競争	617,400,000 625,485,000	H21.3.31	H22.12.10

注:契約金額欄の上段は当初契約したものを表す。
契約金額欄の下段は変更契約したものを表す。

(単位:円)

番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額	着 手 年月日	完成(予定) 年月日
38	宮本町地区ほか下水枝線第 115号工事	川崎市川崎区宮 本町、堀之内町 地内ほか	管更生工(合流)φ 300~450mm L=392.4m	(株)トモエ コーポレー ション	一般 競争	76,335,000	H22.2.23	H22.8.11
						80,998,050		
39	登戸雨水幹線その15工事	川崎市多摩区登 戸地内	管推進工φ1650mm L=186.3m	重田・重田 造園JV	一般 競争	177,676,800	H21.6.29	H22.6.30
40	登戸雨水幹線その16工事	川崎市多摩区中 野島4丁目、6丁 目地内	管推進工φ1650mm L=287.0m	重田・トモエ JV	一般 競争	180,600,000	H22.3.29	H23.3.15
41	大島ポンプ場建設機械その 19工事	川崎市川崎区浜 町4-17-11	低段雨水除じん機設 備更新 2基	荏原エンジ ニアリング サービス(株)	一般 競争	100,800,000	H22.2.26	H23.3.15
42	入江崎水処理センター改築 電気その3工事	川崎市川崎区塩 浜3-17-1	<新西系>水処理 運転操作設備、計装 設備、小水力発電設 備	メタウオー ター(株)横浜 営業所	一般 競争	1,207,500,000	H21.10.27	H23.3.15
43	等々力水処理センターNo.1、 2VSA酸素製造装置整備工 事	川崎市中原区宮 内3-22-1	No.1、2VSA酸素製 造装置整備	昭和環境シ ステム(株)	随意	22,575,000	H22.9.16	H23.1.14
44	北部下水管内取付管布設第 2号工事	川崎市多摩区・ 麻生区地内	取付管布設工 L=560.5m ます設置工48箇所	(株)PBS	一般 競争	25,608,555	H21.12.2	H22.6.28
						33,288,150		
45	施設再構築 生田浄水場設 備棟築造に伴う監理業務委 託	川崎市多摩区生 田1-1-1	設備棟築造に伴う監 理業務委託	(株)東京設計 事務所横浜 事務所	随意	4,200,000	H21.5.26	H23.2.21
46	施設再構築 生田配水池築 造に伴う詳細設計業務委託	川崎市多摩区生 田5-30(生田 配水池内)	調整池工事等に伴う 設計業務委託	日本上下水 道設計(株)横 浜事務所	一般 競争	50,505,000	H22.4.6	H23.3.14
47	施設再構築 長沢浄水場の 施設更新計画に係る事後調 査業務委託	川崎市多摩区三 田5-1-1	施設更新計画に係 る事後調査業務委 託	ムラタ計測 器サービス (株)	指名 競争	1,470,000	H22.1.25	H22.6.30
48	施設再構築 長沢浄水場の 施設更新計画に係る事後調 査業務その2委託	川崎市多摩区三 田5-1-1	施設更新計画に係 る事後調査業務委 託	ムラタ計測 器サービス (株)	随意	1,575,000	H22.3.5	H22.6.30
49	江川1号雨水幹線その3工事 に係る近隣建物評価委託	全区	近隣建物の安全評価	(社)建築研 究振興協会	随意	1,312,500	H22.8.6	H22.9.30
50	中原区下水幹線実施設計委 託第14号	中原区地内	管渠実施設計(詳細 設計):推進工法(中 大口径) L=1,380m	(株)東京設計 事務所 横 浜事務所	一般 競争	31,867,500	H22.3.25	H23.3.15

注:契約金額欄の上段は当初契約したものを表す。
契約金額欄の下段は変更契約したものを表す。

23川監公第5号
平成23年4月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤晶一
同	宮原春夫

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査

2 監査のテーマ

ふれあいネット（公共施設利用予約システム）の運用、管理等に関する事務執行について

3 監査の目的

ふれあいネットは、複数の局が所管するスポーツ施設、市民館等の公共施設をネットワークで結んだシステムであり、市民が電話、パソコン、区役所等に設置されている端末機等で、施設の利用申込み等を行うことができるもので、市民生活にも関わりが深い。

このふれあいネットは、平成11年度に運用開始されたもので、平成19年度から現行（第2次）システムで運用されており、平成24年度にはシステム更新が予定されている。

そこで、ふれあいネットの運用の現状及び課題の把握を主たる目的として監査を実施するものである。

4 監査の対象及び範囲

(1) 対象（所管局等）

市民・子ども局並びに関係局及び区役所

(2) 範囲

ふれあいネット（公共施設利用予約システム）の運用、管理等に関する事務

5 監査の期間

平成22年8月2日～平成23年3月24日

6 監査の主な着眼点

次の項目を主な着眼点として監査を実施した。

- (1) 利用者にとって、登録、予約等の手続きの利便性が高いものとなっているか。
- (2) 公平・公正な運営となっているか。
- (3) システムトラブルは発生していないか、個人情報保護の対策は行われているか。
- (4) システム総括部署と各施設所管部署との役割分担が明確か。連携が図られているか。
- (5) 徴収事務は適正か、また、未収金の徴収等が適正

に行われているか。

(6) 追加（変更）契約は適正に行われているか。

(7) 次期システム開発に向けて、課題の改善についてどのような取組を行うのか。

7 監査の方法

関係書類の審査、関連資料の調査、関係職員からの聴取及び直営施設等の現地調査を行った。

第2 ふれあいネットの現況

1 ふれあいネットの概要

ふれあいネットとは、平成11年度から運用が開始されたネットワークを活用した公共施設利用予約システムのこと（※愛称）である。ふれあいネットは、複数の局区が所管するスポーツ施設、市民館等の公共施設をネットワークで結んでおり、利用者が家庭等から電話やインターネットを活用し、又は区役所等に設置された端末機から、会議室やスポーツ施設の利用のための予約、抽選申込み、空き状況の確認、取消しの届出等を行うことができるものである。また、直営施設の使用料の一元的な債権管理の一部も行うものである。なお、平成19年度から、第2次である現行システムが運用されている。

また、ふれあいネットにおいては、こうした施設の予約等の機能の他に、各種の生涯学習情報提供機能を有している。

（注）宿泊施設の市民保養施設も、平成17年3月末に廃止されるまではふれあいネットの対象であった。

2 ふれあいネットの対象施設

平成22年4月1日現在、ふれあいネットの対象施設は、表1のとおりである。対象施設の中には、指定管理者制度により管理運営されているものも含まれている。新設施設等については、（基本的には年1回、6月頃に行われる）追加施設等の要望調査等を経て、対象施設に追加されている。

なお、ふれあいネットの対象に追加することについて、市民の意見（パブリックコメント）を求めている事例（平成22年6月：港湾振興会館ビーチバレー場）もある。

（注）「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」において、対象施設を規定している。

表1 対象施設一覧(概要)

施設グループ	屋外スポーツ施設 バーベキュー場	屋内スポーツ施設	教文・市民館施設	会館施設	
施設・ 場所名	野球場	※体育館	教育文化会館	※国際交流センター	※港湾振興会館 (川崎マリエン)
	サッカー場、テニスコート等	※とどろきアリーナ	市民館 (幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生)	※総合福祉センター (エポック中原)	※ミュージア川崎シンフォニーホール
	※テニスコート (港湾振興会館分)	※スポーツセンター (幸・高津・宮前・麻生)	プラザ大師・田島・橘、日吉分館	※労働会館 (サンピアンかわさき)	※高津老人福祉・地域交流センター
	※東扇島中公園バーベキュー場・東扇島東公園バーベキュー広場	※石川記念武道館	菅生・岡上分館	平和館	※男女共同参画センター(すくらむ21)
				※生活文化会館 (てくのかわさき)	※大山街道ふるさと館
			※産業振興会館	※有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)	
			※王禅寺余熱利用市民施設(ヨネッティ王禅寺)		

(注1) 施設グループ区分でのグループ名の記載は、利用の手引での記載による。

(注2) 施設名・場所名に※が付されているのは、指定管理者制度導入施設である。

3 利用登録

(1) 登録受付場所

ふれあいネットを利用するためには、利用者登録が必要であり、各施設窓口、区役所地域振興課、大師・田島支所区民センター等で、登録を受け付けている。

(2) 登録の種類及び区分

① 登録の種類

登録の種類は、個人登録、団体登録及び野球場専用団体登録の3種類である。

なお、年齢要件はないが、未成年者の場合は保護者の同意が必要である。ただし、利用申込みは、屋内スポーツ施設、市民館等の施設は15歳以上、屋外スポーツ施設及びバーベキュー場は18歳以上との制約があり、実質的な年齢要件があるといえる。

ア 個人登録

個人登録には、市内在住、在勤及び在学といった要件は必要とされていない。登録に当たっ

ては、氏名、住所等を確認できる書類(運転免許書等)の提示が必要である。

イ 団体登録

団体登録は、使用料等の支払義務者となる者が代表者となる団体が登録できる。登録に当たって、代表者の市内在住、在勤及び在学や構成人数等の要件は、定められていない。また、団体の構成員名簿は必要書類とされていない。

したがって、実質1人であっても、団体登録ができる状況である。

なお、登録者に配布している利用の手引において、「同一団体が複数の団体名称を使用して複数のカードを取得した場合には、登録を取り消すことがあります。」との注意書きがある。ただし、この理由での登録取消の実績はほとんどないとのことである。

ウ 野球場専用団体登録

野球場の抽選申込みには、専用の団体登録が必要である。

この専用登録には、一般の団体登録と異なり一定の要件が付されている。その要件は、代表者を含むメンバー9人以上が在住、在勤及び在学の18歳以上の者で構成されるチームであることであり、また、メンバー表及びメンバー全員の在住等の証明書が登録の際の必要書類となっている。なお、登録場所は、各区役所道路公園センターに限定されている。

② 抽選・利用のための登録区分

施設によって、利用予約できる登録の区分が異なっている。登録区分の概要は、表2のとおりである。なお、登録の区分は、各施設の所管部署の判断に基づいている。そのため、同様な施設でも登録区分が異なるものがあり、この点は利用者の理解を得にくいと思われる。

表2 抽選・利用のための登録区分の概要

(平成22年4月1日現在)

区 分	施設名・場所	抽選・利用できる区分	
		個人	団体
屋外スポーツ施設 バーベキュー場	野球場	○	○ (野球場専用団体)
	サッカー場・テニスコート等	○	×
	川崎マリエンテニスコート	○	○
	東扇島中・東公園バーベキュー場	○	○
屋内スポーツ施設	スポーツセンター等	×	○
屋内施設 (ホール、会議室等)	教育文化会館・市民館施設	×	○
	大山街道ふるさと館	×	○
	有馬・野川生涯学習支援施設	×	○
	国際交流センター等(計11施設)	○	○

③ 利用者カード

登録した場合は、利用者カードが発行される。カードは磁気カードであるが、登録番号のみが磁気データとして格納されている。なお、カードには登録番号は印字されているが、氏名は印字されておらず、自署する欄もない。

各施設を利用するときは、カードの持参が必要とされている。ただし、口頭による確認で済ませるなど、必ずしも利用当日にカードを確認するという取組は、行われていないとのことである。

なお、利用や予約を端末機で行う場合でも、カードの磁気データを読み取る方式ではなく、画面等により登録番号等を入力する方式である。

(3) 登録手数料及び有効期間

① 登録手数料

登録及びカード発行については、手数料は徴収していない。なお、紛失等によるカードの再発行の場合も同様である。

② 登録の有効期間

登録の有効期間は特に定められていないので、1度登録すれば、更新の手続きは不要である。

なお、登録申請書の注意書きには、長期間利用

しない場合は効力を失うことがあるとされているが、実際には失効の取扱いが行われていないとのことである。

また、廃止申請をすることでカードは廃止となるが、廃止申請の件数は、平成21年度で706件となっている。

4 登録者の状況

(1) 登録者数

① 登録者数は、運用を開始した年度である平成11年度末で約2万件であった。登録の更新制度がないこともあり、その後は増加の一途で、最近の状況は表3のとおりである。

表3 登録者数の推移

単位(件)

区分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年8月末
個人	67,604	73,616	80,179	82,958
団体	27,795	30,843	34,058	35,237
野球場専用団体	1,514	1,754	1,967	2,015
(合計)	96,913	106,213	116,204	120,210

(2) 個人登録の状況(平成22年8月末現在)

提供されたデータで確認できた範囲(以下、(3)(4)も同様)でも、登録された個人名と住所が同一であるもの(二重登録)が、167人分(登録件数で334件)あった。さらに、三重登録も1件あった。

(3) 団体登録の状況(平成22年8月末現在)

① 複数の団体の代表者となっている者の状況

5団体以上の団体の代表者となっている者は27人いて、最高34団体の代表者となっている者がいた。

② 複数の団体の振替口座となっている口座の状況

5団体以上の団体の振替口座となっている口座は34口座あり、最高30団体分の振替口座となっている口座があった。

③ 団体名称と代表者が同一の団体の状況

団体名称と代表者が同一であるもの(二重登録)が、12団体分あった。

(4) 野球団体登録の状況(平成22年8月末現在)

野球団体登録の口座のうち、375団体分の振替口座となっているものがあり、全登録口座(1,549口

座)の24.2%を占めていた。

5 利用状況等

(1) 利用予約の概要

① 利用・抽選受付時間

利用・抽選受付時間は、毎日(年末年始を除く。)7時から24時までとなっている。ただし、各施設等に設置されている利用者端末のサービス時間は、各施設の開館時間となっている。なお、空き情報、施設情報及び生涯学習情報の照会は、24時間可能である。

② 予約の流れ

ア 基本(利用者端末機、電話又はインターネットでの申込み)

抽選予約期間(施設の種類によって異なる。)に抽選申込みを行い、抽選の後、当選者は、確定処理期間中に抽選確定の処理を行う。確定期間終了後は、空きがあった場合は、おおむね利用日の3日前まで、随時予約(先着順で確定するもの。)ができるようになる。なお、概要は、表4のとおりである。

表4 抽選予約の流れの概要

(区 分)		屋外スポーツ施設 バーベキュー場	屋内スポーツ施設 教育文化会館及び市民館 会館施設
1	抽選申込み	利用月の1か月前の1～7日	利用月の4か月前の17～23日
2	抽選	利用月の1か月前の8日	利用月の4か月前の24日
3	確定処理(利用者が行う)	利用月の1か月前の9～12日	利用月の4か月前の25～28日
4	随時申込み	利用月の1か月前の13日～利用日の3日前等(施設により異なる)	利用月の4か月前の29日～利用日の3日前等(施設により異なる)

イ 例外的な取扱い(施設等窓口での予約申込み)

教育文化会館及び市民館の大ホール等は、施設等の窓口で、直接、予約を申し込むことになっている。なお、これらは、申込期間も上記アの施設とは異なる。

また、教育委員会等が陸上競技場、野球場、庭球場等で開催する一定の大会については、ふ

れあいネットによる一般利用申込みに先立ち、事前確保ができるようになっている。

③ 予約の取消し

予約(確定)した分については、一定期限までは取消しができる。その期限を過ぎると、施設を使用しない場合でも、使用料等の支払義務が生じる。なお、取消し期限は、施設等により異なっ

- いる。
- (2) 抽選状況等
- ① 平成21年度の抽選実績の概要は、表5のとおりである。

全体平均では、当選確率（年間の総当選件数／年間の総申込件数）は16.1%、施設区分別では、13.9%から23.3%である。

表5 抽選実績（平成21年度）

区 分	申込件数	当選件数	当選確率 (%)	(当選倍率)
屋外スポーツ施設	366,047	50,995	13.9	7.2
屋内スポーツ施設	50,167	10,392	20.7	4.8
教育文化会館・市民館	230,507	39,154	17.0	5.9
会館施設（国際交流センター他）	50,693	11,802	23.3	4.3
合 計	697,414	112,343	16.1	6.2

（注1）「教育文化会館・市民館」には、有馬・野川生涯学習支援施設を含む。

（注2）確率及び倍率は、小数点第2位を四捨五入。表6も同じ。

また、施設区分別での、当選確率の最小及び最大は、表6のとおりである。

表6 施設区分別の最小・最大抽選当選確率（平成21年度）

施設区分	最小確率（当選倍率）	最大確率（当選倍率）
屋外スポーツ施設	等々力運動広場 2.6%（38.6倍）	東扇島中公園バーベキュー場 79.4%（1.3倍）
屋内スポーツ施設	高津スポーツセンター 10.4%（9.6倍）	石川記念武道館 76.0%（1.3倍）
教育文化会館・市民館	高津市民館 10.5%（9.6倍）	菅生分館 67.9%（1.5倍）
会館施設	国際交流センター 9.3%（10.8倍）	ヨネッティ王禅寺 97.6%（1.0倍）

(3) 抽選状況改善に向けた対策

① 市民優先の取扱い

市内在住、在勤又は在学者については、登録及び抽選予約手続の一部に、優先的な取扱いがある。

ア 登録段階

野球場については、利用を団体に限定し、その登録については、18歳以上で市内在住、在勤及び在学者が9名以上であることを要件としている。これは、野球場の抽選が高倍率であったことへの対策として、平成18年2月から導入されたものである。

イ 抽選段階

サッカー場、テニスコート等の屋外スポーツ施設（建設緑政局関係に限る。）については、抽選申込みは、市内在住、在勤又は在学者に限定している。また、野球場は、抽選申込みについては、野球場専用団体に限定している。

また、幸・宮前・多摩・麻生市民館の市民館

の大ホール（注：窓口で申し込むことになっている。）についても、市内団体優先の取扱いをしている。なお、このことは、宮前市民館のホームページでは記載されているが、他の市民館のホームページでは記載がない。また、これは利用の手引にも記載されておらず、利用者にとっては分かりづらい状況である

② 抽選申込みの件数制限

利用施設によっては、1か月における抽選申込みの件数制限がある。

なお、利用の手引では、件数制限がある旨の記載はあるが具体的な件数の記載はなく、詳細は各施設に問い合わせしてほしい旨の記載がされている。この理由は、施設や場所により内容が多様で膨大となるため、利用の手引には記載していないことである。

③ 同一代表の団体による抽選申込みに関する制限

団体登録は、上記のとおり登録に際しての要件

が緩やかであり、同一団体が、名称を変えて複数の団体登録を行った場合、それぞれの団体名で抽選予約をすることにより、当選確率を高めることが可能であった。これを防止するために、平成17年度の途中から、代表者が同一人物である複数の団体が同一施設の同一時間帯に抽選を申し込むことが不可能となるようにシステムが改修された。

ただし、これは代表者名が同一である場合に限られるので、同一団体が意図的に代表者名の異なる登録をした場合までは、防ぐことはできない。

なお、使用料の支払義務者が代表となるのが基本であるが、口座振替の口座名義が代表者でない場合でも登録は可能である。代表者が異なっても口座名義人が同一である場合にも実質的な同一団体である可能性もあるが、この観点での制限は、現状行われていない。

(4) 予約実績

① 平成21年度での予約（随時分を含む。）実績は、ふれあいネット全体では、29万4,362件である。

その概要は、表7のとおりである。施設の区分別では、教育文化会館・市民館関係が一番多く、個別施設別でも、高津市民館が18,981件と一番多い。

表7 ふれあいネット予約実績（平成21年度）

区 分	件 数
屋外スポーツ施設	83,547
屋内スポーツ施設	33,512
教育文化会館・市民館	112,409
会館施設（国際交流センター他）	64,894
合 計	294,362

(注)「教育文化会館・市民館」には、有馬・野川生涯学習支援施設を含む。

6 使用料・利用料の徴収

(1) 債権管理機能

ふれあいネットは、予約・抽選機能だけでなく、債権管理機能も有している。ただし、対象は、直営施設の使用料のみである。ふれあいネットにおいて1件ごとの使用料の債権管理を行っており、使用料が納期限まで納入されなかった場合のシステムの利用停止、督促状、催告状の出力等の処理が行われる。

なお、市の歳入管理は総合財務システムで行っていることから、ふれあいネットの情報をもとに、各施設使用料についての歳入調定や決算処理等は総合財務システム上で処理されている。

(2) 使用料・利用料の収納方法

各施設の設置条例等では、直営施設も指定管理者

制度により管理運営している施設も、使用料又は利用料は、前納であると規定している。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでないとの特例が規定されている。

① 直営施設の使用料

ア 設置条例等で、各施設の使用料は前納が原則となっている。ただし、ふれあいネットの利用に伴う使用料については特例規定を根拠とした形で、後納となっている。具体的には、「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」の第16条において、使用料の納入期日は、使用月の翌月24日と規定している。

イ 利用の手引によれば、使用料の納入方法は、原則として口座振替となっている。ただし、登録者が望まない場合は、納入通知書による支払も認めている。なお、納入方法等の状況は、表8のとおりである。

表8 納入方法等の状況（平成22年8月31日現在）

単位（件）

区 分	口座振替	納入通知書	合 計
個人	60,350	22,608	82,958
団体	18,818	16,419	35,237
野球場 専用団体	1,549	466	2,015
小 計	80,717	39,493	120,210

ウ 口座振替の場合は、基本的に利用月の翌月24日が引落日である。納入通知書による支払の場合は、利用月の翌月24日を納期限とする通知書を川崎市金銭会計規則第50条第2項に基づき納期限の10日前である翌月14日までに発送している。

エ なお、窓口で予約を申し込む必要がある教育文化会館及び市民館の大ホールについても、使用料の支払方法は、ふれあいネットで予約できるものと同様の取扱い（後納）である。

② 指定管理者制度導入施設の利用料

ふれあいネットの対象施設で指定管理者制度を導入している施設は、全て利用料金制となっている。各指定管理者が個別に利用料金の収納について対応しているが、基本的には当日収納等の前納となっている。

(3) 使用料が納入されなかった場合の対応

① 納期限（基本的には、利用月の翌月24日）までに使用料が納入されなかった場合は、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条に基づき督促状が、納期限後20日以内である利用月の翌月29日に発送される。

督促状による納期限（利用月の翌々月の8日）を過ぎても納入されない場合は、ふれあいネットの利用が停止される。

併せて、催告状が発送され、また、電話催告用のリストが作成され、運用管理業務を行っている運用センター（契約受託者）が電話催告を行っている。

- ② また、それでも納入されない場合には、それ以後、年4回、催告状が送付される。
- ③ こうした督促状及び催告状の送付は、運用センターから一括して行われている。問い合わせ先も、市民・こども局市民協働推進課及び運用センターとなっている。なお、催告状等が戻ってきた場合等でも、転居先の住所調査は実施されていない。
- ④ このように現行の仕組みでは、未収の使用料に

対する督促状の発送や催告などの未収金対策について、各施設使用料の所管部署（歳入徴収者）は全く関わっていない。

なお、督促状による納期限後5年を経過すれば時効が基本的に成立し、不納欠損処理が行われる。この欠損処分書の起案に限り、使用料の所管部署が処理することになっている。また、納期限以後に納められた場合には、延滞金が発生することもある。その場合は、使用料の所管部署が利用者に延滞金の納入を求めていくことになる。

(4) 使用料の収入未済額及び不納欠損額

① 概要（推移）

使用料の収入未済額及び不納欠損額の過去3年度の決算額の状況は、表9のとおりである。

収入未済額は、増加傾向にあり、未収対策を充実する必要がある。

表9 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位（円）

区 分	年 度	教育文化会館使用料	市民館使用料	公園使用料	平和館使用料	合 計
収入未済額	19年度	2,194,700	2,724,770	2,240,400	10,340	7,170,210
	20年度	2,582,410	2,864,680	2,206,000	9,620	7,662,710
	21年度	2,679,670	3,322,834	2,176,100	9,060	8,187,664
不納欠損額	19年度	21,620	374,400	93,300	8,640	497,960
	20年度	7,180	202,040	179,800	6,420	395,440
	21年度	8,400	347,980	250,850	0	607,230

（注）平成22度において直営である施設の使用料に限定して記載している。

② 高額な収入未済の事例

教育文化会館大ホール使用料（平成19年8月24日～26日使用分：同一納入義務者）
961,720円

③ 不納欠損の状況

平成21年度不納欠損処理分の納入義務者の状況を確認すると、複数件数の使用料を納めなかった者が個人、団体とも見受けられた。なお、個人分では最高9件（合計14,250円）、団体分では最高14件（48,240円）である。これらは、1～2か月という短期間に集中的にテニスコートや市民館会議室を利用したものである。現行では、上記(3)①のとおり使用料を期限までに納入しない場合でも、その後一定期間まではふれあいネットの利用が停止されない。そのために、こうした状況が発生したと考えられる。

7 業務委託契約

(1) 当初契約

上記のとおり、現行システムは第2次システムで

ある。この第2次システムの開発・運用にかかる委託契約については、一般競争入札（4社応札）により、受託者を決定している。契約は、債務負担行為を設定し、開発及び運用まで含めた平成18年度から23年度末までの6年度（開発1年度、運用5年度）にわたるもので、委託料は表10のとおり総額4億8,999万9,999円（税込み）である。

表10 契約内訳

単位（円）

年度別内訳	金 額
平成18年度（開発）	36,147,999
平成19年度（運用）	90,770,400
平成20年度（運用）	90,770,400
平成21年度（運用）	90,770,400
平成22年度（運用）	90,770,400
平成23年度（運用）	90,770,400
合 計 金 額	489,999,999

(2) 追加契約

施設の追加や組織再編が行われると、システムの

設定変更や端末新設・移設が必要となる。それに伴い追加契約が表11のとおり締結されている。なお、現行システムは、契約先のパッケージソフトウェア

を導入しているため、追加契約については、随意契約となっている。

表11 追加契約

単位 (円)

年 度	件 名 等	契 約 金 額
平成20年度	施設追加 (バーベキュー場、有馬・野川生涯学習拠点)、 研修・検証用サーバ設置	11,818,903 (平成20～23年度の4年度分)
	機能追加、中原市民館施設移設・設定変更	7,079,100
	個人情報流出防止及びセキュリティ強化	2,920,260
平成21年度	公園事務所再編にかかる設定変更	24,824,687 (平成21～23年度の3年度分)
平成22年度	場所追加・設定変更 (ビーチバレー他2施設)	2,535,750
	施設追加・管理者端末設置、ヘルプデスク業務時間延長	4,677,404 (平成22～23年度の2年度分)

(注) 上記契約金額は、複数年契約の場合は、その総額である。

8 運用管理の状況

(1) 運用システム

現行のふれあいネットシステムは、業務委託契約先のパッケージソフトウェアをベースとするものである。このソフトウェアは、神奈川県、横浜市、練馬区、港区、文京区、世田谷区などの公共施設予約システムでも導入されている。

なお、パッケージソフトウェア活用のため、画面構成等の変更には制約があるとのことである。

(2) 運営体制

① 登録受付業務

登録受付は、各施設窓口、区役所地域振興課、大師・田島支所区民センター等で行っている。なお、直営施設のうち、教育文化会館及び各市民館においては、館の管理業務を外部委託しており、ふれあいネットの登録に関する業務も委託されている。また、指定管理者により管理運営されている施設は、指定管理者によって行われている。

② システムの運営業務

システムの運営については、上記7のとおり、業務委託している。その内容は、契約の仕様書において、「ふれあいネット運用センター運営業務」として、次のとおり規定されている。

ア ヘルプデスク業務

問合せ対応業務、システム運用庶務業務

イ 業務システム運用

システム障害一時切り分け、債権管理業務、統計資料データ作成、ハードウェア・ソフトウェアの保守・障害対応、本市職員及び関連業者等との運用調整業務、付帯業務 (パンフレット、

手続資料準備、消耗品準備)、調査対応

(3) 利用者への対応

① 説明資料

登録者には、登録時に、利用の手引及び「音声応答・ファクシミリ用コード表」の2冊の冊子を配布している。なお、利用の手引等については、ふれあいネットのホームページにも掲載している。

ふれあいネットについては、施設により手続等が異なるなど仕組みが複雑であり、また、利用の手引には詳細な記載がないため、個別に施設に問い合わせないと分からない事項がある。このため、現行の利用の手引の記載だけでは、利用者が十分に理解することは困難な面がある。次に記載のように、電話の問い合わせが多いは、こうしたことが原因の一つといえる。

利用の手引には、質疑応答は記載されていないが、手引に質疑応答も記載している他の自治体の事例もある。

② 利用者からの問い合わせ対応等

ア 運用センター (ヘルプデスク)

上記(2)②のとおり、利用者からの電話等による利用方法や操作方法に関する問い合わせ対応のヘルプデスク業務も委託している。利用の手引等では「ふれあいネット運用センター」という名称を付して、問い合わせ窓口として明示している。

あ 電話での問い合わせの対応時間

平日の8時半から午後5時 (年末・年始を除く。)

なお、メールによる問い合わせにも対応す

ることとなっている。

い 問い合わせ件数 7,508件(平成21年度)
一般電話からの問い合わせは年間6,521件であり、内訳は施設利用関係(1,575件)が最も多く、次いで申請書関係(1,298件)、支払方法(1,093件)、パソコンの操作(1,022件)の順である。

また、区役所等に設置されている操作端末の電話からの問い合わせは1,025件であり、端末操作に関するもの(389件)、その他(365件)、施設利用関係(197件)の順である。

(注) 問い合わせ件数は内容に重複があるため、一般電話からの問い合わせ件数と端末からの問い合わせ件数の合計に一致しない。
イ 市のホームページの「よくある質問(FAQ)」での広報

市のホームページの「よくある質問(FAQ)」では、市(区)役所によく寄せられる質問とその回答が検索できる。パソコン等から当該画面を開いて「施設予約」、「施設利用」、「抽選」等の語句を入力して検索すると、ふれあいネットに関する項目が表示される。また、「ふれあいネット」と入力し検索すると40件を超える質問とその回答に関する情報を知ることができる。

(4) 業務従事者への研修等

① 操作マニュアル

共通編の他、直営施設用及び指定管理者用の操作マニュアルを整備し、各施設等に配布している。

② 研修等

毎年度、年度当初に、1回(1日コース及び2日コース)、運用センターにおいて、各施設等の窓口担当者に対して、業務用端末の操作方法等の研修を実施している。

③ ヘルプデスク

運用センターでは、上記のとおり、各施設等の担当者からの各種の問い合わせに対しても電話で対応するようになっている。

問い合わせ件数 3,729件(平成21年度)

(5) 登録申請書の管理

登録に際して、利用者から区役所地域振興課、各施設窓口等に提出された登録申請書については、区役所等で保管するのではなく、運用センターで集約し、保管している。

(6) 情報保護

平成20年度(平成21年2月から3月)に、ふれあいネットシステムに情報漏えい対策ソフトウェアを導入している。これにより、各施設等の業務用端末

から、原則的には、各種ドライブ(DVD/CD、FD)やPCカード、USB等の媒体による登録情報の持出しが行えないようになっている。

(7) システムトラブル

平成19年度の第2次システムの導入後においては、システムの停止といった大きなシステムトラブルは、発生していないとのことである。

9 ふれあいネットの利用に関わる関連規定

(1) 条例・規則

各施設の設置及び管理に関しては、それぞれ条例及び規則が制定されている。ふれあいネットとの関係については、条例に規定されている事例はなく、各規則において、おおむね、ふれあいネットで使用申請をする場合は、別に定めるところによる旨が規定されている。

(2) 要綱

各規則で別に定めるとしているものの具体的な規程として、「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」が定められている。この要綱において、対象施設、ふれあいネットの業務、運用時間、抽選申込み等の期間、使用料の納入等について規定している。各施設の使用料が、各条例等の規定で前納を基本としているにもかかわらず後納となっているのは、この要綱が根拠となっている。

ただし、この要綱は、共通的な事項に関する規定内容であり、例えば、一部施設の抽選申込みにおける在住、在勤及び在学要件限定などは、この要綱では規定していない。

そのほかに、登録に関して定めた「川崎市公共施設利用予約システムの利用者の登録等に関する要綱」が定められている。なお、この要綱は、市のホームページの要綱掲載箇所には、公開されていない。

さらに、施設ごとに、細部について定めた要綱を定めている事例もある(「川崎市港湾振興会館の施設等の利用許可等に関する要綱」)。

10 所管部署等

(1) 概要

ふれあいネットの管理及び運営に関し基本となる事項を定めている「川崎市公共施設利用予約システム管理運営要領」において、管理運営のための組織が規定されている。

総括システム管理者は市民・子ども局市民生活部長であり、システムの管理及び運営の全般を総括し、システム管理者は同部市民協働推進課長となっている。

ただし、ふれあいネット運営には、市民協働推進課以外にも多数の部署が関わっている。この要領に基づき設置された協議会(2)参照)の委員は、8局

で16人(16部署)に及んでいる。そのほかにも、各区役所ごとに複数の所管部署が関わっている。

このように、ふれあいネットの運営に関しては、多数の部署が条例、予算、歳入管理などの面も含めて複雑に関わっている。したがって、課題の改善等を行うためには、システム総括である市民協働推進課だけの取組では限界があり、関連部署との連携や調整が必要不可欠であるといえる。

(2) 連携体制

管理運営体制等に関する協議を行うため、関係課長を委員とした「川崎市公共施設利用予約システム管理運営協議会」が平成11年11月設置され、現在まで運営されてきた。

さらに、平成22年2月には、ふれあいネットのサービス向上にかかる改善に関して総合的な対策を検討するために、副市長を委員長とした「川崎市公共施設利用予約システム検討委員会」を新たに設置した。なお、検討委員会には、課長級の幹事会(メンバー7人)が設置されており、うち5人の幹事が運営協議会の委員でもある。ただし、平成23年2月に検討委員会幹事会メンバーとして各区役所の関係課長を追加している。

(3) 指定管理者との関係

ふれあいネット対象施設のうち、指定管理者制度により管理している施設については、募集要項、仕様書及び協定書において、ふれあいネットを使用することやそれに伴う業務を行うことなどを記載するように、市民協働推進課が所管課長宛依頼している。

11 生涯学習情報サービス

(1) ふれあいネットには施設の予約等の機能とは別に、生涯学習情報サービス機能がある。

平成11年のふれあいネット開始以前には、生涯学習の情報をデータベースとして蓄積し、市内の市民館等に設置された端末で情報提供していた「ステージラインかわさき」という生涯学習情報システムが教育委員会によって整備されていた。ふれあいネットの開始に当たり、この「ステージラインかわさき」を廃止し、その内容をふれあいネットの中に取り込み、現在に至っている。

(2) 現在、当該情報サービスについては、教育委員会生涯学習部生涯学習推進課が所管しているが、情報の更新等については業務委託(随意契約)により実施している。平成22年度の委託料は、548万1,000円である。委託の業務内容は、情報の収集・整理・入力、システムの維持・管理及び情報の提供となっている。

(3) 情報提供及び利用状況(平成21年度)

① 情報入力件数 5,869件

② 利用件数 64,127件

(4) 入力する情報は、各市民館等から提供された情報とのことである。情報内容は主に市内の施設情報、講座・催し物情報、団体グループ情報等である。

12 そのほかの取組等

(1) 市民アンケートの結果

平成21年度第1回の市民アンケート(基数1,471人)では、ふれあいネットについてもアンケートが実施されている。

意見と要望に対する回答としては、「ふれあいネットを利用したことがない」が86.9%と多く、利用度という点では低いものであった。なお、今後の利用予定についても、72.4%は利用予定がないとのことであった。

意見と要望として、多かったものは、「予約が取りにくい」が5.8%、「前日まで利用者自身で、予約、変更、取消しができるようにしてほしい」が3.0%、「画面表示がわかりにくい」が2.3%あった。

(2) 次期システムに向けての取組

現行システム(第2次システム)の運用にかかる契約期間は、平成23年度末までであり、平成24年度からの新たな契約締結が必要である。新たな契約に向けて、川崎市公共施設利用予約システム検討委員会で、平成22年4月からシステムの改善点の検討を行っている。この検討結果を踏まえて、平成23年度中に開発を行い、平成24年度から次期システムでの運用を開始する予定である。

なお、施設担当者(指定管理者制度導入施設を含む。)に対して、課題改善策などに関するアンケートを平成22年12月に実施している。

(3) 他カードとの統合等

市議会(平成19年第1回定例会予算審査特別委員会及び第3回定例会本会議)で、かわさき市民カードと、図書館貸出カードやふれあいネットの利用者カードとの統合について検討する旨の答弁が行われた。

このうち、図書館資料貸出については、平成21年4月から、図書館で手続をすることにより、かわさき市民カードに図書館貸出カードの機能が付与できるようになった。

ただし、ふれあいネットの利用機能のかわさき市民カードへの付与や統合については、課題が多いことから実現は困難とのことである。

13 近隣自治体の状況

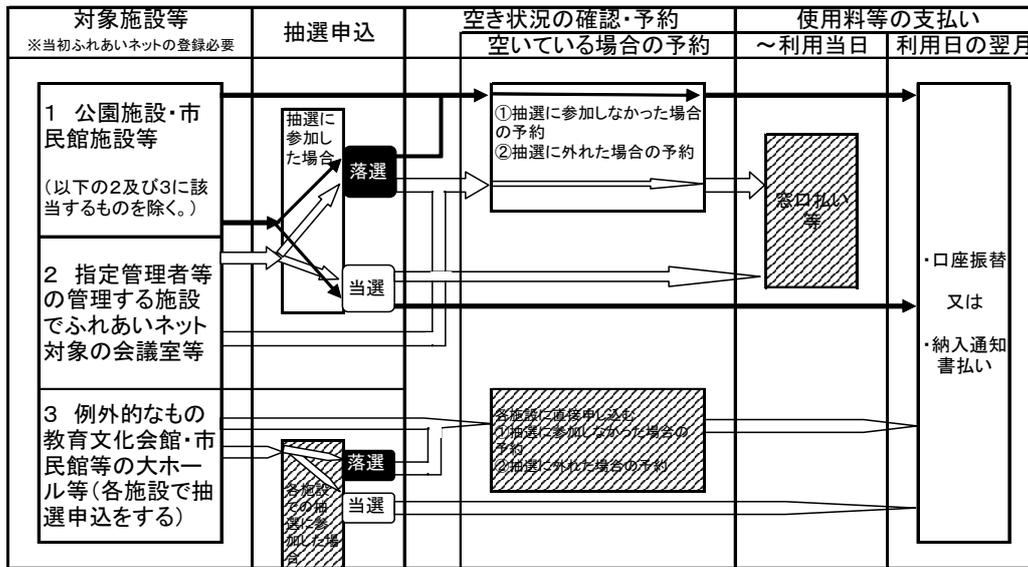
ふれあいネットと同様の公共施設利用予約システムは、近隣自治体(横浜市、大田区、世田谷区、町田市、狛江市)でも導入されている。各自治体により、対象、手続等に関してそれぞれ特徴があるが、本市と異なっ

ている主な事項は、次のとおりである。

- ・登録の有効期間を定めている
……横浜市・大田区・世田谷区・町田市・狛江市
- ・登録は、基本的に個人に限定している
……大田区
- ・登録は、団体に限定している
……世田谷区
- ・個人登録や団体登録に年齢要件がある
……横浜市・大田区・世田谷区・町田市・狛江市
- ・個人登録を在住、在勤、在学に限定している
……横浜市・町田市（テニス利用のみの取扱い）

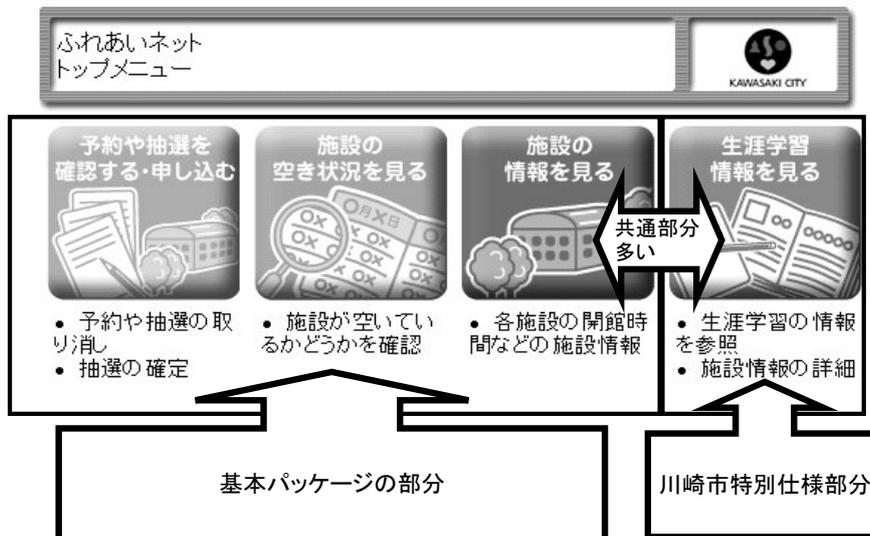
- ・団体登録で、名簿を提出させている
……横浜市・世田谷区・町田市
 - ・登録、更新及び再発行時に手数料を徴収している
……横浜市
 - ・使用料を前納としている（口座振替ではない）
……横浜市・大田区・町田市・狛江市
 - ・抽選申込み等において市民優先制度がある
……大田区・世田谷区・町田市・狛江市
- (注) 横浜市は登録自体を市民（在住・在勤・在学）に限定している。

(参考1：ふれあいネット利用の概要図)



- 注1 はふれあいネット例外部分
 注2 個人登録と団体登録で利用方法が異なる場合があります。
 注3 ふれあいネットでは一部の施設等を除いて予約の中止、変更ができます。
 注4 上記以外にふれあいネットですべての予約状況のみ確認できる施設等があります。
 注5 その他にふれあいネット対象外の施設等があります。

(参考2 ふれあいネットのシステム構成 (パソコン アクセシビリティ対応画面による))



第3 監査の結果

ふれあいネットについては、システム運用開始後10年以上経過し、運営は安定的に行われている状況であった。ただし、次に掲げる事項については、改善、見直しの検討等を行うことを要する。

1 登録関係

(1) 二重登録について

ふれあいネットの登録については、重複は認めておらず、登録申請を受けた際に、登録の有無を確認することになっている。しかし、データの確認できた範囲でも、個人登録では、二重登録と思われる「氏名及び住所が同一」である登録が、167人分（登録件数で334件）見受けられた。さらに、三重登録も1件見受けられた。なお、団体登録においても、「団体名称及び代表者の氏名が同一」である登録が12団体分見受けられた。

二重登録は不公平で、不適正な利用にもつながりかねないので、今後、複数登録の実態を確認し、その解消を図るとともに、登録時における確認等を厳重に行うよう徹底されたい。

(2) 団体登録及び利用状況の検証について

ふれあいネット利用に当たっては、個人又は団体の利用登録が必要である。団体登録については、野球場専用団体登録を除き、団体としての人数要件の定めがなく、構成員名簿の提出も必要とされていない。そのため、極端に言えば1人でも団体登録ができる状況である。また、同一団体が団体名等を変更することで複数の登録することも容易な状況である。現に、代表者が同一である団体や口座番号が同一の団体の登録は、第2現況「4(3)団体登録の状況」のとおり相当数存在する。

利用の手引では「同一団体が複数の団体名を使用して複数のカードを取得した場合には、登録を取り消すことがあります。」とあるが、名簿がなければ、こうした確認等を行うことは不可能である。実際、こうした理由による団体登録の取消実績はほとんどない。

現在、同一団体の複数団体名による抽選申込対策として、代表者が同一人物である複数の団体は同一施設の同一時間帯に抽選申込みができないようにシステムが改修されている。ただし、同一団体が代表者名を使い分けて、複数の登録をしている場合には効果がない。また、回数制限（抽選及び利用申込み）も設定されているが、同一団体が複数の登録を行い、それを使い分けるのであれば、この制限の効果も薄れる。

このように現状では、団体の登録及び予約申込みに関しては公平性の確保の観点で不十分な面があ

り、不適正な行為が行われている可能性もある。

公の施設の利用に当たっては、利用者自身のマナーの向上がとりわけ重要であることに鑑み、まずは、各施設内やふれあいネットの画面上において、団体登録や予約申込みに関する適正な利用についての登録者への注意喚起を行われたい。加えて、団体登録の状況についての検証を行い、それを踏まえて対応策についての検討を実施されたい。

なお、以下、参考までに対応策として考えられるものを記載する。

- ① 業務用端末における団体登録の状況の検索及びチェック機能を充実する。
- ② 同一者が複数の代表者となっている団体の利用等の実態調査を行う。
- ③ 同一時間帯の抽選申込みの制限を、現在の同一代表者の場合だけでなく、同一口座の場合についても適用する。
- ④ 野球場専用団体登録と同様に、人数要件を定め、名簿の提出を求める。なお、これは、横浜市、世田谷区及び町田市でも実施している。
- ⑤ 野球場専用団体登録と同様に、施設の種類の応じた登録要件を設定した施設別の団体登録の範囲を拡大する。
- ⑥ 同一者が複数団体の代表者になることについて、数的な制限を設ける。

なお、このうち、④から⑥までについては、現在、市において導入検討している登録の有効期間制度における更新の際に実施するなど、市民意見の聴取、実施時期、広報等の慎重な対応が必要と考える。

(3) 団体登録の振替口座について

野球場専用団体登録では、375団体分の振替口座が同一口座となっている。つまり、一人の者が375団体分の使用料の支払当事者となっていることになる。そして、野球場専用団体登録は複数団体の構成員となることを認めていないので、当該者は、1団体分以外は構成員ではないことになる。なお、現在は団体登録について使用料等の支払義務者が代表者となるとされているが、振替口座の名義は代表者に限定されていない。したがって、代表者以外の名義人の口座を振替口座とすることは可能であり、上記のような極端な状況も発生し得る。

しかしながら、団体代表者を支払義務者としているのであれば、受益者負担の観点からも、基本的には、振替口座は代表者名義の口座とし、それ以外に特別に認める場合でも構成員に限るべきであろう。振替口座の現状を検証し、団体登録における振替口座のあり方について検討する必要があると考える。

(4) 野球場専用団体登録の名簿一覧表のメンテナンス

について

野球場専用団体登録については、登録窓口を区役所道路公園センター（平成21年度までは、公園事務所）に限定した上で、名簿を提出させている。そして、登録メンバーについては、複数の団体への登録はできないものとしている。

受付の際に、提出された名簿を基に職員が作成している名簿一覧表で、複数団体への登録の有無を確認することになっているが、この名簿一覧への新規登録者の追加等が、平成21年度から平成23年2月まで行われていないとのことであった。登録制度の導入目的を達成するために、名簿一覧のメンテナンスを滞りなく行う必要がある。

(5) 年齢要件について

現行、個人の登録（団体の代表者を含む。）については、年齢要件がない。しかしながら、抽選・利用申込段階では、全ての施設において、利用年度の4月1日現在で、15歳以上（中学生を除く。）又は18歳以上との年齢要件がある（なお、利用における年齢の設定理由や根拠については明確な考え方は確認できなかった。）。このため、一定年齢以下の者は、ふれあいネットの登録はできるが、施設の利用ができない状況である。

このように現状は、年齢要件については、登録と利用の定めにそごが生じており、また、利用における定めは施設間で差異があり統一性に欠けている。

したがって、各施設の管理運営上の観点で利用の年齢要件が必要であるならば、効力のない登録を発生させないために、登録においても年齢要件を設定すべきである。また、利用における施設間での年齢要件の差異についても、不統一の解消を検討すべきである。

(6) 登録の更新制度について

現行制度では、一度登録すると、原則として登録は永久に有効であるため、登録件数は増加の一途である。しかしながら、住所、氏名、電話番号、勤務先又は学校は変更になることが多く、団体は活動休止になることもある。実態と異なる登録が放置されると、要件を満たさなくなった者でも市民優先の抽選申込みが可能となること、住所等が確認できないことによる未収の使用料の徴収困難が発生することなど運営上の問題が生じる。また、平成21年度にシステムを利用した登録者数は登録件数の約3割にとどまっている。全く利用がない登録が多いことは、システムへの負荷や運用コストの観点からも好ましいことでない。なお、近隣自治体では、登録の有効期間を設定し、その期間満了時等には登録を更新しており、本市でも図書館の貸出カードには有効期間

が設定されている。こうしたことから、ふれあいネットの登録については、有効期間の設定が望ましいと考える。現在、市においても更新制度を導入し、新カードを発行する方向で検討を行っている。

ただし、更新に当たっては、市にとっては周知、カード発行などの経費や登録業務増といった負担が生じ、また、利用者にとっても申請等の負担が生じることになる。したがって、導入に際しては、時期、方法など慎重に検討するとともに、利用者への周知も十分に行うよう努められたい。

(7) 利用者カードについて

利用者カードは磁気カードであるが、データとして格納されているのは、登録番号のみである。そして、抽選申込みを端末機で行う場合でも、カードのデータを読み取る方式でなく、登録番号等を利用者が入力する方式である。このように磁気カードとしての機能は、窓口担当者が登録時の入力の際に誤入力を防ぐためにカードの番号の読取りを行っている以外は、活用されていない。したがって、現行の利用状況を勘案する限りでは、磁気カードである必要性は低い。ちなみに、市によれば、現行の磁気カードの単価は約130円であるが、プラスチックカードであれば約80円、PETカード（ポリエステルカード）であれば約60円である。

今後、上記(6)のように登録更新制度を導入し、新しくカードを発行するのであれば、その発行枚数は相当数になると予測されるが、カードの形態により費用も大きく異なる。また、新しいカードには有効期間の表示も必要となるなど機能面での見直しも必要である。

現在、市においても、利用者カードの形態等を見直す方向で検討を行っているが、これらの点も踏まえて十分に精査し、決定するよう要望する。

2 抽選・利用申込関係

(1) 市民優先制度のあり方の検討について

市民館会議室など抽選倍率が高い施設があり、平成21年度市民アンケートでも意見、要望事項として「予約が取りにくい」との回答が多かった。現在の団体登録の状況は、代表者が市外の者である団体は約3割を占めていて、市内の団体を取りにくい要因の一つになっているともいえる。なお、現地調査で聴取したところ、複数の市民館の職員から、市民のための施設という設置目的を達成するためには、利用状況を踏まえると市民優先制度の導入が必要であるとの意見があった。

現在は、屋外スポーツ施設（建設緑政局関係に限る。）については、市内在住、在勤及び在学者に限り抽選に申込みできるという抽選段階での市民優先

の取扱いがある。しかしながら、それ以外の教育文化会館・市民館及び体育館等の屋内施設、並びに国際交流センター等の会館施設では、一部の市民館の大ホールを除き、市民優先の取扱いがない。施設の設置目的、対象者等が異なるので差異があるのはやむを得ない面もあるが、ふれあいネットという枠組みでみると、現状の取扱いは統一性に欠けており、効果も限定的で、市民の理解も得にくいと思われる。なお、近隣自治体でも、登録を市民に限定するなどの何らかの市民優先の制度は導入されている。

こうしたことから、市では、市民優先制度の見直しを課題と認識し、公共施設利用予約システム検討委員会において、抽選段階での市民優先の対象拡大について実施の方向で検討している。

公の施設の利用に関しては、当該普通地方公共団体の住民をして他の地方公共団体の住民に比してある程度優先的に公の施設を利用させることは許されるものである（「逐条地方自治法第5次改訂版（学陽書房）」参照）。市の検討の方向性は、市民以外の者の利用を原則的に制限するものではなく、抽選段階での市民優先の対象拡大であるので問題はない。市民が予約を取りづらい抽選状況等を踏まえると、市民優先の範囲拡大に向けての取組は押し進めてよいものとする。ただし、導入の際には、混乱等が生じないように登録者等への周知を十分に行うように努められたい。

3 使用料の徴収関係

(1) 未収の使用料の徴収体制の充実について

ふれあいネット関係の施設使用料については、平成21年度決算で、約821万円の収入未済額及び約60万円の未納欠損額が生じている。

現在は、使用料が納入されなかった場合の督促状及び催告状の送付並びに電話での催告業務は、市民協働推進課が所管する形となっているが、その実務は仕様書に記載がないにもかかわらずシステム運用業務の受託者が実施している。このように、未収の使用料対応には、各施設の使用料の所管部署は全く関わっていない。ただし、延滞金の徴収及び未納欠損処理の起案に限り、各施設の使用料の所管部署が所掌している。

こうした現状では、各所管部署の歳入徴収者としての責任の所在が不明確で、かつ、未収対策の体制として不十分であり、これが収入未済額の増加の一因になっていると思われる。今後、市民協働推進課及び各所管部署においては、未収の使用料の徴収率の向上に向けた体制を確立し、責任ある対応を行うように改善を図られたい。

また、今後も契約の受託者に督促状等の送付及び

電話催告を行わせるのであれば、仕様書に明確に規定するよう改善されたい。

(2) 延滞金の確認について

使用料が納期限後に納入された場合には、延滞金が発生する。その発生状況の有無については、各施設の業務用端末で、毎月、確認（延滞金チェックリストの出力）することになっている。

しかしながら、こうした確認を実施していない施設もあった。使用料の金額が高額ではないので、徴収すべき延滞金（1,000円以上）が発生する事例は少ないと思われるが、現状では、延滞金の徴収漏れの可能性がある。

過去の状況の確認を行うとともに、今後は、延滞金発生の確認を、毎月、必ず実施することを周知徹底し、また、延滞金が発生した場合には、その徴収を適正に行われたい。

(3) 使用料の前納制度の検討について

収入未済額及び未納欠損額が発生するのは、使用料を後納（使用月の翌月に、口座振替又は納入通知書により納入）としていることが主な原因である。前納であれば、教育文化会館大ホール使用料の961,720円（平成19年度分）という高額な未収金が発生することもなかったであろう。

また、現在、指定の期日までに使用料の支払がなかった場合には、システムの利用停止となる未収対策を講じているが、利用停止となるまでには一定期間を要する。平成21年度未納欠損の中には、短期間において集中的に利用し、使用料を納入していないという事例も見受けられた。こうした意図的とも思われる利用については、現行では対応できない。

現在でも、本市の指定管理者制度を導入した施設においては、利用料金は、原則、前納（使用当日に収納等）である。また、近隣の横浜市、大田区、町田市、狛江市や相模原市においても、納入の方式は本市と同一ではないものの、前納となっている。

なお、本市においても、使用料の前納については、現行システムの開発段階で検討され、システム的には、いつでも前納制度に対応できるようになっており、1施設単位ごとに、前納と後納の適用を切り分けることも可能となっている。

したがって、収入未済額及び未納欠損額の発生を防止し、利用者間の公平性を確保するためには、雨天で利用中止となる屋外施設や窓口での徴収の発生といった課題等も踏まえながら、条例で原則とされている使用料の前納制度の採用について、改めて、検討する必要があると考える。

4 生涯学習情報サービス機能関係

(1) 委託契約について

ふれあいネットには、施設の予約等の機能のほかに、生涯学習情報サービス機能がある。情報内容は市内の施設情報、講座・催し物情報、団体グループ情報などである。この情報提供については教育委員会が所管しており、情報内容の収集及び更新入力については、毎年度、ふれあいネットの運用委託とは別の契約（契約先は、財団法人川崎市生涯学習財団）を締結し、業務委託で実施している。なお、平成22年度の委託料は、548万1,000円である。

この契約の仕様書には、業務内容として「情報の収集・整理・入力」の項目があるが、収集すべき情報の範囲、収集方法、更新の頻度などの具体的な事項が記載されていなかった。このことは、そのほかの業務内容の記載についても同様であった。

また、提供情報を確認したところ、施設情報においては、所在地の欄には全て所在地ではなく施設名が記載され、施設の画像が準備のままになっているのも多数見受けられた。そのほかにも、既に廃止された施設が情報として残っているもの、7区にある施設（保健所）であるにもかかわらず2区（宮前・麻生）分に限り情報提供されていたものがあった。講座情報の中には、平成19年の講座情報という古い情報の掲載も散見された。このように現行の情報提供内容には、不十分な点が見受けられた。

したがって、業務委託契約の適正な成果を確保するために、仕様書の内容を見直し、業務内容を明確にするとともに、履行確認を適正に行われたい。

なお、この契約は従前から特命随意契約となっているが、業務内容及び履行状況も踏まえて、改めてその妥当性を検討する必要があると考える。

(2) 生涯学習情報サービスについて

生涯学習情報サービスは、市のホームページ上のふれあいネットの画面の中に限り見ることが可能であり、その所在は分かりづらい。なお、本市のホームページにおいて、このふれあいネットの生涯学習情報以外には、生涯学習情報を体系的に提供しているものはない。

しかし、この生涯学習情報サービスで提供されている内容は、講座、イベント等の開催情報などが多く含まれていて、これらはふれあいネット利用登録者のみを対象とした情報ではない。したがって、施設予約機能と一体で管理する必然性は低く、また、情報発信という面でも、よりアクセスが容易な状況が望ましい。平成21年度の市民アンケートでは、「市の事業（生涯学習など）に関する情報」の入手手段としては、「ふれあいネットの生涯学習等」からとの回答は3.4%にとどまっており、「市政だよりや市のホームページ」からとの回答が64.3%と最も多か

った。

なお、パッケージソフトウェアにない生涯学習情報提供機能を組み込むことで、ふれあいネットの開発及び運用経費の増加をきたしているとのことである（ただし、別途、生涯学習情報提供システムを構築すれば、それ自体での費用が発生する。）

したがって、コスト面も見極めながら、目的や効果の観点から、ふれあいネットからの切離しも含めて生涯学習情報サービスのあり方を検討する必要があると考える。

5 利用者の利便性関係

(1) 教育文化会館及び市民館の利用について

教育文化会館及び市民館の施設については、大ホールを除き、両施設の使用規則では使用日前3日まで申請を行うことができると規定されているため、ふれあいネットで随時予約ができるのは使用日前3日前までとなっている。しかしながら、各施設の状況を確認したところ、分館も含めて全ての館で、空きがあれば、施設窓口では利用日当日まで申込み可能としているとのことであった。

使用規則の規定に基づき運営することが基本であるが、利用者の利便性の観点からは、空きがあれば利用日当日まで申し込めることは望ましい対応であると考える。しかし、特例的な取扱いであるため、利用者の権利という観点では不安定な状況であり、積極的な広報も行われていない。

したがって、教育文化会館及び市民館の施設の利用申込みの期日については、使用規則改正の可否を含めて検討をする必要があると考える。

(2) 利用の手引の内容の充実について

ふれあいネットの利用者向けに、利用の手引が作成されている。しかしながら、ふれあいネットの対象の施設は多数あるので、登録区分、抽選申込み等のルールも多様であり、利用の仕組みは非常に複雑になっている。そのため、施設ごとに異なる使用料、抽選・利用の回数制限、予約受付期間、空きがある場合の利用日当日の受付などについては、利用の手引では記載されていない。利用者から電話の問い合わせが、年間約6,500件あるのも、こうしたことが原因にあると思われる。

システム更新に併せて、例えば、問い合わせの多い事項などを「Q&A」という形式で記載をするなど、利用の手引の記載内容について、より一層利用者に分かりやすいものとなるように検討されたい。

なお、利用の手引では、電話（音声）による利用方法については34ページにわたって詳細に記載されているが、インターネットによる利用の説明は、パソコンや携帯電話とも僅か1ページの記載となっ

いた。平成22年3月の抽選申込状況では、電話が692件(1.1%)で、パソコンが51,779件(80.5%)となっている。利用の手引の記載内容の検討に当たっては、こうした利用状況も踏まえることを要望する。

(3) 各施設ホームページ等の情報提供について

上記のとおり、利用の手引だけでは、各施設の利用に関する詳細な情報は掲載できない状況である。それを補足するために、運用センターでの電話照会体制を整備しているが、各施設が作成しているホームページ等の情報提供も重要である。

しかし、予約申込みや利用の回数制限が掲載されていない施設のホームページが見受けられた。そのほかにも、複数の市民館で設定されている大ホールの抽選申込みの市民優先制度についても、ホームページ上で公開されているのは1施設(宮前市民館)にとどまっていた。また、上記の(1)の市民館・分館の会議室が空いている場合には3日前以降でも申込みできる旨の記載は、各市民館等のホームページでは明確にされていなかった。

利用者の利便性の向上のために、利用の手引での記載に限界があることを踏まえ、各施設のホームページ等での情報提供については記載内容の工夫や充実が望まれる。

(4) 利用者の要望等の把握について

ふれあいネットの円滑な運営やシステムの改善のためには、利用者の要望、苦情等の把握も重要である。市では、その取組の一つとして、平成21年度に市民アンケートを実施している。

ただし、それにとどまらず、日常的に運用センターや各施設等の窓口利用者から寄せられる各種の要望、苦情等についても、集約、分析し、また、関係部署全体で共有化する必要があると考える。しかし、それらの仕組みが確立されているとはいえない状況であったので、今後、改善されたい。

6 次期システム関係

(1) 一括契約の見直しについて

現在の契約は、開発年度の平成18年度及び運用期間の19年度から23年度までの6年間の契約であり、その内容は、システムの開発から、機器の導入及び運用の全てを含んだ一括の契約である。

しかしながら、このような一括した契約であると、対応できる事業者が限定されるおそれがあり、その妥当性は慎重に検討されるべきものである。

次期開発に向けては、所管部署においても一括契約を見直す方向で検討しているとのことであるので、その方向性での実現に向けて取り組まされたい。

(2) 現行業務の再分析の必要性について

平成21年度に、平成24年度からの次期ふれあいネット運用準備に向けた基礎調査を業務委託により行っていた。調査の目的は、現行のふれあいネットシステム及び運用業務を対象に課題を調査し、現行のふれあいネットを継続使用するべきか、又は再構築して新ふれあいネットに切り替えるべきかについて、今後の方向性を明らかにすることであった。

その調査結果の中では、特に運用業務に関しては、「運用管理業務の作業内訳が明確化されておらず、積算されている所要工数の妥当性が判断できません。」「運用管理業務面においてブラックボックス化している部分が多く、各課題の相関関係や因果関係を明確にするだけの情報が得られないという大きな問題がありました。」とのことから、「現時点での費用対効果算出は根拠性を欠く結果となる可能性が高いと判断し、実施を見送りました。」と報告されていた。そして、「次期システムに向けて現行業務の再分析を実施されること」を提案されていた。

したがって、この調査結果を踏まえて、運用業務に関しては再分析を十分に行い、作業内訳が明確化されていないブラックボックス化状況の解消等を図り、次期システムの運用設計に反映させるよう努められたい。

7 執行体制

(1) 連携機能の強化について

ふれあいネットの運営に関しては、多数の部署が関わっている。さらに、平成22年度にはふれあいネット関連業務の区役所等への業務移管があり、それにより条例所管部署と施設や窓口部署との所属局区が異なる状況も発生し、部署間の関係がより複雑化した面がある。

こうしたことから、ふれあいネットの適正な運営に関しては、関係部署の協力及び連携が不可欠である。従来からの「川崎市公共施設利用予約システム管理運営協議会」に加え、平成22年2月には副市長を委員長とする「川崎市公共施設利用予約システム検討委員会」も設置され、庁内横断的な連携体制は強化されたといえる。

ただし、横断的組織を設置することで、直ちに、十分な連携が実現するものではない。そうした会議を活性化させるとともに、日常的にも情報交換、協議等を行うなど、ふれあいネット関係部署においては、有機的な連携の確保に努めるよう要望する。

なお、管理運営協議会と検討委員会幹事会については、重複している構成員も多い。平成22年度では、管理運営協議会と検討委員会幹事会は併せて開催されており、管理運営協議会及び検討委員会幹事会はそれぞれ単独の開催はない。類似した二つの横断的

組織を存続させることは機能的でないため、今後、両者の組織のあり方等について検討されることも要望する。

(2) 総括機能について

ふれあいネットの適正な運営のためには、多数の部署が関わることから、運営全般にわたって課題把握及び対応並びに機能的な調整が必要である。そのためには、運営の中心を担う総括部署の役割は重要である。なお、ふれあいネットの総括部署については、平成11年度のシステム運用開始後、組織改正等により二度変更され、平成20年度からは市民協働推進課である。

現在、市民協働推進課では、ふれあいネット関連業務を担当する職員は、複数いるものの専任ではなく、市民活動支援等の業務とともに従事している。こうした状況で市民協働推進課が行っている職務は、システムの維持及び改善が中心で、ふれあいネット全体の運営の総括的業務までは担っているとはいえず、総括機能が不十分な面がある。今回の監査で要望している事項についても、総括部署において検証等を行っていただければ把握できたと考えられるものもある。

したがって、ふれあいネットの運営に関しては、当面は連携体制の強化に期待するところではあるが、将来的には、総括機能強化のために執行体制の充実の検討も望まれる。

8 そのほかの事項

(1) 対象施設について

ふれあいネットの対象施設を増加させるためには施設所管局の予算負担が必要なこともあり、現在は、加入希望を各局に照会し、希望があった施設について対象に追加している。ただし、そのような方式であると、本来、ふれあいネットの対象となるのがふさわしい施設が漏れる可能性もある。市の公の施設でふれあいネットの対象でないものについて、その可否を検討する仕組みも必要であると考え。

(2) 研修体制の充実について

利用者登録等の業務用端末の操作については、年度当初に研修会（1日又は2日コース）が実施されている。しかしながら、各施設で確認したところ、年1回の開催であるため対象者の中には、日程調整ができず参加できなかった担当者もいたとのことであった。また、操作マニュアルがあるものの、なかなか理解しづらいとのことであった。実際、業務用端末で出力可能な帳票について出力を求めたところ、操作ができない、あるいは帳票の存在を知らない担当者もいた。

ふれあいネットの適正な運営のためには、担当者

の端末操作についての習熟が重要である。操作マニュアルを理解するといった従事する者の自らの努力が第一ではあるが、研修機会の増加や研修内容の見直しも検討する必要があると考える。

(3) 施設利用に関する規定の整備について

ふれあいネットの運営において、抽選予約できる登録区分（個人・団体）、野球場専用団体登録制度、抽選申込み及び利用の回数制限、一部の市民館大ホールで実施している市民優先の取扱い、抽選申込みの年齢要件など、施設ごとの利用上のルールがいくつかある。これらは、施設ごとに、所管部署において定めているものである。こうした個別ルールに関する根拠、理由、経過等を確認したところ、根拠等が不明確なものが見受けられた。

これらの個別ルールは、施設の利用に関わるものであるから、その根拠等を整備し、説明できるようにしておくことが利用者のためにも望ましい。また、ルール変更する場合に、根拠が不明確であれば、意思決定及び事務処理に不都合が生じる可能性がある。

今後、各所管部署においては、ふれあいネットの利用上のルールについて、内容に応じて、条例、規則、要綱等で、根拠規定を明確にするように努められたい。

(4) 指定管理者との協定書等における記載について

ふれあいネット対象施設のうち、指定管理者制度により管理している施設については、募集要項及び仕様書並びに協定書において、ふれあいネットを使用すること及びそれに伴う業務を行うことなどを記載するように、具体的な記載内容を例示して、システム総括部署が各局に通知していた。

しかしながら、一部の施設（高津老人福祉・地域交流センター及び総合福祉センター）に関する協定書等には、その通知にあるようなふれあいネットの具体的業務に関する記載がなかった。

指定管理者制度の施設の窓口でも登録受付を行うものであり、適切な対応が確保される必要があるので、協定書等へのふれあいネット関係の必要事項の記載について徹底されたい。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第3号

第33回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成23年3月18日

川崎市農業委員会

会長 小林 騰

- 1 日 時
平成23年3月24日(木) 午後2時00分
- 2 場 所
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)
- 3 議 題
- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分決定について
 - (2) 農用地利用集積計画の決定について
 - (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
 - (4) 相続税の納税特例農地利用状況確認(免除)について
 - (5) 平成24年度県農林業施策並びに予算に関する建議(税制改正要望)について
 - (6) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
 - (7) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
 - (8) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
 - (9) 生産緑地のあっせんについて
 - (10) 川崎市議会への議会推薦委員に関する要望について
 - (11) その他

職員共済組合告示

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組法定款(昭和37年川崎市共済告示第4号)の一部を変更したのでここに告示する。

平成23年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 砂田 慎治

第33条の5及び第33条6中「60,000円」を「20,000円」に改める。

第34条の2第1項第1号の表中「1,000分の50.44375」を「1,000分の48.75」に、「1,000分の5.5」を「1,000分の5.625」に、「1,000分の2.75」を「1,000分の2.5」に、「1,000分の2.45」を「1,000分の2.2」に改め、同項第2号の表中「1,000分の40.355」を「1,000分の39.0」に、「1,000分の4.4」を「1,000分の4.5」に、「1,000分の2.2」を「1,000分の2.0」に、「1,000分の1.96」を「1,000分の1.76」に改める。

第34条の3中「1,000分の100.8875」を「1,000分の97.5」に、「1,000分の11.0」を「1,000分の11.25」に改める。

第35条の2中「平成22年度」を「平成23年度」に改める。

附則第2項の表中「1,000分の40.355」を「1,000分の39.0」に、「1,000分の4.4」を「1,000分の4.5」に、「1,000

分の2.2」を「1,000分の2.0」に、「1,000分の1.96」を「1,000分の1.76」に改める。

附 則

この変更は、平成23年4月1日から施行する。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第2号

川崎市職員共済組法定款第36条の規定に基づき、平成23年度事業計画及び予算を次のとおり公告します。

平成23年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 砂田 慎治

- 1 平成23年度事業計画及び予算(別紙のとおり)
- 2 議決年月日 平成23年3月22日

平成23年度 予算書

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 3,000,000	千円 有価証券 3,000,000
2 業務経理へ繰り入れ る資金の最高限度額	19,000	18,000

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用	<u>2,351,754</u>	<u>6,423,854</u>	<u>7,343,501</u>	<u>4,072,100</u>	<u>919,647</u>
(事業費用)					
保 健 給 付	522,747	3,087,258	3,572,514	2,564,511	485,256
休 業 給 付	322,131	391,695	403,815	69,564	12,120
災 害 給 付	0	2,134	3,149	2,134	1,015
附 加 給 付	7,092	50,171	54,912	43,079	4,741
老 人 保 健 拠 出 金	0	28,837	63	28,837	△ 28,774
退 職 者 給 付 拠 出 金	115,296	252,677	331,988	137,381	79,311
前 期 高 齢 者 納 付 金	470,636	580,339	893,090	109,703	312,751
後 期 高 齢 者 支 援 金	441,988	1,136,576	1,216,305	694,588	79,729
病 床 転 換 支 援 金	288	0	0	△ 288	0
介 護 納 付 金	211,676	485,670	497,576	273,994	11,906
一 部 負 担 金 払 戻 金	4,405	45,499	51,050	41,094	5,551
連 合 会 拠 出 金	255,495	362,998	319,039	107,503	△ 43,959
繰入金	<u>4,965</u>	<u>18,729</u>	<u>16,976</u>	<u>13,764</u>	<u>△ 1,753</u>
業 務 経 理 へ 繰 入	4,965	18,729	16,976	13,764	△ 1,753
次年度繰越支払準備金	<u>564,701</u>	<u>596,126</u>	<u>680,907</u>	<u>31,425</u>	<u>84,781</u>
次年度繰越支払準備金	564,701	596,126	680,907	31,425	84,781
当期利益金	<u>514,689</u>	<u>1,295,915</u>	<u>24,929</u>	<u>781,226</u>	<u>△ 1,270,986</u>
当期短期利益金	514,689	1,269,145	0	754,456	△ 1,269,145
当期介護利益金	0	26,770	24,929	26,770	△ 1,841
合 計	3,436,109	8,334,624	8,066,313	4,898,515	△ 268,311
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益	<u>3,433,767</u>	<u>7,754,559</u>	<u>7,439,612</u>	<u>4,320,792</u>	<u>△ 314,947</u>
(事業収益)					
短 期 負 担 金	1,435,781	3,437,691	3,246,590	2,001,910	△ 191,101
介 護 負 担 金	104,666	252,477	254,213	147,811	1,736
短 期 掛 金	1,416,909	3,415,188	3,224,051	1,998,279	△ 191,137
介 護 掛 金	104,638	252,463	254,213	147,825	1,750
短期任意継続掛金	416	71,000	122,022	70,584	51,022
介護任意継続掛金	30	7,500	14,079	7,470	6,579
雑 収 入	10	1,321	2,076	1,311	755
(補助金等収入)					
育児・介護休業手当金交付金	281,370	316,089	321,268	34,719	5,179
補 助 金	89,558	0	0	△ 89,558	0
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	209	515	800	306	285
賠 償 金	180	315	300	135	△ 15
前年度繰越支払準備金	<u>0</u>	<u>564,701</u>	<u>596,126</u>	<u>564,701</u>	<u>31,425</u>
前年度繰越支払準備金	0	564,701	596,126	564,701	31,425
特 別 利 益	<u>0</u>	<u>15,364</u>	<u>0</u>	<u>15,364</u>	<u>△ 15,364</u>
前期損益修正益	0	15,364	0	15,364	△ 15,364
当期損失金	<u>2,342</u>	<u>0</u>	<u>30,575</u>	<u>△ 2,342</u>	<u>30,575</u>
当期短期損失金	0	0	30,575	0	30,575
当期介護損失金	2,342	0	0	△ 2,342	0
合 計	3,436,109	8,334,624	8,066,313	4,898,515	△ 268,311

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度 決 算 額	平 成 22 年 度		平 成 23 年 度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>4,250,779</u>	<u>1,370,398</u>	<u>5,621,177</u>	<u>88,462</u>	<u>5,709,639</u>
普 通 預 金	3,457,486	1,369,904	4,827,390	△ 395,792	4,431,598
証 券 投 資 信 託	703,460	515	703,975	500,800	1,204,775
立 替 金	19	41	60	△ 30	30
未 収 金	256	△ 62	194	6	200
支 払 基 金 委 託 金	89,558	△ 89,558	89,558	0	73,036
合 計	4,250,779	1,370,398	5,621,177	88,462	5,709,639
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>3,173,491</u>	<u>43,058</u>	<u>3,216,549</u>	<u>9,327</u>	<u>3,225,876</u>
未 払 金	26	△ 26	0	0	0
預 り 金	148	△ 44	104	△ 4	100
前 受 収 益	1,305	51,140	52,445	9,331	61,776
仮 受 金	3,172,012	△ 8,012	3,164,000	0	3,164,000
固 定 負 債	<u>564,701</u>	<u>31,425</u>	<u>596,126</u>	<u>84,781</u>	<u>680,907</u>
支 払 準 備 金	564,701	31,425	596,126	84,781	680,907
剰 余 金	<u>512,587</u>	<u>1,295,915</u>	<u>1,808,502</u>	<u>△ 5,646</u>	<u>1,802,856</u>
利 益 剰 余 金	514,929	1,293,573	1,808,502	△ 5,646	1,802,856
介 護 欠 損 金	△ 2,342	2,342	0	0	0
合 計	4,250,779	1,370,398	5,621,177	88,462	5,709,639

長 期 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度
	千円	千円
1 有価証券又は不動産 取得の最高限度額	(1) 有価証券 100,000,000 (2) 不動産 なし	(1) 有価証券 100,000,000 (2) 不動産 なし
2 経理単位相互間にお ける資金の融通の最高 限度額	貸付経理へ長期貸付金 15,000,000 利 率 年 3.2% (特例適用期間中は年2.4%~3.0%)	貸付経理へ長期貸付金 12,000,000 利 率 年 4.1% (特例適用期間中は年2.4%~4.1%)
3 業務経理へ繰り入れ る資金の最高限度額	30,500	28,000

長 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>26,269,934</u>	<u>27,348,094</u>	<u>28,157,742</u>	<u>1,078,160</u>	<u>809,648</u>
(事業費用)					
退 職 給 付	17,364,549	17,840,903	18,360,667	476,354	519,764
障 害 給 付	95,928	94,467	91,928	△ 1,461	△ 2,539
遺 族 給 付	3,322,888	3,450,337	3,566,007	127,449	115,670
連 合 会 払 込 金	0	0	0	0	0
基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金	5,486,569	5,962,287	6,139,040	475,718	176,753
雑 費	0	100	100	100	0
繰 入 金	<u>34,392</u>	<u>29,956</u>	<u>28,000</u>	<u>△ 4,436</u>	<u>△ 1,956</u>
業務経理へ繰入	34,392	29,956	28,000	△ 4,436	△ 1,956
次年度繰越支払準備金	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
次年度繰越支払準備金	100	100	100	0	0
次年度繰越長期給付積立金	<u>173,077,243</u>	<u>167,925,073</u>	<u>161,923,615</u>	<u>△ 5,152,170</u>	<u>△ 6,001,458</u>
次年度繰越長期給付積立金	173,077,243	167,925,073	161,923,615	△ 5,152,170	△ 6,001,458
合 計	199,381,669	195,303,223	190,109,457	△ 4,078,446	△ 5,193,766
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>22,107,391</u>	<u>22,225,880</u>	<u>22,184,284</u>	<u>118,489</u>	<u>△ 41,596</u>
(事業収益)					
負 担 金	12,152,959	12,612,734	12,594,198	459,775	△ 18,536
掛 金	6,538,721	6,482,487	6,586,412	△ 56,234	103,925
退職一時金等返還金	26,926	29,835	23,258	2,909	△ 6,577
基 礎 年 金 交 付 金	1,189,909	1,100,424	1,001,560	△ 89,485	△ 98,864
雑 収 入	0	100	100	100	0
(運用収入)					
利 息 及 び 配 当 金	2,088,291	1,962,817	1,966,026	△ 125,474	3,209
有 価 証 券 売 却 益	109,285	35,923	10,000	△ 73,362	△ 25,923
償 還 差 益	1,300	1,560	2,730	260	1,170
前年度繰越支払準備金	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
前年度繰越支払準備金	100	100	100	0	0
前年度繰越長期給付積立金	<u>177,274,178</u>	<u>173,077,243</u>	<u>167,925,073</u>	<u>△ 4,196,935</u>	<u>△ 5,152,170</u>
前年度繰越長期給付積立金	177,274,178	173,077,243	167,925,073	△ 4,196,935	△ 5,152,170
合 計	199,381,669	195,303,223	190,109,457	△ 4,078,446	△ 5,193,766

長 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>683,693</u>	<u>△ 82,383</u>	<u>601,310</u>	<u>△ 177,036</u>	<u>424,274</u>
普通預金	52,784	△ 44,839	7,945	△ 2,412	5,533
通知預金	0	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0	0
立替金	0	0	0	0	0
仮払金	0	0	0	0	0
未収収益	600,903	△ 37,115	563,788	△ 174,199	389,589
未収金	30,006	△ 429	29,577	△ 425	29,152
固 定 資 産	<u>172,393,651</u>	<u>△ 5,069,788</u>	<u>167,323,863</u>	<u>△ 5,824,422</u>	<u>161,499,441</u>
信 託	74,101,644	△ 6,006,830	68,094,814	△ 4,295,000	63,799,814
投資有価証券	74,877,078	4,055,018	78,932,096	△ 313,008	78,619,088
生命保険	7,609,374	59,501	7,668,875	57,207	7,726,082
長期貸付金	12,220,000	△ 3,220,000	9,000,000	△ 1,300,000	7,700,000
連合会預託金	3,585,555	42,523	3,628,078	26,379	3,654,457
合 計	173,077,344	△ 5,152,171	167,925,173	△ 6,001,458	161,923,715
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>1</u>	<u>△ 1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
預り金	1	△ 1	0	0	0
固 定 負 債	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>100</u>
支払準備金	100	0	100	0	100
剰 余 金	<u>173,077,243</u>	<u>△ 5,152,170</u>	<u>167,925,073</u>	<u>△ 6,001,458</u>	<u>161,923,615</u>
長期給付積立金	173,077,243	△ 5,152,170	167,925,073	△ 6,001,458	161,923,615
合 計	173,077,344	△ 5,152,171	167,925,173	△ 6,001,458	161,923,715

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 100,000	千円 有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 役員報酬 185 職員給与 40,007 旅費 1,064 事務費 21,083	千円 役員報酬 137 職員給与 37,284 旅費 868 事務費 18,454
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,631	円 6,978
4 短期経理から業務経理へ 繰り入れる資金の最高限度額	千円 19,000	千円 18,000
長期経理から業務経理へ 繰り入れる資金の最高限度額	千円 30,500	千円 28,000

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>95,093</u>	<u>137,417</u>	<u>143,694</u>	<u>42,324</u>	<u>6,277</u>
(事業費用)					
役員報酬	52	39	137	△ 13	98
職員給与	18,422	33,377	37,284	14,955	3,907
旅費	207	303	868	96	565
事務費	11,159	15,184	18,454	4,025	3,270
委託費	51,304	67,004	64,836	15,700	△ 2,168
修繕費	0	0	30	0	30
賃借料	2,440	4,019	3,769	1,579	△ 250
普及費	3,110	4,712	5,693	1,602	981
諸謝金	0	0	20	0	20
食糧費	0	0	30	0	30
負担金	1,603	3,271	4,053	1,668	782
選挙費	11	12	10	1	△ 2
連合会分担金	6,691	9,279	8,277	2,588	△ 1,002
雑費	30	45	60	15	15
減価償却費	64	172	173	108	1
当期利益金	<u>11,580</u>	<u>12,535</u>	<u>0</u>	<u>955</u>	<u>△ 12,535</u>
当期利益金	11,580	12,535	0	955	△ 12,535
合 計	106,673	149,952	143,694	43,279	△ 6,258
(貸 方)					
経常収益	<u>67,317</u>	<u>101,267</u>	<u>91,786</u>	<u>33,950</u>	<u>△ 9,481</u>
(事業収益)					
負担金	66,522	101,149	91,676	34,627	△ 9,473
雑収入	77	58	60	△ 19	2
(補助金等収入)					
補助金	633	0	0	△ 633	0
(事業外収益)					
利息及び配当金	85	60	50	△ 25	△ 10
繰 入 金	<u>39,356</u>	<u>48,685</u>	<u>44,130</u>	<u>9,329</u>	<u>△ 4,555</u>
短期経理より繰入	4,964	18,729	16,974	13,765	△ 1,755
長期経理より繰入	34,392	29,956	27,156	△ 4,436	△ 2,800
当期損失金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7,778</u>	<u>0</u>	<u>7,778</u>
当期損失金	0	0	7,778	0	7,778
合 計	106,673	149,952	143,694	43,279	△ 6,258

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度	平 成 22 年 度		平 成 23 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>76,312</u>	<u>33,885</u>	<u>110,197</u>	<u>△ 10,079</u>	<u>100,118</u>
当 座 預 金	0	0	0	0	0
普 通 預 金	18,837	33,757	52,594	△ 10,139	42,455
証 券 投 資 信 託	57,423	150	57,573	50	57,623
立 替 金	52	△ 22	30	10	40
未 収 収 益	0	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>620</u>	<u>△ 232</u>	<u>388</u>	<u>△ 113</u>	<u>275</u>
(有形固定資産)					
器 具 及 び 備 品	459	△ 172	287	△ 173	114
(無形固定資産)					
電 話 加 入 権	161	△ 60	101	60	161
合 計	76,932	33,653	110,585	△ 10,192	100,393
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>34,627</u>	<u>21,178</u>	<u>55,805</u>	<u>△ 2,474</u>	<u>53,331</u>
未 払 金	30,532	10,957	41,489	△ 1,850	39,639
未 払 費 用	3,991	10,235	14,226	△ 634	13,592
預 り 金	104	△ 14	90	10	100
剰 余 金	<u>42,305</u>	<u>12,535</u>	<u>54,840</u>	<u>△ 7,778</u>	<u>47,062</u>
資 本 剰 余 金	1,107	0	1,107	0	1,107
利 益 剰 余 金	41,198	12,535	53,733	△ 7,778	45,955
合 計	76,932	33,713	110,645	△ 10,252	100,393

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円	千円
	有価証券 100,000	有価証券 200,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円	千円
	職員給与 3,617	職員給与 3,075
	旅費 187	旅費 12
	事務費 1,249	事務費 800
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円	千円
	30,000	30,000

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>67,639</u>	<u>342,481</u>	<u>350,336</u>	<u>274,842</u>	<u>7,855</u>
(事業費用)					
職員給与	2,563	2,117	3,075	△ 446	958
厚生費	46,988	241,231	243,630	194,243	2,399
特定健康診査等費	14,971	73,961	79,820	58,990	5,859
旅 費	2	3	12	1	9
事務費	221	423	800	202	377
委託費	1,302	22,716	20,646	21,414	△ 2,070
賃借料	428	1,213	1,213	785	0
普及費	190	511	780	321	269
負担金	974	306	360	△ 668	54
雑 費	0	0	0	0	0
当期利益金	<u>521,285</u>	<u>60,333</u>	<u>7,712</u>	<u>△ 460,952</u>	<u>△ 52,621</u>
当期利益金	521,285	60,333	7,712	△ 460,952	△ 52,621
合 計	588,924	402,814	358,048	△ 186,110	△ 44,766
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>588,924</u>	<u>402,814</u>	<u>358,048</u>	<u>△ 186,110</u>	<u>△ 44,766</u>
(事業収益)					
負担金	66,607	193,329	169,329	126,722	△ 24,000
掛 金	66,575	186,130	165,334	119,555	△ 20,796
施設収入	5,740	23,329	23,329	17,589	0
(補助金等収入)					
補助金	450,000	0	0	△ 450,000	0
(事業外収益)					
利息及び配当金	2	26	56	24	30
合 計	588,924	402,814	358,048	△ 186,110	△ 44,766

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度	平 成 22 年 度		平 成 23 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>87,608</u>	<u>57,228</u>	<u>144,836</u>	<u>5,212</u>	<u>150,048</u>
普通預金	81,830	△ 20,366	61,464	△ 4,811	56,653
証券投資信託	0	60,026	60,026	10,030	70,056
立 替 金	24	△ 24	0	0	0
未 収 金	5,754	△ 5,737	17	△ 7	10
未 収 収 益	0	23,329	23,329	0	23,329
固 定 資 産	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>
(無形固定資産)					
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	537,608	57,228	594,836	5,212	600,048
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>16,323</u>	<u>△ 3,105</u>	<u>13,218</u>	<u>△ 2,500</u>	<u>10,718</u>
未 払 金	16,062	△ 3,018	13,044	△ 2,500	10,544
未 払 費 用	234	△ 89	145	0	145
預 り 金	27	2	29	0	29
剰 余 金	<u>521,285</u>	<u>60,333</u>	<u>581,618</u>	<u>7,712</u>	<u>589,330</u>
資本剰余金	450,000	0	450,000	0	450,000
利益剰余金	71,285	60,333	131,618	7,712	139,330
合 計	537,608	57,228	594,836	5,212	600,048

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度		平 成 2 3 年 度	
		千円		千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券	8,000,000	有価証券	8,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 事務費	201 800	職員給与 事務費	162 675
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額		30,000		30,000
4 組合員貯金に対する支払 利率		年 0.55%		年 0.55%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	<u>35,417</u>	<u>37,102</u>	<u>38,971</u>	<u>1,685</u>	<u>1,869</u>
(事業費用)					
職員給与	0	0	162	0	162
事務費	122	152	675	30	523
支払利息	35,295	36,950	38,134	1,655	1,184
当期利益金	<u>46,663</u>	<u>47,410</u>	<u>45,769</u>	<u>747</u>	<u>△ 1,641</u>
当期利益金	46,663	47,410	45,769	747	△ 1,641
合 計	82,080	84,512	84,740	2,432	228
(貸 方)					
経 常 収 益	<u>82,080</u>	<u>84,512</u>	<u>84,740</u>	<u>2,432</u>	<u>228</u>
(運用収入)					
利息及び配当金	82,010	83,413	83,975	1,403	562
有価証券売却益	0	0	0	0	0
償還差益	70	1,099	765	1,029	△ 334
合 計	82,080	84,512	84,740	2,432	228

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度 決 算 額	平 成 2 2 年 度		平 成 2 3 年 度	
		増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>126,614</u>	<u>290,639</u>	<u>417,253</u>	<u>2,150</u>	<u>419,403</u>
普通預金	12,639	△ 8,075	4,564	402	4,966
定期預金	100,000	300,000	400,000	0	400,000
仮払金	0	0	0	0	0
未収収益	13,975	△ 1,286	12,689	1,748	14,437
固 定 資 産	<u>6,451,110</u>	<u>△ 65,279</u>	<u>6,385,831</u>	<u>224,165</u>	<u>6,609,996</u>
(投資その他の資産)					
信 託	605,720	411	606,131	400	606,531
投資有価証券	5,845,390	△ 65,690	5,779,700	223,765	6,003,465
合 計	6,577,724	225,360	6,803,084	226,315	7,029,399
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>6,325,555</u>	<u>177,950</u>	<u>6,503,505</u>	<u>180,509</u>	<u>6,684,014</u>
組合員貯金	6,308,537	177,181	6,485,718	180,015	6,665,733
未払費用	17,018	769	17,787	494	18,281
未払金	0	0	0	0	0
剰 余 金	<u>252,169</u>	<u>47,410</u>	<u>299,579</u>	<u>45,806</u>	<u>345,385</u>
利益剰余金	252,169	47,410	299,579	45,806	345,385
合 計	6,577,724	225,360	6,803,084	226,315	7,029,399

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 2 年 度	平 成 2 3 年 度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 3,500,000	有価証券 3,500,000
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	長期経理からの借入金 最高限度額 15,000,000 利率 年3.2% (特例適用期間中は年2.4~3.0%)	長期経理からの借入金 最高限度額 12,000,000 利率 年4.1% (特例適用期間中は年2.4~4.1%)
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年3.46% (特例適用期間中は年2.66~3.46%) 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年3.46% (介護3.2%) (特例適用期間中は年2.66~3.46%、 在宅介護に係る貸付にあつては年2.4 ~3.2%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年2.88% (特例適用期間中は年2.22~2.88%、 激甚災害で償還猶予中は年1.72%) 4 特別貸付 貸付限度額 14,200 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 7,200 (1,200千円×6年限) 利率 年3.46% (特例適用期間中は年2.66~3.46%)	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年4.36% (特例適用期間中は年2.66~4.36%) 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年4.36% (介護4.1%) (特例適用期間中は年2.66~4.36%、 在宅介護に係る貸付にあつては年2.4 ~4.1%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年3.63% (特例適用期間中は年2.22~3.63%、 激甚災害で償還猶予中は年1.72%) 4 特別貸付 貸付限度額 14,200 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 7,200 (1,200千円×6年限) 利率 年4.36% (特例適用期間中は年2.66~4.36%)
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 6,160 旅 費 1,294 事 務 費 3,158	職員給与 6,034 旅 費 1,242 事 務 費 2,932

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>392,560</u>	<u>352,222</u>	<u>335,184</u>	<u>△ 40,338</u>	<u>△ 17,038</u>
(事業費用)					
職員給与	2,639	4,694	6,034	2,055	1,340
旅費	153	290	1,242	137	952
事務費	2,253	2,260	2,932	7	672
委託費	5,347	1,528	6,409	△ 3,819	4,881
修繕費	0	0	30	0	30
賃借料	619	989	1,042	370	53
保険料	51,848	45,048	72,800	△ 6,800	27,752
普及費	2,011	3,608	3,996	1,597	388
諸謝金	0	0	30	0	30
食糧費	0	0	20	0	20
負担金	1,684	702	937	△ 982	235
支払利息	325,996	293,068	239,652	△ 32,928	△ 53,416
連合会払込金	0	0	10	0	10
雑費	10	35	50	25	15
減価償却費	0	0	0	0	0
特別損失	<u>0</u>	<u>2,931</u>	<u>0</u>	<u>2,931</u>	<u>△ 2,931</u>
前期損益修正損	0	2,931	0	2,931	△ 2,931
当期利益金	<u>7,365</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 7,365</u>	<u>0</u>
当期利益金	7,365	0	0	△ 7,365	0
合 計	399,925	355,153	335,184	△ 44,772	△ 19,969
(貸 方)					
経常収益	<u>399,925</u>	<u>343,480</u>	<u>303,390</u>	<u>△ 56,445</u>	<u>△ 40,090</u>
(事業収益)					
組合員貸付金利息	359,873	310,818	275,390	△ 49,055	△ 35,428
(事業外収益)					
利息及び配当金	13,972	2,294	1,000	△ 11,678	△ 1,294
団信特約保証料	26,080	22,299	20,000	△ 3,781	△ 2,299
団信配当金	0	7,217	7,000	7,217	△ 217
雑収入	0	852			
当期損失金	<u>0</u>	<u>11,673</u>	<u>31,794</u>	<u>11,673</u>	<u>20,121</u>
当期損失金	0	11,673	31,794	11,673	20,121
合 計	399,925	355,153	335,184	△ 44,772	△ 19,969

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	決 算 額	増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>1,544,237</u>	<u>△ 1,379,452</u>	<u>164,785</u>	<u>△ 24,904</u>	<u>139,881</u>
普通預金	41,851	102,408	144,259	△ 24,424	119,835
証券投資信託	1,481,336	△ 1,481,336	0	0	0
未 収 金	21,050	△ 524	20,526	△ 480	20,046
立 替 金	0	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>13,018,265</u>	<u>△ 1,850,744</u>	<u>11,167,521</u>	<u>△ 1,305,879</u>	<u>9,861,642</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	0	0	0	0	0
(投資その他の資産)					
組合員貸付金	13,018,265	△ 1,850,744	11,167,521	△ 1,305,879	9,861,642
合 計	14,562,502	△ 3,230,196	11,332,306	△ 1,330,783	10,001,523
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>4,062</u>	<u>1,477</u>	<u>5,539</u>	<u>1,011</u>	<u>6,550</u>
未 払 金	3,588	△ 3,588	0	0	0
未 払 費 用	474	5,065	5,539	1,011	6,550
固 定 負 債	<u>12,220,000</u>	<u>△ 3,220,000</u>	<u>9,000,000</u>	<u>△ 1,300,000</u>	<u>7,700,000</u>
長 期 借 入 金	12,220,000	△ 3,220,000	9,000,000	△ 1,300,000	7,700,000
剰 余 金	<u>2,338,440</u>	<u>△ 11,673</u>	<u>2,326,767</u>	<u>△ 31,794</u>	<u>2,294,973</u>
利 益 剰 余 金	2,338,440	△ 11,673	2,326,767	△ 31,794	2,294,973
合 計	14,562,502	△ 3,230,196	11,332,306	△ 1,330,783	10,001,523

基礎年金支払経理
予定損益計算書

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推 計	推 計	平成22年度	平成23年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方) 経 常 費 用 (事業費用)	495,834	470,793	466,157	△ 25,041	△ 4,636
基礎年金	494,983	470,392	466,157	△ 24,591	△ 4,235
基礎年金返還金	851	401	0	△ 450	△ 401
合 計	495,834	470,793	466,157	△ 25,041	△ 4,636
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方) 経 常 収 益 (事業収入)	495,834	470,793	466,157	△ 25,041	△ 4,636
基礎年金国庫金	495,834	470,793	466,157	△ 25,041	△ 4,636
合 計	495,834	470,793	466,157	△ 25,041	△ 4,636

基礎年金支払経理
予定貸借対照表

科 目	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	決算額	増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方) 流 動 資 産	0	0	0	0	0
当 座 預 金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方) 剰 余 金	0	0	0	0	0
利 益 剰 余 金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第48条第3項第2号の規定に基づき、任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料額について次のとおり公告します。

平成23年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

平均給料額 326,000円

ただし、平成23年4月から平成24年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市川崎区長 木 村 実

川崎区1
(小学校)

施設の名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休日	照明		蛍光灯 (何W何個)		演壇 (何いす何脚)		聴衆席 (いす何脚)	弁士控室	場所・何いす何脚		拡声機 (有・無)	その他
			平日	夜間	昼間		水銀灯 電灯	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚						
															昼間	夜間		
1	殿町 体育館	852.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 800W 16個 ミニLED灯 500W 4個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	500脚	体育館舞台袖	何いす何脚	何いす何脚	有		
2	四谷 体育館	749.18	6,866	26,005	27,530	ハロゲンランプ 400W 18個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	500脚		なし	なし	有	土足禁止	
3	東門前 体育館	741.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 760W 15個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	330脚	体育館舞台 袖か放送室	何いす何脚	何いす何脚	有 マウ2本	土足禁止	
4	大師 体育館	400.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 4個 電灯 500W 4個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	450脚		なし	なし	有 マウ2本		
5	川中島 体育館	705.50	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 18個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	800脚	体育館舞台 袖	なし	なし	有 マウ2本	土足禁止	
6	藤崎 体育館	749.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 18個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	800脚	体育館放送室	何いす何脚	何いす何脚	有	演壇、弁士控 室用いすは聴 衆用と共用	
7	さくら 体育館	852.93	6,866	26,005	27,530	ハロゲンランプ 500W 42個 電灯 100W 45個 スポットライト 2個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	650脚		何いす何脚	何いす何脚	有		
8	大島 体育館	680.00	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 12個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	400脚	体育館舞台袖	何いす何脚	何いす何脚	有 マウ2本	土足禁止 張紙注意	
9	渡田 体育館	693.80	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 12個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	300脚	体育館舞台袖	何いす何脚	何いす何脚	有 マウ2本		
10	東小田 体育館	705.50	6,866	26,005	27,530	電灯 500W 20個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	500脚		なし	なし	有	土足禁止 貼紙注意	
11	小田 体育館	865.41	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 16個 電灯 500W 4個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	450脚	ミニインクルーム	何いす何脚	何いす何脚	有 マウ2本	土足禁止 貼紙注意 飲食禁止	
12	浅田 体育館	325.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 10個 投光器 500W 2個	電灯	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	何いす何脚	350脚		なし	なし	有 マウ2本	土足禁止	

川崎区2
(小学校)

施設名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			設備の程度				その他の必要事項				
			平日	休日	照明	蛍光灯 何W何個 電灯何個	演壇 〔テーフール 何いす何脚〕	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室 〔場所・何いす何脚〕	拡声機 (有・無)	その他	平日	夜間	昼間
13 東大島	体育館	558.00	6,866	26,005	27,530	電灯 500W 18個	テーフール 1脚	450脚	なし	有 マイク2本				
14 向	体育館	880.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 660W 16個	テーフール 1脚	500脚	なし	有				
15 田島	体育館	859.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 4個 水銀灯 400W 18個	テーフール 1脚	700脚	なし	有	テーフール、いすは 持込み可能			
16 新町	体育館	897.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 4個 電灯 500W 22個	テーフール 1脚	450脚	なし	有				
17 旭町	体育館	707.20	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 18個	テーフール いす 10脚	665脚	なし	有				
18 宮前	体育館	540.00	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 18個	テーフール 1脚	600脚	なし	有	使用の際は、必ず シートを敷くこと。			
19 川崎	体育館	493.68	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 18個 電灯 400W 4個	テーフール 1脚	400脚	なし	有				
20 京町	体育館	616.00	6,866	26,005	27,530	電灯 400W、200W1組で 16個、500W 4個	テーフール 1脚	700脚	なし	有				
21 田島養護	体育館	632.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 18個	テーフール いす 10脚	300脚	なし	有	土足禁止、飲食 禁止、テーフールは 折りたたみ式			

川崎区3
(中学校)

施設の名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)		設 備 の 程 度				そ の 他 必 要 な 事 項		
			平 日	休 日	照 明	〔 蛍 光 灯 何W何個 電 灯 何W何個 〕	演 壇 〔 テーブル 何 いす何脚 〕	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室 〔 場所・ いす何脚 〕	拡声機 (有・無)	そ の 他
1 大 師	体育館	927.72	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個	テーブル いす 1脚 1脚	800脚	なし	有	土足禁止(上履 きかスリッパ を使用すること)
2 南大 師	体育館	999.75	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 22個	テーブル 1脚	500脚	なし	有 マイク2本	使用の際は必ず シートを敷くこと。 控室としてステ ージ横使用可。 水銀灯400W×8 が切れている。
3 川中 島	体育館	672.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個 蛍光灯 40W 8個 20W 6個	テーブル 1脚	800脚	ミーティング ルーム 4脚 4脚	有	使用の際は、 必ずシートを 敷くこと
4 桜 本	体育館	981.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 100W 20個 残置灯 100W 4個	テーブル 1脚	400脚	体育館舞台袖 テーブル いす なし なし	有	使用の際は、 必ずシートを 敷くこと
5 臨 港	体育館	1,000.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個	テーブル 1脚	500脚	放送室 いす 3脚	有	使用の際は、 必ずシートを 敷くこと
6 田 島	体育館	998.50	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 28個	テーブル いす 1脚 1脚	800脚	なし	有 マイク2本	土足禁止(上履 きかスリッパ が必要)
7 京 町	体育館	998.95	6,866	26,005	27,530	スポット 水銀灯 400w 24個	テーブル いす 1脚 1脚	600脚	なし	有	
8 渡 田	体育館	998.95	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個 残置灯 250W 4個	テーブル 1脚	400脚	なし	有 マイク2本	土足禁止(上履 きかスリッパ が必要)
9 富 士 見	体育館	1218.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 28個 残置灯 250W 6個	テーブル 1脚	800脚	体育館 いす なし なし	有	使用の際は必ず シートを敷くこと 土足禁止
10 川 崎	体育館	947.82	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 28個	テーブル 1脚	500脚	なし	有 マイク2本	土足禁止(上履 きかスリッパ が必要)

川崎区 4

(市立高等学校)

施設名称	設備をす る箇所	同左の面 積(m ²)	納付すべき費用の額(円)			休日	設備の程度			その他の必要な事項			
			平日	夜間	休日		演壇	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室	ターフ ^ル 何いす何脚	ターフ ^ル 何いす何脚	拡声機 (有・無)	その他
1 川崎	体育館	2,220.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯、白熱灯 1個1組で41個	ターフ ^ル 1脚	700脚	なし	なし	有	使用の際は、 必ずシートを 敷くこと	

川崎区 5

(公民館)

施設名称	設備をす る箇所	同左の面 積(m ²)	納付すべき費用の額(円)			休日	設備の程度			その他の必要な事項			
			平日	夜間	休日		演壇	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室	ターフ ^ル 何いす何脚	ターフ ^ル 何いす何脚	拡声機 (有・無)	その他
1 教育文化 会館	大ホール	1,952.00	午前 43,300 午後 64,400	79,300	午前 50,580 午後 75,900 夜間 93,780	ホーガーライト 第2シーリングライト 1列 フロントライトスポットライト1式	有 ターフ ^ル いす 10脚	1,961脚	第1楽屋 いす ターフ ^ル す	1脚 8脚	有 マイク2本		
2 教育文化 会館大師 分館	第1・2 学習室	139.00	午前 1,600 午後 1,800	2,400	午前 1,920 午後 2,160 夜間 2,880	蛍光灯 スポットライト	有 ターフ ^ル いす 5脚	100脚	なし	なし	有 マイク2本		
3 教育文化 会館田島 分館	第1・2 学習室	160.00	午前 1,600 午後 1,800	2,400	午前 1,920 午後 2,160 夜間 2,880	蛍光灯 スポットライト	有 ターフ ^ル いす 10脚	60脚	なし	なし	有 マイク2本		

川崎市川崎区告示第4号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能のため平成23年3月23日以降無効とする。

平成23年3月23日

川崎市川崎区長 木 村 実

川崎 2-33

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定による個人演説会等の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市幸区長 本 木 紀 彰

幸 区 1
(小学校)

施設の名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)		休日	照明		設 備 の 程 度		聴衆席 (いす何脚)	その他必要事項	その他	
			昼間	夜間		蛍光灯 何W何個 電灯何個	演壇 何いす何脚	何いす何脚	場所・何いす何脚				拡声機 (有・無)
1 幸 町	体育館	770.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 400W 8個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	400脚	なし (舞台脇)	有		
2 南河原	体育館	513.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 18個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	400脚	なし	有		
3 御 幸	アリーナ	768.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 16個 ナトリウムランプ 360W 16個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	600脚	特別活動室 いす	有 マイク2本		
4 西御幸	体育館	705.50	6,866	26,005	27,530	ハロゲンランプ 200W 8個 電 灯 100W 36個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	600脚	なし	有		
5 戸 手	体育館	949.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 16個 電 灯 220W 4個	テ-フ-ル 1脚 いす 1脚	テ-フ-ル 1脚 いす 1脚	400脚	テ-フ-ル いす	有		
6 古 川	体育館	600.00	6,866	26,005	27,530	マカチハロゲン 400W 18個 残置灯 4個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	600脚	なし	有		
7 下平間	体育館	468.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 1kW 20個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	640脚	テ-フ-ル	有		
8 古市場	アリーナ	616.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 12個 ナトリウムランプ 220W 12個 電 灯 250W 4個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	500脚	教育相談室 いす	有 マイク2本		
9 日 吉	体育館	714.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 18個	テ-フ-ル 1脚 弁士用演壇 体育館用いす	テ-フ-ル 1脚	450脚	なし	有		
10 小 倉	体育館	600.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 400W 22個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	500脚	なし	有 マイク2本		
11 南加瀬	体育館	655.50	6,866	26,005	27,530	水銀灯 250W 8個 水銀灯 400W 8個 電 灯 500W 4個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	500脚	なし (放送室)	有 マイク2本		
12 東小倉	体育館	340.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 500W 20個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	450脚	なし	有		
13 夢見ヶ崎	体育館	579.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 1kW 18個	テ-フ-ル 1脚	テ-フ-ル 1脚	500脚	なし	有		

幸 区 2
(中学校)

施設の名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			設 備 の 程 度				そ の 他 必 要 な 事 項			
			平 日	休 日	星 間	夜 間	演 壇	〔 テ-フ-ル 何 い す 何 脚 〕	聴 衆 席 (い す 何 脚)	弁 士 控 室	場 所 ・ 何 い す 何 脚 〕	拡 声 機 (有 ・ 無)	そ の 他
1 南河原	図書室	72.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 30個	テ-フ-ル い す 1脚 1脚	48脚	なし	なし	なし	なし	土足禁止
2 御幸	体育館	968.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 200W 20個	テ-フ-ル い す 1脚 10脚	400脚	市民教室	テ-フ-ル い す 20脚 70脚	有	有	
3 塚越	体育館	923.65	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 28個	テ-フ-ル い す 1脚 1脚	500脚	舞台袖	テ-フ-ル い す 3脚 3脚	有	有	土足禁止、シートを敷く 貼紙糊付け禁止
4 日吉	体育館	620.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 500W 48個	テ-フ-ル い す 1脚	500脚	なし	なし	有	有	土足禁止、シートを敷く 貼紙糊付け禁止
5 南加瀬	体育館	999.63	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 400W 28個	テ-フ-ル い す 1脚	900脚	なし	なし	有	有	

(市立高等学校)

1 総合科学	大会議室	180.00	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 48個	テ-フ-ル い す 1脚	84脚	6階小会議室	テ-フ-ル い す 1脚 14脚	有	有	
2 商業	体育館	3,524.58	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 60個	テ-フ-ル い す 1脚	800脚	ステージ脇	い す 5脚	有	有	いすはステージ 下に収納

幸 区 3

(公民館)

1	幸市民館	大ホール	872.00	午前 13,700 午後 15,900	22,300	午前 15,020 午後 17,660 夜間 25,340	ホース・ライト2列 シーリングスポットライト1式 70Wスポットライト1式	演壇 テーブル 椅子 4脚 12脚	有 有	840脚	第1～第2楽屋 テーブル 椅子 3脚 15脚	有 マイク 2本	受付用 椅子 18脚 5脚 長机
2	幸市民館 日吉分館	第3・第4 学習室	150.64	午前 1,900 午後 2,500	3,200	午前 2,280 午後 3,000 夜間 3,840	蛍光灯 32w×2 36個 蛍光灯 27w×1 21個	演壇 テーブル 椅子 1脚 1脚	有	120脚		有 マイク 1本	立札・看板の 類の掲示は 2階入口のみ 掲 示 可

中 原 区 告 示

川崎市中原区告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

高 津 区 告 示

川崎市高津区告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

(区長の管理する施設（市立学校〔市立看護短期大学を除く〕、教育文化会館・分館、市民館・分館、地区会館）のみの一覧を添付する。)

高津区 2
(小学校)

施設の名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休日	設備の程度			その他の必要事項			
			平 日	夜 間	昼 間		照明	〔 蛍光灯 何W何個 電灯 何W何個 〕	〔 テーフ ル 脚 いす 何脚 〕	〔 テーフ ル 脚 いす 何脚 〕	〔 テーフ ル 脚 いす 何脚 〕	〔 テーフ ル 脚 いす 何脚 〕	〔 テーフ ル 脚 いす 何脚 〕
13	新作 体育館	567.04	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 14個 電灯 400W 4個	テーフ ル いす 1脚 (聴衆兼用)	テーフ ル いす 300脚	図工室	テーフ ル い す 7脚 40脚	有	土足禁止、校庭へ の車乗り入れ禁 止、校庭以外の敷 地内車乗り入れ制 限あり(要確認)	
14	下作延 体育館	522.00	6,866	26,005	27,530	電灯 500w 10個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 450脚	なし	なし	有	土足禁止	
15	西梶ヶ谷 体育館	732.00	6,866	26,005	27,530	電灯 500W 15個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 600脚	なし	なし	有	土足禁止	
16	南原 体育館	682.07	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 400脚	舞台 右側袖	なし	有		

(中学校)

1	東橋 体育館	1,360.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個 ナトリウム灯 220W 20個 ハロゲンランプ 500W 4個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 700脚	なし	なし	有	土足禁止
2	橋 体育館	712.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 20個 その他水銀灯 4個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 700脚	なし	なし	有 マイク2本	土足禁止 貼紙禁止 拡声器不具合有
3	高津 体育館	965.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 24個 残置灯 500W 4個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 800脚	なし	なし	有	土足禁止
4	西高津 体育館	600.00	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 40個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 800脚	なし	なし	有 マイク2本	土足禁止
5	東高津 体育館	122.50	6,866	26,005	27,530	電灯 500W 20個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 500脚	舞台袖(2階)の放送室が弁士の控室 として利用可能	なし	有	南武線沿いのため 窓を閉めた状態でも騒音がひどい 土足禁止

(市立高等学校)

1	高津 旧体育館	756.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 30個 ナトリウム灯 220W 16個 白熱灯 500W 12個	テーフ ル い す 1脚	テーフ ル い す 800脚	なし	なし	有	
---	------------	--------	-------	--------	--------	--	--------------------------	----------------------------	----	----	---	--

高津区 3
(公民館)

施設の名 称	設 備 を す る 箇 所	同左の 面 積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			照 明	螢 光 灯 何 W 何 個 電 灯 何 W 何 個	演 壇 何 い す 何 脚	聴 衆 席 (い す 何 脚)	弁 士 控 室 何 い す 何 脚	場 所 何 い す 何 脚	拡 声 機 (有・無)	そ の 他
			平 日	休 日	夜 間								
1 高 津 市 民 館	ホ ー ル	935.00	午前 11,480	午前 12,800	午後 15,440	ホ ー ダ ー ラ イ ト ハ イ ト ハ イ ト ン	有	600脚	楽 屋	テ ー フ ル す	1脚 4脚	有 マ イ ク 2本	1・2階に掲示 できる案内の 寸法は、560mm ×1,100mmに 限る
			午後 13,680	夜間 23,120									
2 高 津 市 民 館 分 館	第3・第 4学習室	190.70	午前 1,600	午前 1,920	午後 2,160	水 銀 灯 ホ ー ダ ー ラ イ ト ハ イ ト ン	なし	72脚		な し		有 マ イ ク 1本	
			午後 1,800	夜間 2,880									

川崎市高津区告示第3号

次の自動車臨時運行許可番号標は、所在不明等により番号標を回収することができないので平成23年3月7日以降無効とする。

平成23年3月7日

川崎市高津区長 船橋 兵悟

川崎 23

宮前区告示

川崎市宮前区告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による個人演説会等の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市宮前区長 和田 秀樹

宮前区 2
(小学校)

施設名称	設備をす る箇所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休日	照明		設備の程度		その他必要事項			
			昼間	夜間	日		何W何個	何W何個	演壇 〔テーフール 何いす何脚〕	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室 〔場所・何 いす何脚〕	テーフール 何いす何脚	拡声機 (有・無)	その他
14 菅生	体育館	491.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 12個 蛍光灯 40W 6個 電灯 100W 4個	テーフール 1脚	350脚	なし	なし	有			
15 犬蔵	体育館	552.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 40W 4個 電灯 500W 16個	テーフール 1脚	300脚	なし	なし	有	土足禁止		
16 稗原	体育館	540.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個 電灯 500W 4個	テーフール 1脚	400脚	なし	なし	有	土足禁止 飲食禁止		
17 土橋	体育館	742.50	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個 電灯 300W 4個	テーフール 1脚	700脚	なし	なし	有	土足禁止 貼紙禁止 床テーフール貼禁止		

(中学校)

1 宮崎	体育館	1053.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 24個	テーフール 1脚	1,000脚	なし	なし	有	土足禁止
2 野川	体育館	726.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 15個 電灯 500W 6個	テーフール 1脚	600脚	なし	なし	有	土足禁止
3 有馬	体育館	890.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 12個 蛍光灯 400W 6個	テーフール 1脚	500脚	なし	なし	有 マイク5本	土足厳禁 飲食厳禁 貼紙禁止
4 宮前平	体育館	693.00	6,866	26,005	27,530	電灯 400W 21個 蛍光灯 400W 6個	テーフール 1脚	850脚	舞台脇	なし	有 マイク3本(マイク ト、3、内 卓上1)	土足禁止
5 向丘	体育館	939.28	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個 電灯 100W 4個	テーフール 1脚	750脚	なし	なし	有	土足禁止 飲食禁止
6 菅生	体育館	960.00	6,866	26,005	27,530	電灯 500W 24個	テーフール 1脚	700脚	体育館内ミニテラス テーフール いす	4脚 10脚	有	土足禁止 貼紙注意
7 犬蔵	体育館	691.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 12個 (うち3個故障中)	テーフール いす 10脚	500脚	舞台脇 テーフール いす	1脚 10脚	有 マイク3本	土足禁止 (シート有)
8 平	体育館	720.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個 電灯 500W 4個	テーフール 1脚	500脚	なし	なし	有 マイク3本	土足禁止 貼紙禁止 飲食禁止

宮前区 3
(公民館)

施設の名 称	設 備 を す る 箇 所	同左の 面 積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休 日	設 備 の 程 度			そ の 他 必 要 な 事 項			
			平 日		照 明		〔 蛍 光 灯 何 W 何 個 電 灯 何 W 何 個 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 場 所 ・ 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕
			昼 間	夜 間									
1	宮 前 市 民 館	1050.00	午前 12,620	夜間 21,220	ボ ー ダ ー ラ イ ト シ ー ン グ ラ イ ト フ ロ ン ト サ イ ト ス ホ ッ ト ラ イ ト 1 式	有	有	有	第1～第3楽 屋	有	有	受 付 用 テ ー ブ ル 2 脚 い す 6 脚	
			午後 14,820	夜間 24,260									
2	宮 前 市 民 館 菅 生 分 館	100.00	午前 1,600	2,500	部 屋 全 体 照 明	無							
			午後 1,900	夜間 3,000									

宮前区 4
(指定施設)

施設の名 称	設 備 を す る 箇 所	同左の 面 積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休 日	設 備 の 程 度			そ の 他 必 要 な 事 項			
			平 日		照 明		〔 蛍 光 灯 何 W 何 個 電 灯 何 W 何 個 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 場 所 ・ 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕	〔 場 所 ・ 〕	〔 テ ー フ ッ ル 脚 い す 何 脚 〕
			昼 間	夜 間									
1	宮 前 地 区 館 会	127.00	2,600	9:00～11:30 12:30～15:00 15:30～18:00	蛍 光 灯 40W×2 電 灯 60W 3 個	有	有	有	和室 2	有	有		
			4,200	18:30～21:00									

麻 生 区 告 示

川崎市麻生区告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりです。

平成23年3月17日

川崎市麻生区長 磯 野 利 男

(小学校)

施設 の 名 称	設 備 を す る 箇 所	同 左 の 面 積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休 日	設 備 の 程 度		そ の 他 必 要 な 事 項	そ の 他				
			平 日	夜 間	照 明		蛍 光 灯 何 W 何 個	演 壇 何 い す 何 脚			聴 衆 席 何 い す 何 脚	弁 士 控 室	テ ー フ ッ ル 何 い す 何 脚	拡 声 機 (有・無)
1	長 沢	552.34	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 10個	テ ー フ ッ ル 1 脚	500脚	ス テ ー ジ 横	テ ー フ ッ ル 適 宜 準 備	有 マ イ ク 2 本			
2	西 生 田	721.05	6,866	26,005	27,530	ハロゲン灯 500W 8個 ハロゲン灯 100W 4個 スポットライト 9m 1列 スポットライト 9m 1列 ワーリソフット 5個	テ ー フ ッ ル 1 脚	600脚	P T A 会 議 室	テ ー フ ッ ル 4 脚 15脚	有 マ イ ク 2 本	貼紙禁止 土足禁止 西門のみ使 用(車は2台 駐車可)		
3	千代ヶ丘	590.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 4個 電 灯 100W 4個 電 灯 500W 6個	テ ー フ ッ ル 1 脚	400脚	プ レ イ ム	テ ー フ ッ ル 20脚 60脚	有 マ イ ク 2 本			
4	金 程	870.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 400W 20個 電 灯 500W 5個	テ ー フ ッ ル 1 脚	600脚	会 議 室	テ ー フ ッ ル 10脚 10脚	有 マ イ ク 2 本	ト リ 男 女 障 各 1		
5	麻 生	453.60	6,866	26,005	27,530	水銀灯 1,000W 12個	テ ー フ ッ ル 1 脚	500脚	な し	な し	有	土足禁止		
6	百 合 丘	130.95	6,866	26,005	27,530	蛍 光 灯 40W 21個	テ ー フ ッ ル 1 脚 1脚	100脚	な し	な し	有 マ イ ク 1 本			
7	南百合丘	476.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 12個 白熱灯 200W 6個	テ ー フ ッ ル 1 脚	400脚	舞 台 袖	テ ー フ ッ ル 5脚	有			
8	東 柿 生	690.00	6,866	26,005	27,530	マルチハロゲン灯 220W 20個 ハロゲン灯 500W 4個 高圧トリック灯 400W 20個	テ ー フ ッ ル 1 脚	800脚	ミ ニ テ レ ビ ジ ョ ウ ル ム	テ ー フ ッ ル 1脚 20脚	有 マ イ ク 2 本			
9	真 福 寺	646.31	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 10個 電 灯 500W 4個	テ ー フ ッ ル 大 1脚 小 1脚	600脚	家 庭 科 室	テ ー フ ッ ル 6脚 50脚	有	土足禁止 貼紙注意 施錠確認		
10	虹ヶ丘	552.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 10個	テ ー フ ッ ル 1 脚	400脚	な し	な し	有 マ イ ク 2 本	土足禁止 貼紙禁止		
11	王 禅 寺 中	672.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個	テ ー フ ッ ル 1 脚	500脚	体 育 館 内 小 部 屋	テ ー フ ッ ル 4脚 12脚	有 マ イ ク 2 本	貼紙禁止		

(小学校)

施設 の 名 称	設 備 を す る 箇 所	同 左 の 面 積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休 日	設 備 の 程 度		そ の 他 必 要 な 事 項	
			平 日		演 壇 〔 テ ー フ ー ル 脚 い す 何 脚 〕		聴 衆 席 〔 い す 何 脚 〕	弁 士 控 室 〔 場 所 ・ テ ー フ ー ル 脚 い す 何 脚 〕		そ の 他
			星 間	夜 間						
12	柿 生	930.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 20個	テ ー フ ー ル い す 700脚	体 育 館 隣 接 2 階 シ ー ン グ ル ム	特 別 活 動 室 (約120㎡)も 使 用 可 能	
13	岡 上	750.00	6,866	26,005	27,530	マ ジ カ ハ ン ド ン 灯 300W 16個	テ ー フ ー ル 1脚	舞 台 袖	必 要 あ れ ば マ イ ク の 用 意 可 能	
14	片 平	746.31	6,866	26,005	27,530	水 銀 灯 400W 14個 白 熱 灯 500W 8個 白 熱 灯 100W 27個	テ ー フ ー ル 1脚	な し	放 送 機 器 の 老 朽 化 に よ っ て、 音 声 が 途 切 れ る こ と が あ る	
15	栗 木 台	560.00	6,866	26,005	27,530	水 銀 灯 400W 12個 電 灯 500W 4個	テ ー フ ー ル い す 4脚 12脚	な し	土 足 禁 止	
16	は る ひ 野	407.202	6,866	26,005	27,530	蛍 光 灯 32W 118個	長 丸 テ ー ブ ル 70脚 6脚	第 2 音 楽 室	貼 紙 禁 止 開 放 用 缶 か ら 入 る こ と	

(中 学 校)

施設の名称	設備をす る箇 所	同左の 面積 (㎡)	納付すべき費用の額(円)			休日	設 備		そ の 他		必 要 な 事 項		そ の 他
			平 日	夜 間	照 明		〔 蛍 光 灯 何 W 何個 電 灯 何 W 何個 〕	〔 テーブル 何 いす何脚 〕	聴衆席 (いす何脚)	弁士控室	場所・ 何 いす何脚	拡声機 (有・無)	
1	西生田	706.24	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 40W 6個 60W 4個 水銀灯 500W 12個	テーブル 1脚	700脚	なし	なし	有 マイク2本	水銀灯一部故 障	
2	金程	998.95	6,866	26,005	27,530	水銀灯 400W 21個	テーブル 1脚 いす 1脚	500脚	体育館内	テーブル いす 1脚 1脚	有		
3	長沢	691.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500W 12個	テーブル 1脚	800脚	なし	なし	有	土足禁止	
4	麻生	981.46	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 500W 4個 250W 20個 電 灯 500W 5個 100W 18個	テーブル 1脚	400脚	なし	なし	有 マイク2本	土足禁止 飲食禁止	
5	柿生	290.00	6,866	26,005	27,530	電 灯 250W 45個	テーブル いす 1脚 1脚	200脚	なし	なし	有 マイク1本	土足禁止 貼紙禁止 冷暖房なし 廊下一部 通行規制 箇所あり	
6	王禅寺 中央	691.03	6,866	26,005	27,530	蛍光灯 電 灯 合計 500W 12個	テーブル 1脚	400脚	なし	なし	有		
7	白鳥	717.00	6,866	26,005	27,530	水銀灯 500w 12個	テーブル 1脚	550脚	なし	なし	有	土足禁止	

※ はるひ野中学校については、はるひ野小学校の欄に記入してあります。

(公民館)

施設の種類	設置する箇所	同左の面積(m ²)	納付すべき費用の額(円)		照明	蛍光灯 何W何個 電灯何個	設置の 演壇 有 何いす何脚	聴衆席 (いす何脚)	その他 の 必要事項	その他	
			平日	休日							
1 麻生市民館	ホール	682.00	午前 12,400	午前 13,720	ホーガ-ライト 2列	有	有	1,002脚	弁士控室 楽屋3室 いす	有 マイク2本	
			午後 14,600	午後 16,360	シーリングライト 1列	5脚	35脚				
2 麻生市民館 岡上分館	集会室	58.00	午前 1,100	午前 1,320	蛍光灯	なし	なし	30脚	談話室 (和室)	なし	
			午後 1,600	午後 1,920		15脚					

川崎市麻生区告示第3号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収することができなかったので平成23年3月22日以降無効とする。

平成23年3月24日

川崎市麻生区長 磯野利男

川崎4-45

川崎区公告

川崎市川崎区公告第19号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月14日

川崎市川崎区長 木村実

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成23年3月14日	計12件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第20号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区池上新町2丁目16番1-501号 ヴェルドミール 吉野真二 他1名について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年3月23日

川崎市川崎区長 木村 実

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第21号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市川崎区池上新町2丁目16番1-501号 ヴェルドミール 吉野真二 他1名について、別紙のとおり印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年3月23日

川崎市川崎区長 木村 実

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第22号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月25日

川崎市川崎区長 木村 実

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第23号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市川崎区長 木村 実

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	計 1 件 分	平成23年4月12日	計 1 件

平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成23年4月12日	計 3 件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成23年4月12日	計 7 件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成23年4月12日	計36件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分	平成23年4月12日	計 1 件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成23年4月12日	計 5 件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	平成23年4月12日	計15件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成23年4月12日	計 1 件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 3 期 分	平成23年4月12日	計 1 件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 4 期 分	平成23年4月12日	計 5 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第24号

国民健康保険に係る給付金返還請求通知書及び納付書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月31日

川崎市川崎区長 木 村 実

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第12号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市幸区長 本 木 紀 彰

年 度	税 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成23年4月12日	1件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成23年4月12日	1件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成23年4月12日	10件

平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1月随時分	平成23年4月12日	5件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成23年4月12日	43件
平成22年度	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成23年4月12日	1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第14号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第28号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月18日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第15号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第28号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月23日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第16号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月23日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第17号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成23年4月12日	計1件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成23年4月12日	計3件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成23年4月12日	計1件

平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成23年4月12日	計6件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成23年4月12日	計23件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	10月随時分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	1月随時分	平成23年4月12日	計7件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第11号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市高津区長 船橋兵悟

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成23年4月12日	計2件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成23年4月12日	計1件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成23年4月12日	計1件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成23年4月12日	計78件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第12号

配当計算書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

(別紙省略)

平成23年3月30日

川崎市高津区長 船橋兵悟

川崎市高津区公告第13号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

(別紙省略)

平成23年3月30日

川崎市高津区長 船橋兵悟

川崎市高津区公告第14号

充当計算書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

(別紙省略)

平成23年3月30日

川崎市高津区長 船橋兵悟

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第11号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市宮前区長 和田秀樹

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成23年4月12日	計9件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成23年4月12日	計1件
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成23年4月12日	計89件
平成22年度	軽自動車税	12月随時分	平成23年4月12日	計1件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成23年4月12日	計3件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第13号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和

25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成12年3月30日

川崎市多摩区長 門ノ沢俊明

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	平成23年4月12日	計4件

平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成23年4月12日	計11件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成23年4月12日	計127件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年4月12日	計 2 件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	8 月 随 時 分	平成23年4月12日	計 1 件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	9 月 随 時 分	平成23年4月12日	計 1 件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	12 月 随 時 分	平成23年4月12日	計 9 件
平成22年度	軽自動車税	全 期 分	平成23年4月12日	計 6 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第14号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年3月30日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第15号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、川崎市多摩区中野島4丁目17番7-214号 青木 寛 ほか3名について、別紙のとおり印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年3月31日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第16号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、川崎市多摩区中野島4丁目17番7-214号 青木 寛 ほか7名について、別紙のとおり住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年3月31日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行

又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第4号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に挙行する神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第238号）第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

平成23年3月18日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

- 1 縦覧場所 川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所7階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 (1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年3月23日登録分
平成23年3月24日
(2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙に伴う平成23年3月31日登録分
平成23年4月1日
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月23日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

(別紙省略)

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律

第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町8番地	3月25日から 4月9日まで
川崎市川崎区役所 大師分室講堂	川崎市川崎区台町26番地 7	4月2日から 4月9日まで
川崎市川崎区役所 田島支所1階ホール	川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号	4月2日から 4月9日まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてはその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

(別紙省略)

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項及び第27条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

- 1 川崎市川崎区役所7階 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室
 - (1) 所在地 川崎市川崎区東田町8番地
 - (2) 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市川崎区役所大師分室
 - (1) 所在地 川崎市川崎区台町26番地7
 - (2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 3 川崎市川崎区役所田島支所
 - (1) 所在地 川崎市川崎区鋼管通り2丁目3番

7号

(2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで

(3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

1 場 所

川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所内
川崎市川崎区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市川崎区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

1 場 所

川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所内
川崎市川崎区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市川崎区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

1 場 所 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号

川崎市体育館

2 日 時 平成23年4月10日 午後9時00分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 田 畑 厚 志

川崎市川崎区開票区

1 開票管理者

川崎市川崎区小田3丁目9番3号 内野 俊朗

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

川崎市川崎区昭和2丁目10番19号 萩原 利男

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第13号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙における川崎市ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年川崎市条例第54号）第1条の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 田 畑 厚 志

(別紙省略)

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第14号

平成23年4月10日執行の神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する条例（昭和57年神奈川県条例第55号）第1条の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 田 畑 厚 志

(別紙省略)

中原区選挙管理委員会告示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第4号**

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第

238号) 第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

平成23年3月18日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

- 1 縦覧場所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
川崎市中原区役所内
川崎市中原区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 (1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年3月23日登録分
平成23年3月24日
(2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙に伴う平成23年3月31日登録分
平成23年4月1日
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市中原区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月23日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

(別紙省略)

川崎市中原区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市中原区役所 4階会議室	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	3月25日から 4月9日まで
川崎市 国際交流センター 1階情報ロビー	川崎市中原区木月祇園町2番2号	4月2日から 4月7日まで

川崎市中原区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3

項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙において川崎市国際交流センターに設置する期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、投票時間を次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

期日前投票所	設置期間	投票時間
川崎市国際交流センター 1階情報ロビー	4月2日から 4月9日まで	午前9時00分から 午後8時00分まで

川崎市中原区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

(別紙省略)

川崎市中原区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 飯塚文雄

- 1 川崎市中原区役所内 川崎市中原区選挙管理委員会事務室
 - (1) 所在地 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
 - (2) 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
 - 2 川崎市国際交流センター 1階情報ロビー
 - (1) 所在地 川崎市中原区木月祇園町2番2号
 - (2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前9時00分から午後8時まで
- なお、「川崎市国際交流センター」においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。

川崎市中原区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

1 場 所

川崎市中原区小杉町3丁目245番地
川崎市中原区役所内
川崎市中原区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後5時30分

川崎市中原区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市中原区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

1 場 所

川崎市中原区小杉町3丁目245番地
川崎市中原区役所内
川崎市中原区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市中原区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市中原区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

1 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地

川崎市中原区役所 5階会議室

2 日 時 平成23年4月10日 午後9時00分**川崎市中原区選挙管理委員会告示第13号**

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開

票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

川崎市中原区開票区

1 開票管理者

川崎市中原区西加瀬12番44号 小埜 三男

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

横須賀市湘南鷹取5丁目41番8号 風間 研一

川崎市中原区選挙管理委員会告示第14号

平成23年4月10日執行の神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する条例（昭和57年神奈川県条例第55号）第1条の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

(別紙省略)

川崎市中原区選挙管理委員会告示第15号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙における川崎市ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年川崎市条例第54号）第1条の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯塚文雄

(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示**川崎市高津区選挙管理委員会告示第4号**

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第238号）第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦

覧に供します。

平成23年3月16日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏 目 孝 男

- 1 縦覧場所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 (1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年3月23日登録分
平成23年3月24日
(2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙に伴う平成23年3月31日登

録分

平成23年4月1日

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市高津区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月23日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏 目 孝 男

区	投票区	図面表示番号	設 置 場 所
高	1	1-1	久地4丁目25番 久地駅第5自転車駐車場
		1-2	宇奈根637番地 宇奈根まちかど公園フェンス
		1-3	久地3丁目4番 久地梅林公園植え込み
		1-4	久地4丁目21番 八千代銀行駐車場フェンス
		1-5	久地4丁目2番1号 久地小学校フェンス
		1-6	久地4丁目2番1号 久地小学校フェンス
		1-7	久地3丁目16番 日本経済新聞工場前ガードレール
		1-8	久地3丁目16番 駐輪場雨水流出抑制施設フェンス
津	2	2-1	久地1丁目5番18号 川辺氏宅ブロック塀
		2-2	久地1丁目24番 二ヶ領用水フェンス
		2-3	久地2丁目22番 川辺氏宅前ガードレール
		2-4	久地1丁目10番1号 西高津中学校校門フェンス
		2-5	久地2丁目2番 多摩沿線道路下植え込み
		2-6	溝口6丁目20番13号 川辺氏宅ブロック塀
		2-7	久地1丁目21番1号 滝村氏宅塀
		2-8	溝口6丁目2番 ライオンズマンション高津対面ガードレール
区	3	3-1	溝口3丁目12番 二ヶ領用水大石橋際フェンス
		3-2	溝口1丁目2番 武蔵溝口駅前きらりデッキ2階ノクティ前
		3-3	溝口1丁目2番 武蔵溝口駅前きらりデッキ2階自由通路東急改札側
		3-4	溝口4丁目19番1号 高津小学校フェンス
		3-5	溝口4丁目19番1号 高津小学校フェンス
		3-6	溝口3丁目10番8号 溝口南公園フェンス
		3-7	溝口1丁目18番 二ヶ領用水フェンス
		3-8	溝口5丁目15番2号 溝口北公園フェンス

高

津

区

4	4-1	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター駐輪場フェンス
	4-2	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター西側入口フェンス
	4-3	二子1丁目16番1号	溝口公園フェンス
	4-4	二子5丁目1番5号	すこやか高津保育園フェンス
	4-5	二子5丁目15番	二ヶ領用水二子新生橋際フェンス
	4-6	二子4丁目11番1号	市営二子住宅フェンス
	4-7	二子4丁目18番1号	大陸天公園柵
	4-8	二子1丁目4番2号	二子公園
	4-9	二子3丁目33番12号	吉崎氏宅ブロック塀
5	5-1	諏訪3丁目1番	果樹園フェンス
	5-2	諏訪1丁目7番	小黑氏所有駐車場フェンス
	5-3	諏訪2丁目1番41号	佐保田氏宅(せいたみせ)ブロック塀
	5-4	瀬田12番	諏訪歩道橋脇フェンス
	5-5	北見方1丁目21番	二ヶ領用水フェンス
	5-6	北見方2丁目5番1号	東高津小学校フェンス
	5-7	北見方1丁目16番	二ヶ領用水フェンス
	5-8	北見方2丁目14番7号	白髭神社裏の柵
	5-9	北見方3丁目5番	二ヶ領用水フェンス
6	6-1	下野毛3丁目5番1号	県営久保東団地 ハイム下野毛1号棟植え込み
	6-2	下野毛1丁目5番2号	県営リバーサイド下野毛2号棟前フェンス
	6-3	下野毛3丁目6番	日本通運(株)川崎支店駐車場フェンス
	6-4	下野毛3丁目7番	日本レーベル印刷(株)所有駐車場フェンス
	6-5	下野毛2丁目8番3号	下野毛2丁目公園フェンス
	6-6	下野毛1丁目3番	下野毛1丁目公園フェンス
	6-7	下野毛1丁目3番2号	東高津老人いこいの家フェンス
7	7-1	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-2	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-3	下作延6丁目16番	市営日向住宅植え込み
	7-4	下作延6丁目30番	下作延北ノ谷公園フェンス
	7-5	下作延5丁目8番	市営下作延中住宅フェンス
	7-6	下作延6丁目6番	路川石材工業所対面小泉氏所有駐車場フェンス
	7-7	下作延7丁目15番	津田山公園
	7-8	下作延5丁目4番	木所氏所有畑フェンス
8	8-1	下作延4丁目1番	国道246号線高架下自転車置き場前ガードレール
	8-2	下作延4丁目23番1号	つり具上州屋溝口店フェンス
	8-3	下作延2丁目26番1号	恵楽園フェンス
	8-4	下作延7丁目27番	円福寺裏ガードレール
	8-5	下作延7丁目1番	国道246号線高架下下作延中央公園
	8-6	下作延2丁目8番1号	高津区総合庁舎前植え込み
	8-7	下作延4丁目8番	上之橋バス停横駐車場前ガードレール
	8-8	下作延2丁目8番	高津区役所横ホーム駐車場脇道路フェンス

高 津 区

9	9-1	久本1丁目3番	川崎看護専門学校車両置場対面道路斜面
	9-2	久本1丁目1番	市営バス折り返し所ガードレール
	9-3	久本1丁目8番	市営バス市民プラザ線折り返し所自転車置場
	9-4	久本3丁目6番	パークシティ溝のロプレイロット植え込み
	9-5	久本3丁目11番3号	久本小学校裏門フェンス
	9-6	久本3丁目11番3号	久本小学校正門フェンス
	9-7	久本3丁目7番2号	NEC溝ノロアパートA棟前フェンス
	9-8	久本1丁目16番23号	久本公園
10	10-1	坂戸1丁目5番	前島氏宅前ガードレール
	10-2	坂戸3丁目7番21号	坂戸保育園フェンス
	10-3	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-4	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-5	坂戸1丁目11番	武笠宅前ガードレール
	10-6	坂戸3丁目10番	市営坂戸住宅坂戸遊園フェンス
	10-7	坂戸2丁目16番	三富氏所有地
	10-8	坂戸3丁目10番4号	市営坂戸住宅フェンス
11	11-1	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-2	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-3	上作延340番地	市営上作延団地1号棟横植え込み
	11-4	上作延868番地	本多氏所有畑
	11-5	向ヶ丘138番地1	しばられ松バス停隣神社
	11-6	上作延90番地	上作延団地バス停隣耕作地フェンス
	11-7	上作延462番地	上作延第2市営住宅フェンス
12	12-1	下作延3丁目1番	下作延第2公園フェンス
	12-2	向ヶ丘85番地8	向ヶ丘東公園フェンス
	12-3	上作延1011番地	三ツ橋氏所有地フェンス
	12-4	上作延505番地	三田氏所有駐車場フェンス
	12-5	向ヶ丘1番地3	上作延保育園植え込み
	12-6	上作延559番地	上作延小学校プールフェンス
	12-7	上作延650番地13	ライオンズ溝のレジデンス前ガードレール
	12-8	上作延1142番地4	上作延こども文化センターフェンス
	12-9	下作延2丁目34番	下作延第3公園フェンス
13	13-1	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-2	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-3	梶ヶ谷2丁目10番地	梶ヶ谷第1公園
	13-4	梶ヶ谷2丁目1番地7	J A梶ヶ谷ビル植え込み
	13-5	末長85番地	東急梶ヶ谷駅舎前ガードレール
	13-6	末長46番地3	末長けやき公園柵
	13-7	末長146番地6	末長姿見台公園柵
	13-8	末長483番地	川崎市上下水道局北部営業センターフェンス

高

津

区

14	14-1	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-2	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-3	梶ヶ谷3丁目12番地	村田氏所有地
	14-4	梶ヶ谷3丁目17番地	梶ヶ谷第3公園柵
	14-5	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-6	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-7	梶ヶ谷6丁目14番地	三田氏所有畑
	14-8	梶ヶ谷3丁目1番地18	梶ヶ谷こぶし公園フェンス
15	15-1	新作3丁目13番1号	市営新作住宅1号棟前
	15-2	末長276番地6	社会復帰訓練所フェンス
	15-3	末長654番地9	末長西公園フェンス
	15-4	新作1丁目20番1号	橘処理センターフェンス
	15-5	末長399番地	コンフォートS前植え込み
	15-6	新作1丁目9番1号	新作小学校正門横フェンス
	15-7	新作3丁目14番	新作バス停横くら寿司前ガードレール
	15-8	末長1031番地	関口氏所有畑フェンス
	15-9	末長814番地7	末長老人いこいの家
16	16-1	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-2	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-3	末長1274番地2	末長中町公園フェンス
	16-4	末長1328番地1	中山氏所有駐車場フェンス
	16-5	末長1417番地	関口氏所有畑
	16-6	末長1365番地	末長東公園植え込み
	16-7	末長1274番地7	東高津中学校柵
	16-8	末長1437番地1	末長高之面公園フェンス
17	17-1	新作6丁目7番29号	新作公園フェンス
	17-2	新作4丁目2番25号	新作第2公園
	17-3	新作6丁目1番8号	新作下耕地公園フェンス
	17-4	新作4丁目1番	そば処朝日屋対面空き地
	17-5	新作6丁目12番22号	本間氏宅ブロック塀
	17-6	新作5丁目13番10号	新作第3公園
	17-7	新作5丁目8番	ライオンズマンション武蔵新城前ガードレール
	17-8	新作5丁目11番8号	新作高ノ免公園フェンス
18	18-1	千年1227番地4	千年くすのき公園フェンス
	18-2	千年1024番地	橘小学校フェンス
	18-3	千年797番地	千年中央公園植え込み
	18-4	千年新町45番地1	市営千年新町住宅1号館前植え込み
	18-5	千年新町21番地	千年第2公園柵
	18-6	千年539番地	千年神社
	18-7	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-8	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-9	千年新町59番地3	千年なかよし公園フェンス

高 津 区	19	19-1	子母口208番地 1	滝田氏所有駐車場フェンス
		19-2	子母口129番地	蓮乗院フェンス
		19-3	子母口259番地 1	内山氏所有空き地フェンス
		19-4	子母口783番地	県営子母口プラザハイム 1号棟前フェンス
		19-5	子母口378番地	子母口保育園フェンス
		19-6	子母口321番地	東橘中学校フェンス
		19-7	子母口730番地	子母口小学校フェンス
		19-8	子母口697番地 1	橘公園植え込み
	20	20-1	蟹ヶ谷330番地 1	住宅地入口ガードレール
		20-2	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅 1号棟植え込み
		20-3	蟹ヶ谷30番地 1	ニューウェルテラス第 1日吉A棟前ガードレール
		20-4	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園北側
		20-5	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園南側
		20-6	明津16番地 3	ラフォーレⅢ前道路際柵
		20-7	明津141番地	杉本電気産業フェンス
		20-8	蟹ヶ谷340番地 5	リバーシティ元住吉前斜面上歩道フェンス
	21	21-1	久末488番地	県営久末団地 2号棟下斜面
		21-2	久末496番地	県営久末団地10号棟横フェンス
		21-3	久末647番地	久末小学校体育館側入口フェンス
		21-4	久末1277番地	森氏所有駐車場フェンス
		21-5	久末1482番地 1	森理容室対面畑
		21-6	久末1600番地	市営明石穂団地内明石穂公園
		21-7	久末1566番地 6	久末つつじ公園フェンス
		21-8	久末1778番地 9	久末城法谷公園フェンス
	22	22-1	野川3923番地	市営久末西住宅前植え込み
		22-2	久末311番地	久末公園
		22-3	野川1977番地	磯川氏所有空き地
		22-4	久末50番地	川崎めぐみ幼稚園フェンス
22-5		久末382番地 1	妙法寺前対面ガードレール	
22-6		野川3805番地	市営野川東住宅植え込み	
22-7		野川3771番地 1	野川第 5 公園	
22-8		久末386番地	ユウカリハイツ久末前ガードレール	
23	23-1	千年92番地	市営千年前田団地 1号棟前フェンス	
	23-2	千年92番地	市営千年前田団地 5号棟前フェンス	
	23-3	久末2150番地	市営久末谷中住宅ごみ置き場横フェンス	
	23-4	久末2194番地	ハイツ橋横畑前ガードレール	
	23-5	久末1938番地 1	市営久末表B住宅集会所前植え込み	
	23-6	久末1938番地 1	市営久末表B住宅 2号棟前植え込み	
	23-7	久末2012番地 1	プラザ橋フェンス	

川崎市高津区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏 目 孝 男

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市高津区役所 5階会議室	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	3月25日から 4月9日まで
川崎市高津区役所 橋出張所 2階会議室	川崎市高津区千年1362番地1	4月2日から 4月9日まで

川崎市高津区選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏 目 孝 男

川崎市高津区役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月25日	川崎市高津区久地1丁目35番23号	石塚 兼義	川崎市中原区今井仲町317番地2 コスモ武蔵小杉ラフィネ308	高橋 康宏
3月26日	川崎市高津区坂戸2丁目17番2号	筒井 進	川崎市多摩区菅北浦3丁目12番19-307号	八木 亮子
3月27日	川崎市高津区北見方2丁目27番5-211号 多摩川ハイホーム	浅川 鈴雄	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地20	唐木田 真
3月28日	川崎市高津区梶ヶ谷3丁目4番地1	大久保 豊	川崎市中原区下沼部1773番地 ハイツダブル101	四柳 正人
3月29日	川崎市高津区下作延2丁目6番5-303号 溝のロスカイハイツ	三井 勲	川崎市宮前区犬蔵1丁目31番10号	吉田 崇晴
3月30日	川崎市高津区下作延6丁目20番11号	佐藤 忠	川崎市川崎区小田5丁目4番2号	鈴木 陽子
3月31日	川崎市高津区上作延528番地2	三田 広吉	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地20	唐木田 真
4月1日	川崎市高津区久地1丁目35番23号	石塚 兼義	川崎市川崎区京町1丁目14番1-615号	安藤 裕明
4月2日	川崎市高津区下作延2丁目6番5-303号 溝のロスカイハイツ	三井 勲	川崎市中原区下沼部1773番地 ハイツダブル101	四柳 正人
4月3日	川崎市高津区二子2丁目17番5号	齊藤 茂	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地20	唐木田 真
4月4日	川崎市高津区坂戸2丁目17番2号	筒井 進	川崎市中原区中丸子716番地4	大野 剛
4月5日	川崎市高津区北見方2丁目27番5-211号 多摩川ハイホーム	浅川 鈴雄	川崎市幸区北加瀬1丁目11番11-107号	後藤 孝雄
4月6日	川崎市高津区上作延195番地	三田 具弥	川崎市川崎区貝塚1丁目6番2号	進藤 昌子
4月7日	川崎市高津区梶ヶ谷3丁目4番地1	大久保 豊	川崎市中原区下沼部1773番地 ハイツダブル101	四柳 正人
4月8日	川崎市高津区上作延195番地	三田 具弥	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地20	唐木田 真
4月9日	川崎市高津区上作延528番地2	三田 広吉	川崎市中原区下沼部1773番地 ハイツダブル101	四柳 正人

川崎市高津区役所橋出張所期日前投票所

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は投票管理者が 欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月2日	川崎市高津区千年92番地 市営住宅 1 - 8	夏目 孝男	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠
4月3日	川崎市高津区久末1536番地	森 進	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠
4月4日	川崎市高津区千年247番地	宮田 昇	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠
4月5日	川崎市高津区区母口783番地 県営区母口プラザハイム 2-501	西海石寅藏	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠
4月6日	川崎市高津区末長1510番地9	鈴木大安生	川崎市宮前区鷺沼2丁目14番76号	飯塚 和子
4月7日	川崎市高津区久末311番地 市営住宅 3-102	山田 充邦	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠
4月8日	川崎市高津区区母口783番地 県営区母口プラザハイム 2-501	西海石寅藏	川崎市中原区井田2丁目15番1-402号	佐藤 慎子
4月9日	川崎市高津区新作5丁目5番11号	鈴木 亘	川崎市多摩区長沢2丁目8番15号	齊藤 誠

川崎市高津区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目 孝男

1 川崎市高津区役所内 川崎市高津区選挙管理委員会
事務室

- (1) 所在地 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
- (2) 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市高津区役所（橋出張所）

- (1) 所在地 川崎市高津区千年1362番地1
- (2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

なお、《川崎市高津区役所（橋出張所）》においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条の事務は取り扱わない。

川崎市高津区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する

選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目 孝男

1 場 所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後6時

川崎市高津区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市高津区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目 孝男

1 場 所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市高津区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市高津区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目孝男

- 1 場 所 川崎市高津区久本3丁目11番1号
川崎市立高津高等学校 新体育館
- 2 日 時 平成23年4月10日 午後9時00分

川崎市高津区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目孝男

川崎市高津区開票区

- 1 開票管理者
川崎市高津区二子2丁目17番5号 齊藤 茂
- 2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者
川崎市川崎区小田5丁目4番2号 鈴木 陽子

川崎市高津区選挙管理委員会告示第13号

平成23年4月10日執行の神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する条例（昭和57年神奈川県条例第55号）第1条の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目孝男

区	投票区	図面表示番号	設 置 場 所
高 津 区	1	1-1	久地4丁目25番 久地駅第5自転車駐車場
		1-2	宇奈根637番地 宇奈根まちかど公園フェンス
		1-3	久地3丁目4番 久地梅林公園植え込み
		1-4	久地4丁目21番 八千代銀行駐車場フェンス
		1-5	久地4丁目2番1号 久地小学校フェンス
		1-6	久地4丁目2番1号 久地小学校フェンス
		1-7	久地3丁目16番 日本経済新聞工場前ガードレール
		1-8	久地3丁目16番 駐輪場雨水流出抑制施設フェンス
	2	2-1	久地1丁目5番18号 川辺氏宅ブロック塀
		2-2	久地1丁目24番 二ヶ領用水フェンス
		2-3	久地2丁目22番 川辺氏宅前ガードレール
		2-4	久地1丁目10番1号 西高津中学校校門フェンス
		2-5	久地2丁目2番 多摩沿線道路下植え込み
		2-6	溝口6丁目20番13号 川辺氏宅ブロック塀
		2-7	久地1丁目21番1号 滝村氏宅塀
2-8		溝口6丁目2番 ライオンズマンション高津対面ガードレール	
3	3-1	溝口3丁目12番 二ヶ領用水大石橋際フェンス	
	3-2	溝口1丁目2番 武蔵溝口駅前きらりデッキ2階ノクティ前	
	3-3	溝口1丁目2番 武蔵溝口駅前きらりデッキ2階自由通路東急改札側	
	3-4	溝口4丁目19番1号 高津小学校フェンス	
	3-5	溝口4丁目19番1号 高津小学校フェンス	
	3-6	溝口3丁目10番8号 溝口南公園フェンス	
	3-7	溝口1丁目18番 二ヶ領用水フェンス	
	3-8	溝口5丁目15番2号 溝口北公園フェンス	

高

津

区

4	4-1	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター駐輪場フェンス
	4-2	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター西側入口フェンス
	4-3	二子1丁目16番1号	溝口公園フェンス
	4-4	二子5丁目1番5号	すこやか高津保育園フェンス
	4-5	二子5丁目15番	二ヶ領用水二子新生橋際フェンス
	4-6	二子4丁目11番1号	市営二子住宅フェンス
	4-7	二子4丁目18番1号	大陸天公園柵
	4-8	二子1丁目4番2号	二子公園
	4-9	二子3丁目33番12号	吉崎氏宅ブロック塀
5	5-1	諏訪3丁目1番	果樹園フェンス
	5-2	諏訪1丁目7番	小黒氏所有駐車場フェンス
	5-3	諏訪2丁目1番41号	佐保田氏宅(せいたみせ)ブロック塀
	5-4	瀬田12番	諏訪歩道橋脇フェンス
	5-5	北見方1丁目21番	二ヶ領用水フェンス
	5-6	北見方2丁目5番1号	東高津小学校フェンス
	5-7	北見方1丁目16番	二ヶ領用水フェンス
	5-8	北見方2丁目14番7号	白髭神社裏の柵
	5-9	北見方3丁目5番	二ヶ領用水フェンス
6	6-1	下野毛3丁目5番1号	県営久保東団地 ハイム下野毛1号棟植え込み
	6-2	下野毛1丁目5番2号	県営リバーサイド下野毛2号棟前フェンス
	6-3	下野毛3丁目6番	日本通運(株)川崎支店駐車場フェンス
	6-4	下野毛3丁目7番	日本レーベル印刷(株)所有駐車場フェンス
	6-5	下野毛2丁目8番3号	下野毛2丁目公園フェンス
	6-6	下野毛1丁目3番	下野毛1丁目公園フェンス
	6-7	下野毛1丁目3番2号	東高津老人いこいの家フェンス
7	7-1	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-2	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-3	下作延6丁目16番	市営日向住宅植え込み
	7-4	下作延6丁目30番	下作延北ノ谷公園フェンス
	7-5	下作延5丁目8番	市営下作延中住宅フェンス
	7-6	下作延6丁目6番	路川石材工業所対面小泉氏所有駐車場フェンス
	7-7	下作延7丁目15番	津田山公園
	7-8	下作延5丁目4番	木所氏所有畑フェンス
8	8-1	下作延4丁目1番	国道246号線高架下自転車置き場前ガードレール
	8-2	下作延4丁目23番1号	つり具上州屋溝口店フェンス
	8-3	下作延2丁目26番1号	恵楽園フェンス
	8-4	下作延7丁目27番	円福寺裏ガードレール
	8-5	下作延7丁目1番	国道246号線高架下下作延中央公園
	8-6	下作延2丁目8番1号	高津区総合庁舎前植え込み
	8-7	下作延4丁目8番	上之橋バス停横駐車場前ガードレール
	8-8	下作延2丁目8番	高津区役所横ホーム駐車場脇道路フェンス

高

津

区

9	9-1	久本1丁目3番	川崎看護専門学校車両置場対面道路斜面
	9-2	久本1丁目1番	市営バス折り返し所ガードレール
	9-3	久本1丁目8番	市営バス市民プラザ線折り返し所自転車置場
	9-4	久本3丁目6番	パークシティ溝のロブレイロット植え込み
	9-5	久本3丁目11番3号	久本小学校裏門フェンス
	9-6	久本3丁目11番3号	久本小学校正門フェンス
	9-7	久本3丁目7番2号	NEC溝ノロアパートA棟前フェンス
	9-8	久本1丁目16番23号	久本公園
10	10-1	坂戸1丁目5番	前島氏宅前ガードレール
	10-2	坂戸3丁目7番21号	坂戸保育園フェンス
	10-3	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-4	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-5	坂戸1丁目11番	武笠宅前ガードレール
	10-6	坂戸3丁目10番	市営坂戸住宅坂戸遊園フェンス
	10-7	坂戸2丁目16番	三富氏所有地
	10-8	坂戸3丁目10番4号	市営坂戸住宅フェンス
11	11-1	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-2	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-3	上作延340番地	市営上作延団地1号棟横植え込み
	11-4	上作延868番地	本多氏所有畑
	11-5	向ヶ丘138番地1	しばられ松バス停隣神社
	11-6	上作延90番地	上作延団地バス停隣耕作地フェンス
	11-7	上作延462番地	上作延第2市営住宅フェンス
12	12-1	下作延3丁目1番	下作延第2公園フェンス
	12-2	向ヶ丘85番地8	向ヶ丘東公園フェンス
	12-3	上作延1011番地	三ツ橋氏所有地フェンス
	12-4	上作延505番地	三田氏所有駐車場フェンス
	12-5	向ヶ丘1番地3	上作延保育園植え込み
	12-6	上作延559番地	上作延小学校プールフェンス
	12-7	上作延650番地13	ライオンズ溝のレジデンス前ガードレール
	12-8	上作延1142番地4	上作延こども文化センターフェンス
	12-9	下作延2丁目34番	下作延第3公園フェンス
13	13-1	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-2	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-3	梶ヶ谷2丁目10番地	梶ヶ谷第1公園
	13-4	梶ヶ谷2丁目1番地7	J A梶ヶ谷ビル植え込み
	13-5	末長85番地	東急梶ヶ谷駅駅舎前ガードレール
	13-6	末長46番地3	末長けやき公園柵
	13-7	末長146番地6	末長姿見台公園柵
	13-8	末長483番地	川崎市上下水道局北部営業センターフェンス

高

津

区

14	14-1	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-2	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-3	梶ヶ谷3丁目12番地	村田氏所有地
	14-4	梶ヶ谷3丁目17番地	梶ヶ谷第3公園柵
	14-5	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-6	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-7	梶ヶ谷6丁目14番地	三田氏所有畑
	14-8	梶ヶ谷3丁目1番地18	梶ヶ谷こぶし公園フェンス
15	15-1	新作3丁目13番1号	市営新作住宅1号棟前
	15-2	末長276番地6	社会復帰訓練所フェンス
	15-3	末長654番地9	末長西公園フェンス
	15-4	新作1丁目20番1号	橘処理センターフェンス
	15-5	末長399番地	コンフォートS前植え込み
	15-6	新作1丁目9番1号	新作小学校正門横フェンス
	15-7	新作3丁目14番	新作バス停横くら寿司前ガードレール
	15-8	末長1031番地	関口氏所有畑フェンス
	15-9	末長814番地7	末長老人いこいの家
16	16-1	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-2	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-3	末長1274番地2	末長中町公園フェンス
	16-4	末長1328番地1	中山氏所有駐車場フェンス
	16-5	末長1417番地	関口氏所有畑
	16-6	末長1365番地	末長東公園植え込み
	16-7	末長1274番地7	東高津中学校柵
	16-8	末長1437番地1	末長高之面公園フェンス
17	17-1	新作6丁目7番29号	新作公園フェンス
	17-2	新作4丁目2番25号	新作第2公園
	17-3	新作6丁目1番8号	新作下耕地公園フェンス
	17-4	新作4丁目1番	そば処朝日屋対面空き地
	17-5	新作6丁目12番22号	本間氏宅ブロック塀
	17-6	新作5丁目13番10号	新作第3公園
	17-7	新作5丁目8番	ライオンズマンション武蔵新城前ガードレール
	17-8	新作5丁目11番8号	新作高ノ免公園フェンス
18	18-1	千年1227番地4	千年くすのき公園フェンス
	18-2	千年1024番地	橘小学校フェンス
	18-3	千年797番地	千年中央公園植え込み
	18-4	千年新町45番地1	市営千年新町住宅1号館前植え込み
	18-5	千年新町21番地	千年第2公園柵
	18-6	千年539番地	千年神社
	18-7	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-8	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-9	千年新町59番地3	千年なかよし公園フェンス

高 津 区	19	19-1	子母口208番地 1	滝田氏所有駐車場フェンス
		19-2	子母口129番地	蓮乗院フェンス
		19-3	子母口259番地 1	内山氏所有空き地フェンス
		19-4	子母口783番地	県営子母口プラザハイム 1号棟前フェンス
		19-5	子母口378番地	子母口保育園フェンス
		19-6	子母口321番地	東橋中学校フェンス
		19-7	子母口730番地	子母口小学校フェンス
		19-8	子母口697番地 1	橋公園植え込み
	20	20-1	蟹ヶ谷330番地 1	住宅地入口ガードレール
		20-2	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅 1号棟植え込み
		20-3	蟹ヶ谷30番地 1	ニューウェルテラス第 1日吉A棟前ガードレール
		20-4	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園北側
		20-5	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園南側
		20-6	明津16番地 3	ラフォーレⅢ前道路際柵
		20-7	明津141番地	杉本電気産業フェンス
		20-8	蟹ヶ谷340番地 5	リバーシティ元住吉前斜面上歩道フェンス
	21	21-1	久末488番地	県営久末団地 2号棟下斜面
		21-2	久末496番地	県営久末団地10号棟横フェンス
		21-3	久末647番地	久末小学校体育館側入口フェンス
		21-4	久末1277番地	森氏所有駐車場フェンス
		21-5	久末1482番地 1	森理容室対面畑
		21-6	久末1600番地	市営明石穂団地内明石穂公園
		21-7	久末1566番地 6	久末つつじ公園フェンス
		21-8	久末1778番地 9	久末城法谷公園フェンス
	22	22-1	野川3923番地	市営久末西住宅前植え込み
		22-2	久末311番地	久末公園
		22-3	野川1977番地	磯川氏所有空き地
		22-4	久末50番地	川崎めぐみ幼稚園フェンス
22-5		久末382番地 1	妙法寺前対面ガードレール	
22-6		野川3805番地	市営野川東住宅植え込み	
22-7		野川3771番地 1	野川第 5 公園	
22-8		久末386番地	ユウカリハイツ久末前ガードレール	
23	23-1	千年92番地	市営千年前田団地 1号棟前フェンス	
	23-2	千年92番地	市営千年前田団地 5号棟前フェンス	
	23-3	久末2150番地	市営久末谷中住宅ごみ置き場横フェンス	
	23-4	久末2194番地	ハイツ橋横畑前ガードレール	
	23-5	久末1938番地 1	市営久末表B住宅集会所前植え込み	
	23-6	久末1938番地 1	市営久末表B住宅 2号棟前植え込み	
	23-7	久末2012番地 1	プラザ橋フェンス	

川崎市高津区選挙管理委員会告示第14号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙における川崎市ポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年川崎市条例第54号)第1条の規定によるポスター掲示場を

設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月31日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏目孝男

区	投票区	図面表示番号	設 置 場 所	
高 津 区	1	1-1	久地4丁目25番	久地駅第5自転車駐車場
		1-2	宇奈根637番地	宇奈根まちかど公園フェンス
		1-3	久地3丁目4番	久地梅林公園植え込み
		1-4	久地4丁目21番	八千代銀行駐車場フェンス
		1-5	久地4丁目2番1号	久地小学校フェンス
		1-6	久地4丁目2番1号	久地小学校フェンス
		1-7	久地3丁目16番	日本経済新聞工場前ガードレール
		1-8	久地3丁目16番	駐輪場雨水流出抑制施設フェンス
	2	2-1	久地1丁目5番18号	川辺氏宅ブロック塀
		2-2	久地1丁目24番	二ヶ領用水フェンス
		2-3	久地2丁目22番	川辺氏宅前ガードレール
		2-4	久地1丁目10番1号	西高津中学校校門フェンス
		2-5	久地2丁目2番	多摩沿線道路下植え込み
		2-6	溝口6丁目20番13号	川辺氏宅ブロック塀
		2-7	久地1丁目21番1号	滝村氏宅塀
		2-8	溝口6丁目2番	ライオンズマンション高津対面ガードレール
	3	3-1	溝口3丁目12番	二ヶ領用水大石橋際フェンス
		3-2	溝口1丁目2番	武蔵溝口駅前さきりデッキ2階ノクティ前
		3-3	溝口1丁目2番	武蔵溝口駅前さきりデッキ2階自由通路東急改札側
		3-4	溝口4丁目19番1号	高津小学校フェンス
		3-5	溝口4丁目19番1号	高津小学校フェンス
		3-6	溝口3丁目10番8号	溝口南公園フェンス
		3-7	溝口1丁目18番	二ヶ領用水フェンス
		3-8	溝口5丁目15番2号	溝口北公園フェンス
	4	4-1	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター駐輪場フェンス
		4-2	二子3丁目15番1号	高津スポーツセンター西側入口フェンス
		4-3	二子1丁目16番1号	溝口公園フェンス
		4-4	二子5丁目1番5号	すこやか高津保育園フェンス
4-5		二子5丁目15番	二ヶ領用水二子新生橋際フェンス	
4-6		二子4丁目11番1号	市営二子住宅フェンス	
4-7		二子4丁目18番1号	大陸天公園柵	
4-8		二子1丁目4番2号	二子公園	
4-9		二子3丁目33番12号	吉崎氏宅ブロック塀	

高

津

区

5	5-1	諏訪3丁目1番	果樹園フェンス
	5-2	諏訪1丁目7番	小黒氏所有駐車場フェンス
	5-3	諏訪2丁目1番41号	佐保田氏宅(せいたみせ)ブロック塀
	5-4	瀬田12番	諏訪歩道橋脇フェンス
	5-5	北見方1丁目21番	二ヶ領用水フェンス
	5-6	北見方2丁目5番1号	東高津小学校フェンス
	5-7	北見方1丁目16番	二ヶ領用水フェンス
	5-8	北見方2丁目14番7号	白髭神社裏の柵
	5-9	北見方3丁目5番	二ヶ領用水フェンス
6	6-1	下野毛3丁目5番1号	県営久保東団地 ハイム下野毛1号棟植え込み
	6-2	下野毛1丁目5番2号	県営リバーサイド下野毛2号棟前フェンス
	6-3	下野毛3丁目6番	日本通運(株)川崎支店駐車場フェンス
	6-4	下野毛3丁目7番	日本レーベル印刷(株)所有駐車場フェンス
	6-5	下野毛2丁目8番3号	下野毛2丁目公園フェンス
	6-6	下野毛1丁目3番	下野毛1丁目公園フェンス
	6-7	下野毛1丁目3番2号	東高津老人いこいの家フェンス
7	7-1	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-2	下作延5丁目19番1号	下作延小学校フェンス
	7-3	下作延6丁目16番	市営日向住宅植え込み
	7-4	下作延6丁目30番	下作延北ノ谷公園フェンス
	7-5	下作延5丁目8番	市営下作延中住宅フェンス
	7-6	下作延6丁目6番	路川石材工業所対面小泉氏所有駐車場フェンス
	7-7	下作延7丁目15番	津田山公園
	7-8	下作延5丁目4番	木所氏所有畑フェンス
8	8-1	下作延4丁目1番	国道246号線高架下自転車置き場前ガードレール
	8-2	下作延4丁目23番1号	つり具上州屋溝口店フェンス
	8-3	下作延2丁目26番1号	恵楽園フェンス
	8-4	下作延7丁目27番	円福寺裏ガードレール
	8-5	下作延7丁目1番	国道246号線高架下下作延中央公園
	8-6	下作延2丁目8番1号	高津区総合庁舎前植え込み
	8-7	下作延4丁目8番	上之橋バス停横駐車場前ガードレール
	8-8	下作延2丁目8番	高津区役所横ホーム駐車場脇道路フェンス
9	9-1	久本1丁目3番	川崎看護専門学校車両置場対面道路斜面
	9-2	久本1丁目1番	市営バス折り返し所ガードレール
	9-3	久本1丁目8番	市営バス市民プラザ線折り返し所自転車置場
	9-4	久本3丁目6番	パークシティ溝のロブレイロット植え込み
	9-5	久本3丁目11番3号	久本小学校裏門フェンス
	9-6	久本3丁目11番3号	久本小学校正門フェンス
	9-7	久本3丁目7番2号	NEC溝ノロアパートA棟前フェンス
	9-8	久本1丁目16番23号	久本公園

高

津

区

10	10-1	坂戸1丁目5番	前島氏宅前ガードレール
	10-2	坂戸3丁目7番21号	坂戸保育園フェンス
	10-3	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-4	坂戸1丁目18番1号	坂戸小学校フェンス
	10-5	坂戸1丁目11番	武笠宅前ガードレール
	10-6	坂戸3丁目10番	市営坂戸住宅坂戸遊園フェンス
	10-7	坂戸2丁目16番	三富氏所有地
	10-8	坂戸3丁目10番4号	市営坂戸住宅フェンス
11	11-1	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-2	上作延796番地	南原小学校フェンス
	11-3	上作延340番地	市営上作延団地1号棟横植え込み
	11-4	上作延868番地	本多氏所有畑
	11-5	向ヶ丘138番地1	しばられ松バス停際神社
	11-6	上作延90番地	上作延団地バス停際耕作地フェンス
	11-7	上作延462番地	上作延第2市営住宅フェンス
12	12-1	下作延3丁目1番	下作延第2公園フェンス
	12-2	向ヶ丘85番地8	向ヶ丘東公園フェンス
	12-3	上作延1011番地	三ツ橋氏所有地フェンス
	12-4	上作延505番地	三田氏所有駐車場フェンス
	12-5	向ヶ丘1番地3	上作延保育園植え込み
	12-6	上作延559番地	上作延小学校プールフェンス
	12-7	上作延650番地13	ライオンズ溝のレジデンス前ガードレール
	12-8	上作延1142番地4	上作延こども文化センターフェンス
	12-9	下作延2丁目34番	下作延第3公園フェンス
13	13-1	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-2	梶ヶ谷2丁目14番地	西梶ヶ谷小学校フェンス
	13-3	梶ヶ谷2丁目10番地	梶ヶ谷第1公園
	13-4	梶ヶ谷2丁目1番地7	J A梶ヶ谷ビル植え込み
	13-5	末長85番地	東急梶ヶ谷駅駅舎前ガードレール
	13-6	末長46番地3	末長けやき公園柵
	13-7	末長146番地6	末長姿見台公園柵
	13-8	末長483番地	川崎市上下水道局北部営業センターフェンス
14	14-1	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-2	梶ヶ谷4丁目12番地	梶ヶ谷小学校フェンス
	14-3	梶ヶ谷3丁目12番地	村田氏所有地
	14-4	梶ヶ谷3丁目17番地	梶ヶ谷第3公園柵
	14-5	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-6	梶ヶ谷5丁目11番地1	梶ヶ谷第2公園
	14-7	梶ヶ谷6丁目14番地	三田氏所有畑
	14-8	梶ヶ谷3丁目1番地18	梶ヶ谷こぶし公園フェンス

高

津

区

15	15-1	新作3丁目13番1号	市営新作住宅1号棟前
	15-2	末長276番地6	社会復帰訓練所フェンス
	15-3	末長654番地9	末長西公園フェンス
	15-4	新作1丁目20番1号	橘処理センターフェンス
	15-5	末長399番地	コンフォートS前植え込み
	15-6	新作1丁目9番1号	新作小学校正門横フェンス
	15-7	新作3丁目14番	新作バス停横くら寿司前ガードレール
	15-8	末長1031番地	関口氏所有畑フェンス
	15-9	末長814番地7	末長老人いこいの家
16	16-1	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-2	末長1705番地	末長小学校入口横植え込み
	16-3	末長1274番地2	末長中町公園フェンス
	16-4	末長1328番地1	中山氏所有駐車場フェンス
	16-5	末長1417番地	関口氏所有畑
	16-6	末長1365番地	末長東公園植え込み
	16-7	末長1274番地7	東高津中学校柵
	16-8	末長1437番地1	末長高之面公園フェンス
17	17-1	新作6丁目7番29号	新作公園フェンス
	17-2	新作4丁目2番25号	新作第2公園
	17-3	新作6丁目1番8号	新作下耕地公園フェンス
	17-4	新作4丁目1番	そば処朝日屋対面空き地
	17-5	新作6丁目12番22号	本間氏宅ブロック塀
	17-6	新作5丁目13番10号	新作第3公園
	17-7	新作5丁目8番	ライオンズマンション武蔵新城前ガードレール
	17-8	新作5丁目11番8号	新作高ノ免公園フェンス
18	18-1	千年1227番地4	千年くすのき公園フェンス
	18-2	千年1024番地	橘小学校フェンス
	18-3	千年797番地	千年中央公園植え込み
	18-4	千年新町45番地1	市営千年新町住宅1号館前植え込み
	18-5	千年新町21番地	千年第2公園柵
	18-6	千年539番地	千年神社
	18-7	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-8	千年1300番地	橘中学校フェンス
	18-9	千年新町59番地3	千年なかよし公園フェンス
19	19-1	子母口208番地1	滝田氏所有駐車場フェンス
	19-2	子母口129番地	蓮乗院フェンス
	19-3	子母口259番地1	内山氏所有空き地フェンス
	19-4	子母口783番地	県営子母口プラザハイム1号棟前フェンス
	19-5	子母口378番地	子母口保育園フェンス
	19-6	子母口321番地	東橘中学校フェンス
	19-7	子母口730番地	子母口小学校フェンス
	19-8	子母口697番地1	橘公園植え込み

高	20	20-1	蟹ヶ谷330番地 1	住宅地入口ガードレール
		20-2	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅 1 号棟植え込み
		20-3	蟹ヶ谷30番地 1	ニューウェルテラス第 1 日吉A棟前ガードレール
		20-4	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園北側
		20-5	蟹ヶ谷 3 番地 7	市営蟹ヶ谷槍ヶ崎公園南側
		20-6	明津16番地 3	ラフォーレⅢ前道路際柵
		20-7	明津141番地	杉本電気産業フェンス
		20-8	蟹ヶ谷340番地 5	リバーシティ元住吉前斜面上歩道フェンス
津	21	21-1	久末488番地	県営久末団地 2 号棟下斜面
		21-2	久末496番地	県営久末団地10号棟横フェンス
		21-3	久末647番地	久末小学校体育館側入口フェンス
		21-4	久末1277番地	森氏所有駐車場フェンス
		21-5	久末1482番地 1	森理容室対面畑
		21-6	久末1600番地	市営明石穂団地内明石穂公園
		21-7	久末1566番地 6	久末つつじ公園フェンス
		21-8	久末1778番地 9	久末城法谷公園フェンス
区	22	22-1	野川3923番地	市営久末西住宅前植え込み
		22-2	久末311番地	久末公園
		22-3	野川1977番地	磯川氏所有空き地
		22-4	久末50番地	川崎めぐみ幼稚園フェンス
		22-5	久末382番地 1	妙法寺前対面ガードレール
		22-6	野川3805番地	市営野川東住宅植え込み
		22-7	野川3771番地 1	野川第 5 公園
		22-8	久末386番地	ユーカリハイツ久末前ガードレール
23	23-1	千年92番地	市営千年前田団地 1 号棟前フェンス	
	23-2	千年92番地	市営千年前田団地 5 号棟前フェンス	
	23-3	久末2150番地	市営久末谷中住宅ごみ置き場横フェンス	
	23-4	久末2194番地	ハイツ橋横畑前ガードレール	
	23-5	久末1938番地 1	市営久末表B住宅集会所前植え込み	
	23-6	久末1938番地 1	市営久末表B住宅 2 号棟前植え込み	
	23-7	久末2012番地 1	プラザ橋フェンス	

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第 4 号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第238号）第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県

議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

平成23年3月18日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 栃木 孝雄

- 縦覧場所 川崎市宮前区宮前平 2 丁目 20 番地 5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会事務室
- 縦覧期間 (1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年 3

月23日登録分
 平成23年3月24日
 (2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議
 会議員選挙に伴う平成23年3月31日登
 録分
 平成23年4月1日

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公
 職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の
 規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のと
 りです。

平成23年3月23日

川崎市宮前区選挙管理委員会
 委員長 栃木 孝雄

平成23年執行 神奈川県知事選挙・神奈川県議会議員選挙・川崎市議会議員選挙

区	投票区	図面表示番号	設置場所
宮前区	1	1-1	宮前平2丁目20番地5 宮前区役所掲示板横
		1-2	宮前平2丁目18番地3 富士見台小学校西側フェンス
		1-3	宮前平2丁目18番地2 宮前平公園南側
		1-4	宮崎6丁目2番地3 宮崎第4公園西側
		1-5	宮前平3丁目14番地1 宮前平小学校南側フェンス
		1-6	宮前平1丁目9番地1 宮前平第2公園南側
		1-7	宮前平1丁目11番地 宮前平駅前バスターミナル
		1-8	宮前平1丁目5番地 宮前平第1公園東側
		1-9	宮前平3丁目5番地 宮前平第3公園西側
	2	2-1	宮崎5丁目1番地 エル・ビーナ宮崎台前水路沿いフェンス
		2-2	宮崎4丁目 宮崎こもれびの丘公園
		2-3	宮崎697番地1 宮崎台小学校北方向側同校教材園フェンス
		2-4	宮崎3丁目18番地 宮崎台小学校西側ガードレール
		2-5	宮崎5丁目14番地 水路沿いフェンス
		2-6	宮崎3丁目18番地1 宮崎第3公園東側フェンス
		2-7	宮崎3丁目12番地18 ルーラル宮崎台南方向側畑地柵
		2-8	宮崎3丁目17番地24 宮崎台公園南側フェンス
	3	3-1	宮崎2丁目3番地 宮崎台自転車等第5駐車場(駐輪場)
		3-2	宮崎2丁目5番地 宮崎第2公園南側
		3-3	宮崎2丁目9番地2 宮崎台カメラア西隣畑地
		3-4	宮崎2丁目10番地12 宮崎台駅前広場
		3-5	宮崎1丁目7番地 宮崎第1公園西側
		3-6	宮崎1丁目7番地 宮崎第1公園東側
		3-7	宮崎1丁目13番地17 宮崎台サニーハイツ西隣雑木林
		3-8	宮崎2丁目2番地21 東海宮崎台マンション前水路沿いフェンス
	4	4-1	宮崎172番地 市営宮崎団地北側
		4-2	宮崎283番地 J Aセレス川崎本店向かい側水路沿いフェンス
4-3		宮崎107番地 宮崎中学校西側フェンス	
4-4		宮崎105番地 川崎市青少年の家北側フェンス	
4-5		宮崎172番地6 宮崎こうしん坂公園東側フェンス	
4-6		馬絹994番地12 馬絹古墳公園北側柵	
4-7		梶ヶ谷3番地4 亀ヶ谷宅前	

宮	5	5-1	馬絹637番地3 馬絹第2公園南側フェンス
		5-2	馬絹958番地3 馬絹陸橋下公園東側フェンス (馬絹627番地 伊藤宅向側)
		5-3	馬絹1596番地 宮前地区会館北側フェンス
		5-4	馬絹1631番地1 田辺園前
		5-5	馬絹958番地3 馬絹陸橋下公園北側ガードレール
		5-6	馬絹1516番地1 馬絹橋東矢上川沿い南側ガードレール
		5-7	馬絹1364番地7 馬絹保育園前フェンス
		5-8	馬絹1284番地127 馬絹公園北側フェンス
前	6	6-1	小台2丁目24番地 小台公園西側フェンス
		6-2	有馬2丁目6番4号 宮前道路公園センター(旧・建設センター)
		6-3	小台2丁目3番地 小台東公園南側フェンス
		6-4	馬絹1862番地 篠田宅前
		6-5	馬絹1795番地 宮崎小学校南側フェンス
		6-6	馬絹1759番地 スーパーライフ東有馬店向かい側歩道植え込み
		6-7	東有馬2丁目13番6号 宮前休日急患診療所前
		6-8	有馬2丁目7番 有馬2丁目公園西側フェンス
区	7	7-1	野川3134番地3 野川第4公園東側
		7-2	野川3029番地1 野川第3公園南側
		7-3	野川3136番地2 野川第2公園東側フェンス
		7-4	野川3142番地1 野川中学校北側フェンス
		7-5	野川3025番地2 野川第1公園東側
		7-6	野川3095番地 市営野川西団地5号棟南側
		7-7	野川3095番地 市営野川西団地11号棟西側ガードレール
		7-8	野川3513番地 セブンイレブン川崎野川店東側登坂道フェンス
区	8	8-1	野川473番地 影向寺南方向側畑地
		8-2	野川819番地 野川公園北側
		8-3	野川71番地3 野川北公園東側フェンス
		8-4	野川186番地2 野川小学校入口交差点北西側矢上川沿いガードレール
		8-5	野川1269番地 野川小学校東側フェンス
		8-6	野川1475番地 野川花ぞの公園フェンス
		8-7	野川2252番地7 野川南台第1公園東側フェンス
		8-8	野川1171番地1 野川中耕地公園東側フェンス
区	9	9-1	野川2328番地3 野川南耕地公園東側フェンス
		9-2	野川2245番地 県営野川南台団地24号棟南側
		9-3	野川2238番地9 野川南台公園西側
		9-4	野川2633番地39 南野川公園南側フェンス
		9-5	野川2638番地11 野川くすのき公園東側フェンス
		9-6	野川4090番地1 野川住宅2号棟西側フェンス
		9-7	野川2800番地 青木宅前歩道植栽
		9-8	野川2604番地 南野川小学校北側フェンス

宮	10	10-1	東有馬2丁目38番 有馬なかよし公園北側フェンス
		10-2	東有馬5丁目20番2号 市営有馬第1団地2号棟東側フェンス
		10-3	東有馬5丁目20番19号 市営有馬第1団地19号棟西側ガードレール
		10-4	東有馬5丁目15番20号 県営有馬団地20号棟東側フェンス
		10-5	東有馬3丁目13番32号 有馬東公園東側フェンス
		10-6	東有馬5丁目12番1号 有馬小学校北側
		10-7	東有馬4丁目5番5号 市営有馬第2団地5号棟東側
		10-8	東有馬4丁目22番21号 市営有馬第2団地21号棟北側
宮	11	11-1	有馬3丁目22番1号 県立川崎北高等学校北側
		11-2	有馬6丁目9番1号 有馬こども公園北側フェンス
		11-3	有馬3丁目11番1号 有馬つつじ公園西側フェンス
		11-4	有馬4丁目15番1号 有馬中央公園東側フェンス
		11-5	有馬7丁目3番1号 東急有馬テニスクラブ前歩道植栽
		11-6	有馬7丁目7番1号 有馬中学校南側ガードレール
		11-7	有馬8丁目7番7号 国道246号線橋梁下自転車等保管所東側フェンス
		11-8	有馬9丁目6番1号 有馬さくら公園北側
		11-9	有馬8丁目26番1号 有馬ふるさと公園南側
前	12	12-1	鷺沼2丁目1番地 鷺沼小学校南側フェンス
		12-2	鷺沼2丁目1番地 鷺沼小学校北側フェンス
		12-3	鷺沼1丁目23番地24 鷺沼第2公園北側
		12-4	鷺沼1丁目3番地 鷺沼駅自転車等第5駐車場フェンス
		12-5	鷺沼3丁目9番地 鷺沼小学校前交差点北東側田園都市線路沿い柵
		12-6	鷺沼3丁目11番地60 鷺沼第3公園東側
		12-7	土橋4丁目6番地先 宮前道路公園センター資材置場前フェンス
		12-8	鷺沼3丁目12番地34 鷺沼つつじ公園フェンス
区	13	13-1	土橋5丁目4番地21 土橋てんで山公園北側フェンス
		13-2	土橋6丁目11番地1 東名土橋公園南側フェンス
		13-3	土橋6丁目14番地25 土橋宮上公園南側フェンス
		13-4	土橋1丁目3番地7 スリーエフ宮前平店北方向側駐車場フェンス
		13-5	土橋1丁目20番地 土橋1丁目公園東側
		13-6	土橋7丁目22番地1 サギヌマスイミングクラブ前フェンス
		13-7	土橋1丁目15番地 神奈川トヨタ(株)宮前平店北側水路沿いフェンス
		13-8	土橋7丁目27番地2 土橋7丁目公園西側
区	14	14-1	けやき平1番46号 グリーンハイツ46号棟西側
		14-2	けやき平1番 向ヶ丘公園北側
		14-3	けやき平1番 グリーンハイツ19号棟北側空地フェンス
		14-4	けやき平1番15号 グリーンハイツ15号棟南側
		14-5	平6丁目8番1号 ランデン宮前東方向側畑地
		14-6	平6丁目5番1号 平小学校南側フェンス
		14-7	神木1丁目4番地 神木公園北側フェンス
		14-8	神木2丁目11番地 ひばり幼稚園第2園舎北側フェンス

宮	15	15-1	神木本町5丁目11番1号 向丘中学校西側フェンス
		15-2	神木本町5丁目11番1号 向丘中学校東側フェンス
		15-3	神木本町4丁目15番 天満跨道橋上歩道フェンス
		15-4	神木本町2丁目15番 神木高根公園北側フェンス
		15-5	神木本町2丁目7番1号 長尾団地1号棟西側フェンス
		15-6	神木本町2丁目13番 新殿下橋橋上フェンス
		15-7	神木本町2丁目16番 神木橋橋上フェンス
		15-8	神木本町1丁目15番21号 長尾第3公園北側フェンス
宮	16	16-1	五所塚2丁目23番地1 五所塚第2公園東側フェンス
		16-2	平2丁目23番8号 市営高山団地児童公園西側
		16-3	平2丁目23番16号 市営高山団地16号棟南側
		16-4	平2丁目3番 ヤマダ電機北側歩道ガードレール
		16-5	平2丁目14番 平公園南側ガードレール
		16-6	平1丁目6番1号 向丘小学校西側フェンス
		16-7	平1丁目1番10号 向丘出張所南側
		16-8	平4丁目13番 平二丁目交差点西南側フェンス
		16-9	平1丁目6番1号 向丘小学校南側フェンス
前	17	17-1	白幡台1丁目11番地2 白幡台住宅12号棟南側フェンス
		17-2	南平台13番1号 白幡台小学校西側フェンス
		17-3	初山2丁目13番 初山公園西側
		17-4	初山2丁目16番6号 市営初山団地6号棟東側
		17-5	南平台16番11号 市営南平台団地11号棟北側
		17-6	南平台19番26号 宮ノ谷公園北側フェンス
		17-7	南平台17番1号 市営南平住宅1号棟南側フェンス
		17-8	南平台5番7号 みなみだいら公園西側フェンス
区	18	18-1	犬蔵3丁目6番3号 南菅生けやき公園東側
		18-2	犬蔵1丁目7番 駐車場西側フェンス
		18-3	犬蔵1丁目1番1号 犬蔵中学校北側
		18-4	菅生6丁目7番 南菅生公園東側
		18-5	犬蔵2丁目35番3・4号 宮前美しの森公園北側フェンス
		18-6	犬蔵2丁目40番 犬蔵くすのき公園東側歩道ガードレール
		18-7	犬蔵1丁目1番1号 犬蔵中学校南側
		18-8	犬蔵2丁目23番 犬蔵2丁目公園北側
		18-9	菅生6丁目12番9号 南菅生第2公園南側
区	19	19-1	菅生4丁目5番2号 市営清水台団地2号棟東側
		19-2	菅生5丁目4番10号 地域子育て支援センターすがお西側フェンス
		19-3	菅生5丁目2番20号 NTT東日本菅生電話交換センター前フェンス
		19-4	菅生1丁目16番 菅生一丁目公園西側フェンス
		19-5	初山1丁目23番15号 菅生保育園南側フェンス
		19-6	初山2丁目1番40号 株式会社ソーデン社正面道路沿いフェンス
		19-7	菅生1丁目5番1号 菅生小学校西側フェンス
		19-8	菅生2丁目12番 菅生バス停そば歩道フェンス

宮	20	20-1	菅生3丁目14番21号 菅生第3公園北側フェンス
		20-2	菅生3丁目33番9号 菅生第4公園北側フェンス
		20-3	菅生3丁目43番22号 鷲ヶ峰公園北側フェンス
		20-4	水沢3丁目7番1号 稗原小学校北側稗原小学校前バス停そばフェンス
		20-5	菅生ヶ丘19番1号 鷲ヶ峰子供の里公園北側柵
		20-6	菅生ヶ丘32番8号 市営鷲ヶ峰西住宅集会所東側フェンス
		20-7	潮見台2463番5号 潮見台わくわく公園南側フェンス
		20-8	菅生ヶ丘29番 稗原バス停そば
前	21	21-1	小台1丁目13番地 小台西公園北側フェンス
		21-2	小台1丁目13番地 小台西公園南側フェンス
		21-3	小台1丁目14番地3 小台1丁目こども公園
		21-4	有馬1丁目12番 有馬1丁目こども公園南側フェンス
		21-5	有馬1丁目8番6号 西有馬保育園東側フェンス
		21-6	有馬1丁目2番3号 有馬1丁目公園南側フェンス
		21-7	小台1丁目5番地7 小台北公園東側フェンス
		21-8	有馬1丁目21番3号 有馬北耕地公園南側フェンス
区	22	22-1	土橋3丁目1番地11 土橋小学校北側正門フェンス
		22-2	土橋3丁目1番地2 上下水道局水運用センター鷲沼配水所北側フェンス
		22-3	土橋3丁目1番地2 なごみ保育園正面線路沿いフェンス
		22-4	土橋3丁目11番地1 土橋南公園東側フェンス
		22-5	土橋4丁目3番地30 土橋こども公園北側フェンス
		22-6	土橋4丁目9番地1 土橋4丁目公園東側
		22-7	土橋2丁目14番地1 土橋保育園東側フェンス
		22-8	土橋2丁目13番地1 土橋2丁目公園南側

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	3月25日から 4月9日まで
川崎市宮前区役所 向丘出張所 2階会議室	川崎市宮前区平1丁目1番10号	4月2日から 4月9日まで

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期

日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

川崎市宮前区役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月25日	川崎市宮前区東有馬5丁目21番12号	鈴木七五郎	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月26日	川崎市宮前区野川2964番地21	青山 仁三	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月27日	川崎市宮前区菅生6丁目18番11号	内田 一夫	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月28日	川崎市宮前区鷺沼4丁目5番地11	小森 章	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月29日	川崎市宮前区野川2245番地 県営13-401	野口 邦彦	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月30日	川崎市宮前区宮崎6丁目6番地7	村田 保貞	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
3月31日	川崎市宮前区有馬8丁目20番20号	福田 熙	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月1日	川崎市宮前区野川309番地	朝倉 敏夫	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月2日	川崎市宮前区馬絹1284番地110	清水 基鑑	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月3日	川崎市宮前区犬蔵1丁目39番4号	齋藤 至旦	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月4日	川崎市宮前区神木本町3丁目6番19号	渡辺 良雄	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月5日	川崎市宮前区宮崎6丁目6番地7	村田 保貞	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月6日	川崎市宮前区有馬8丁目20番20号	福田 熙	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月7日	川崎市宮前区鷺沼4丁目5番地11	小森 章	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月8日	川崎市宮前区宮崎3丁目12番地21	持田 伸幸	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一
4月9日	川崎市宮前区東有馬5丁目34番2-1号	益子久美子	川崎市幸区古川町173番地モコアール301	板橋 洋一

川崎市宮前区（向丘出張所）役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
4月2日	川崎市宮前区宮崎3丁目12番地21	持田 伸幸	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月3日	川崎市宮前区平3丁目7番8号	齋藤 秀夫	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月4日	川崎市宮前区菅生3丁目5番8号	根本 俊隆	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月5日	川崎市宮前区犬蔵1丁目29番5号	栃木 孝雄	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月6日	川崎市宮前区宮崎3丁目12番地21	持田 伸幸	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月7日	川崎市宮前区神木本町3丁目6番19号	渡辺 良雄	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月8日	川崎市宮前区野川309番地	朝倉 敏夫	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠
4月9日	川崎市宮前区馬絹1284番地110	清水 基鑑	川崎市幸区古市場2丁目110番地	齋藤 誠

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

1 川崎市宮前区役所内 川崎市宮前区選挙管理委員会
事務室

- (1) 所在地 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
 - (2) 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市宮前区役所向丘出張所
- (1) 所在地 川崎市宮前区平1丁目1番10号
 - (2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで
 - (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

なお、出張所においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条の事務は取り扱わない。

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

1 場 所

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後5時30分

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市宮前区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

1 場 所

川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市宮前区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

1 場 所

川崎市宮前区犬蔵1丁目10番2号
川崎市消防総合訓練場 屋内訓練場

2 日 時

平成23年4月10日 午後9時00分

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃木 孝雄

川崎市宮前区開票区

1 開票管理者

川崎市宮前区東有馬5丁目21番12号 鈴木 七五郎

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

川崎市幸区幸町2丁目681番地 二松 利恵子

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第4号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第238号）第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

平成23年3月16日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関口 景雄

1 縦覧場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

川崎市多摩区役所内

川崎市多摩区選挙管理委員会事務室

2 縦覧期間

(1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年3月23日登録分

平成23年3月24日

(2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙に伴う平成23年3月31日登録分

平成23年4月1日

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公

職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月23日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市多摩区役所 11階会議室	川崎市多摩区登戸1775番地1	3月25日から 4月9日まで
川崎市多摩区役所 生田出張所 3階会議室	川崎市多摩区生田7丁目16番1号	4月2日から 4月9日まで

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

(別紙省略)

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

- 川崎市多摩区役所内 川崎市多摩区選挙管理委員会事務室
 - 所在地 川崎市多摩区登戸1775番地1
 - 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで

- 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市多摩区役所 生田出張所

- 所在地 川崎市多摩区生田7丁目16番1号
- 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで

- 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

なお、《川崎市多摩区役所 生田出張所》においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条の事務は取り扱わない。

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

1 場 所

- 川崎市多摩区登戸1775番地1
- 川崎市多摩区役所内
- 川崎市多摩区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後5時30分

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市多摩区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 影 雄

1 場 所

- 川崎市多摩区登戸1775番地1
- 川崎市多摩区役所内
- 川崎市多摩区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市多摩区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定によ

り、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

- 1 場 所 川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号
川崎市立稲田中学校 体育館
- 2 日 時 平成23年4月10日 午後9時00分

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

川崎市多摩区開票区

- 1 開票管理者
川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号 桑原 俊雄
- 2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者
川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号 田崎 薫

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号

平成23年4月10日執行の川崎市議会議員選挙並びにこれと同時に執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事

選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成22年政令第238号）第1条の規定により、神奈川県知事選挙にあつては同年3月23日に、川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙にあつては同年3月31日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

平成23年3月18日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

- 1 縦覧場所 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
川崎市麻生区役所内
川崎市麻生区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 (1) 神奈川県知事選挙に伴う平成23年3月23日登録分
平成23年3月24日
(2) 川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙に伴う平成23年3月31日登録分
平成23年4月1日
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第5号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成23年3月23日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

平成23年4月10日執行 神奈川県知事選挙・神奈川県議会議員選挙・川崎市議会議員選挙

区	投票区	図面表示番号	設 置 場 所
麻 生 区	1	1-1	東百合丘2丁目3番 中の台バス停脇フェンス
		1-2	東百合丘2丁目14番5号 塔ノ越南公園北側フェンス
		1-3	東百合丘2丁目34番2号 松沢良一宅南側
		1-4	東百合丘3丁目1番10号 東百合丘こども文化センター前フェンス
		1-5	東百合丘4丁目9番 生田南郵便局前交差点脇ガードレール
		1-6	東百合丘4丁目12番1号 長沢中学校正門脇フェンス
		1-7	東百合丘4丁目12番1号 長沢中学校西門脇植込み
		1-8	東百合丘4丁目33番17号 餅坂第3公園東側植込み

麻	7	7-1	万福寺1丁目5番 麻生区役所南側植込み
	7-2	万福寺1丁目13番 鈴木庸宅東側	
	7-3	上麻生1丁目11番 山口睦歩道橋東側交差点脇植込み	
	7-4	上麻生1丁目21番 新百合ヶ丘駅南口前植込み	
	7-5	上麻生3丁目24番 麻生小学校正門脇フェンス	
	7-6	上麻生4丁目2番 川崎青葉幼稚園西側植込み	
	7-7	上麻生4丁目2番 鶴亀松公園南側出入口脇植込み	
	7-8	万福寺5丁目1番1号 麻生郵便局西側植込み	
	7-9	万福寺3丁目3番 万福寺おやしる公園散歩道入口脇植込み	
8	8-1	高石1丁目14番15号 高石保育園北側フェンス	
	8-2	百合丘2丁目8番地2 北部リハビリテーションセンター正門脇フェンス”	
	8-3	百合丘2丁目4番地 百合丘第4公園西側斜面	
	8-4	百合丘2丁目6番地 百合ヶ丘第1団地12号棟東側植込み	
	8-5	高石4丁目15番7号 北部下水道事務所前フェンス	
	8-6	高石4丁目22番2号 市営住宅2号棟西側フェンス	
	8-7	高石5丁目13番 百合ヶ丘サニーフラット前植込み	
	8-8	高石5丁目2番 第一導水隧道猫山谷伏越出入口脇	
9	9-1	王禅寺東1丁目12番1号 王禅寺北第1公園南側植込み	
	9-2	王禅寺東2丁目9番 王禅寺北第4公園西側フェンス	
	9-3	王禅寺西4丁目5番1号 王禅寺北第6公園東側植込み	
	9-4	王禅寺西1丁目26番1号 南百合丘小学校西側植込み	
	9-5	王禅寺西1丁目26番1号 南百合丘小学校正門脇空地	
	9-6	王禅寺西3丁目28番1号 王禅寺公園バス停脇植込み	
	9-7	上麻生2丁目11番26号 上麻生公園北側出入口脇フェンス	
	9-8	上麻生2丁目27番 スポーツセンター入口交差点脇植込み	
10	10-1	王禅寺東5丁目44番46号 王禅寺会館前フェンス	
	10-2	王禅寺東5丁目17番7号 王禅寺さくら公園東側フェンス	
	10-3	王禅寺東3丁目12番1号 王禅寺中第2公園西側植込み	
	10-4	王禅寺東3丁目26番 王禅寺中公園北側植込み	
	10-5	王禅寺東2丁目31番1号 王禅寺中第1公園南側植込み	
	10-6	王禅寺東1丁目25番 王禅寺日吉谷調整池西側フェンス	
	10-7	王禅寺東4丁目14番2号 王禅寺中央中学校正門植込み	
	10-8	王禅寺東3丁目51番1号 王禅寺大谷緑地公園北側植込み	
11	11-1	虹ヶ丘1丁目21番1号 虹ヶ丘公園自転車置場脇植込み	
	11-2	虹ヶ丘1丁目21番1号 虹ヶ丘公園西側植込み	
	11-3	虹ヶ丘1丁目21番2号 虹ヶ丘小学校南門脇空地	
	11-4	虹ヶ丘2丁目2番16号 虹ヶ丘団地バス停脇植込み	
	11-5	虹ヶ丘2丁目2番19号 2-19号棟集会所北側フェンス	
	11-6	虹ヶ丘2丁目3番26号 3-26号棟北側フェンス	
	11-7	虹ヶ丘3丁目1番5号 虹ヶ丘住宅管理事務所向側植込み	

麻	12	12-1	王禅寺東6丁目3番1号 東柿生小学校正門脇塀
		12-2	王禅寺東5丁目48番15号 石橋交差点北側フェンス
		12-3	王禅寺西8丁目24番34号 麻生台団地グラウンド出入口脇フェンス
		12-4	下麻生3丁目28番1号 下麻生住宅1号棟東側フェンス
		12-5	下麻生1丁目6番20号 麻生台団地20号棟西側空地
		12-6	下麻生1丁目2番5号 麻生台団地5号棟東側公園脇植込み
		12-7	下麻生2丁目7番15号 下麻生花島公園南側植込み
		12-8	早野573番地 早野交差点脇フェンス
麻	13	13-1	王禅寺西7丁目28番 真福寺交差点脇フェンス
		13-2	王禅寺西7丁目18番 市営真福寺団地1号棟前フェンス
		13-3	王禅寺西5丁目25番9号 王禅寺北第7公園西側フェンス
		13-4	白山2丁目1番 日本映画大学白山キャンパス南側斜面
		13-5	白山2丁目3番 白山北緑地前バス停脇空地
		13-6	白山4丁目2番2号 白山こども文化センター北側フェンス
		13-7	白山4丁目5番 新ゆりグリーンタウンバス停東側植込み
		13-8	白山5丁目3番1号 真福寺小学校正門脇フェンス
生	14	14-1	上麻生7丁目23番 上麻生亀井公園東側フェンス
		14-2	上麻生7丁目2番 上麻生保育園前フェンス
		14-3	上麻生6丁目29番18号 柿生連絡所西側フェンス
		14-4	上麻生6丁目40番 柿生中学校登り口フェンス
		14-5	上麻生6丁目10番 マルエツ柿生店駐車場北側フェンス
		14-6	上麻生5丁目42番 柿生駅北側自転車置場脇フェンス
		14-7	上麻生5丁目33番 美山台中公園東側フェンス
		14-8	上麻生5丁目17番 美山台公園西側フェンス
区	15	15-1	片平1丁目7番 小田急多摩線ガード下歩道フェンス
		15-2	片平1丁目14番 葉積緑地西側フェンス
		15-3	片平2丁目23番 住真マンション北側空地(柿生緑地)
		15-4	片平3丁目3番1号 柿生小学校正門脇フェンス
		15-5	片平3丁目2番 麻生川フェンス
		15-6	片平4丁目1番 片平橋ガードレール
		15-7	片平4丁目3番 善正寺バス停横フェンス
		15-8	片平4丁目9番 片平4丁目お山公園出入口脇
区	16	16-1	白鳥4丁目27番 白鳥調整池南側フェンス
		16-2	片平5丁目27番1号 片平公園北側フェンス
		16-3	白鳥1丁目5番1号 白鳥中学校正門脇植込み
		16-4	白鳥3丁目21番 小田急多摩線ガード脇コンクリート柵
		16-5	五力田1丁目1番 五力田調整池南側フェンス
		16-6	五力田2丁目20番10号 柿生学園入口脇フェンス
		16-7	五力田3丁目18番1号 五月台駅北口駅前広場フェンス
		16-8	古沢403番地 鈴木祐夫宅向側倉庫前空地

麻	17	17-1	栗平2丁目1番 栗平駅北側駅前広場植込み
		17-2	栗平2丁目1番 栗平駅南側駅前広場植込み
		17-3	栗平2丁目5番 栗平東公園南側フェンス
		17-4	栗木1丁目11番 栗木調整池北側フェンス
		17-5	栗木台1丁目8番 栗木台すげ沢公園北側フェンス
		17-6	栗木台2丁目11番1号 市水道局麻生営業所分室西側フェンス
		17-7	栗木台5丁目15番1号 栗木台小学校正門脇フェンス
		17-8	栗木台5丁目15番1号 栗木台小学校校庭出入口脇フェンス
生	18	18-1	岡上71番地2 岡上第2公園北側フェンス
		18-2	岡上233番地 梶亭宅前ブロック塀
		18-3	岡上1620番地2 和光大学周辺植込み 五十嵐久能宅前
		18-4	岡上286番地1 麻生市民館岡上分館フェンス
		18-5	岡上510番地9 (株)カジノヤ向側空地
		18-6	岡上600番地 宮野静子宅北側植込み
		18-7	岡上675番地1 岡上小学校正門脇フェンス
		18-8	岡上3番地1 コーポヤマ西側空地
区	19	19-1	南黒川4番1号 黒川駅北口駅前広場植込み
		19-2	南黒川4番1号 黒川駅南口フェンス
		19-3	南黒川9番4号 黒川第1調整池フェンス
		19-4	黒川1番地 汁守神社下空地
		19-5	はるひ野1丁目16番 黒川調整池西側フェンス
		19-6	はるひ野2丁目12番 柳町いろどり公園南側植込み
		19-7	はるひ野4丁目8番1号 はるひ野小中学校正門下植込み
		19-8	はるひ野5丁目8番1号 はるひ野駅北口東側 ガード脇コンクリート柵

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市麻生区役所 4階第1会議室	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	3月25日から 4月9日まで
川崎市麻生区役所 柿生連絡所ホール	川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号	4月2日から 4月9日まで

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理

すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

川崎市麻生区役所 期日前投票所

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月25日	川崎市麻生区王禅寺東4丁目29番12号	井上アサ子	川崎市麻生区高石3丁目3番10号	渡邊八重子
3月26日	川崎市麻生区岡上1617番地3	佐藤 政利	川崎市麻生区片平3丁目2番4号	佐藤 洽子
3月27日	川崎市麻生区百合丘1丁目16番地12サンラフレ百合ヶ丘9-201	村松 良子	川崎市麻生区王禅寺東3丁目6番9号	中村由起子
3月28日	川崎市麻生区金程4丁目5番6号	伊藤 實	川崎市麻生区王禅寺東5丁目44番15号	東田 慶子
3月29日	川崎市麻生区上麻生5丁目7番10号	村田 勇	川崎市麻生区王禅寺西5丁目10番1号	西山 早苗
3月30日	川崎市麻生区百合丘2丁目16番地7	柳島 五郎	川崎市麻生区百合丘3丁目22番2-403号	山田イツ子
3月31日	川崎市麻生区王禅寺西3丁目15番5号	中川 嘉憲	川崎市麻生区王禅寺東5丁目44番15号	東田 慶子
4月1日	川崎市麻生区片平1997番地2	安藤 豊	川崎市麻生区高石3丁目3番10号	渡邊八重子
4月2日	川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目8番地76	清水 俊子	川崎市麻生区王禅寺西5丁目10番1号	西山 早苗
4月3日	川崎市麻生区岡上120番地4	菅原 敬子	川崎市麻生区片平3丁目2番4号	佐藤 洽子
4月4日	川崎市麻生区王禅寺東6丁目13番32号	馬場美智子	川崎市麻生区王禅寺東3丁目6番9号	中村由起子
4月5日	川崎市麻生区下麻生1丁目29番2号	鈴木 勝男	川崎市麻生区百合丘3丁目22番2-403号	山田イツ子
4月6日	川崎市麻生区黒川97番地	川端 求	川崎市麻生区王禅寺西5丁目10番1号	西山 早苗
4月7日	川崎市麻生区百合丘1丁目16番地12サンラフレ百合ヶ丘9-201	村松 良子	川崎市麻生区王禅寺東5丁目44番15号	東田 慶子
4月8日	川崎市麻生区高石4丁目31番19号	加藤 敏久	川崎市麻生区高石3丁目3番10号	渡邊八重子
4月9日	川崎市麻生区黒川97番地	川端 求	川崎市麻生区片平3丁目2番4号	佐藤 洽子

川崎市麻生区役所（柿生連絡所）期日前投票所

職務を 行う日	投票管理者		投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月2日	川崎市麻生区岡上1617番地3	佐藤 政利	川崎市麻生区片平3丁目16番20号	石山 孝子
4月3日	川崎市麻生区はるひ野2丁目27番12号	大浦 道德	川崎市麻生区王禅寺西1丁目46番1号	大久保玲子
4月4日	川崎市麻生区金程4丁目5番6号	伊藤 實	川崎市麻生区王禅寺西1丁目7番3号	蟹谷 篤一
4月5日	川崎市麻生区王禅寺西3丁目15番5号	中川 嘉憲	川崎市麻生区はるひ野1丁目15番1-341号	西沢 武
4月6日	川崎市麻生区上麻生5丁目7番10号	村田 勇	川崎市麻生区片平3丁目16番20号	石山 孝子
4月7日	川崎市麻生区下麻生1丁目29番2号	鈴木 勝男	川崎市麻生区王禅寺西1丁目7番3号	蟹谷 篤一
4月8日	川崎市麻生区王禅寺東4丁目29番12号	井上アサ子	川崎市麻生区王禅寺西1丁目46番1号	大久保玲子
4月9日	川崎市麻生区岡上120番地4	菅原 敬子	川崎市麻生区はるひ野1丁目15番1-341号	西沢 武

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

1 川崎市麻生区役所内 川崎市麻生区選挙管理委員会
事務室

- (1) 所在地 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
(2) 事務取扱期間 平成23年3月25日から同年4月9日まで
(3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市麻生区役所（柿生連絡所ホール）

- (1) 所在地 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号
(2) 事務取扱期間 平成23年4月2日から同年4月9日まで
(3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

なお、川崎市麻生区役所（柿生連絡所ホール）においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条の事務は取り扱わない。

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第9号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

1 場 所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
川崎市麻生区役所内
川崎市麻生区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年3月24日 午後5時30分

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第10号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市麻生区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次の

とおりです。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

1 場 所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
川崎市麻生区役所内
川崎市麻生区選挙管理委員会委員室

2 日 時

平成23年4月7日 午後5時30分

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第11号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における川崎市麻生区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

1 場 所 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号

川崎市麻生スポーツセンター 大体育室

2 日 時 平成23年4月10日 午後9時00分

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成23年3月24日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 中 川 嘉 憲

川崎市麻生区開票区

1 開票管理者

川崎市麻生区岡上1617番地3 佐藤 政利

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

川崎市麻生区王禅寺東4丁目29番12号 井上アサ子

正

誤

川崎市公報第1,575号（平成23年3月25日発行）601ページ川崎市公告（調達）第81号中「平成23年2月28日」は「平成23年2月25日」の誤り。

川崎市公報第1,575号（平成23年3月25日発行）601ページ

一 川崎市公告（調達）第82号中「平成23年2月28日」
は「平成23年2月25日」の誤り。